

人口減少・少子高齢化社会において 求められる地方公共団体の行財政運営 に関する調査研究

令和 2 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、インバウンド需要を背景とした観光を通じた地域の活性化、地域経済循環を意識した地場産業の育成、都市機能の立地適正化の推進等の複雑多様化する諸課題の解決に、自らの判断と責任において取り組まなければなりません。

また、最近ではICTやAI等を活用した業務改革の推進、公共施設等に係る老朽化対策等の適正管理、上下水道の広域化等の公営企業経営改革など、地方公共団体の行政経営基盤の強化も求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

人口減少・少子高齢化社会においては、全ての地方公共団体において、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されると同時に公・共・私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下します。

このような背景の中で、本研究会では、人口減少・少子高齢化社会において求められる地方公共団体の行財政運営を検討するため、一部の地方公共団体や関係省庁等に御協力を仰ぎ、実際に行っている業務内容や財源等を調査し、その結果をもとに、地方公共団体の行財政運営を行っていく上での課題の整理とその対応、今後必要となる視点等についてとりまとめました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

令和2年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井上源三

目次

研究概要	1
第1部 地方財政制度	25
第1章 公共施設の適正管理の推進について	27
第2章 令和2年度地方財政対策の概要	70
第2部 小田原市の取組	83
第1章 行財政運営上の課題・単独事業の状況（商工費・土木費）	85
第2章 行財政運営上の課題・単独事業の状況（民生費・教育費）	96
第3部 地方教育行財政の現状と課題	111
第4部 社会保障制度	131
第1章 医療・介護と世代間連帯・衡平	133
第2章 令和2年度の社会保障関連予算（案）の概要	136
第5部 今年度の研究のまとめ	149
委員名簿等	167

研究概要

研究概要

1 本調査研究の趣旨

人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等が減少する一方で、社会保障関係費等の支出は増加することが見込まれ、地方自治体の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されている。そんな中、地方自治体は、常に地域住民の安心・安全を確保するとともに、生活に必要な行政サービスを提供する機能を維持していかなければならない。

そのため、今年度の研究会では、公共施設の適正管理の推進、地方教育行財政の現状と課題、医療・介護と世代間連帯・衡平等について、委員及び行政側の報告並びに意見交換を行うとともに、地方自治体の事例として、昨年度に引き続き、小田原市から行財政運営上の課題や単独事業の状況等について意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、人口減少・少子高齢化社会において求められる地方公共団体の行財政運営に関して、全5回の研究会を開催した。

第1回研究会（令和元年6月24日）では、公共施設の適正管理の推進について、人口減少社会における地方財政を巡る諸課題、公共施設等の総合管理、地方公会計の整備と活用等について報告し、質疑が行われた。

第2回研究会（令和元年7月29日）では、小田原市を調査対象として、同市の行財政運営上の課題や単独事業の状況（商工費・土木費）等について説明を受け、意見交換が行われた。

第3回研究会（令和元年10月1日）では、小田原市を調査対象として、同市の行財政運営上の課題や単独事業の状況（民生費・教育費）等について説明を受け、意見交換が行われた。

第4回研究会（令和2年1月7日）では、令和2年度地方財政対策の概要のほか、地方教育行財政の現状と課題について、公教育に関する制度、我が国の学校教育の展開、2020年教育改革の今等について報告し、質疑が行われた。

第5回研究会（令和2年2月19日）では、令和2年度の社会保障関連予算（案）の概要のほか、医療・介護と世代間連帯・衡平について、後期高齢者の医療に係る世代間連帯、前期高齢者の医療に係る世代間連帯、介護保険における世代間連帯等について報告し、質疑が行われた。

「令和元年度地方行財政ビジョン研究会」第1回委員会 議事概要

日 時：令和元年6月24日（月）18:00～20:00

場 所：中央合同庁舎第2号館 低層棟1階 共用会議室4

出席者

（学識委員）

関口副委員長、荒見委員、伊集委員、宇野委員、高端委員、中野委員、西岡委員、古市委員、本庄委員

（総務省委員）

大沢委員、福田委員、伊藤委員、山越委員、坂越委員、長谷川委員、平沢委員

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

「公共施設の適正管理の推進について」

総務省自治財政局財務調査課長 長谷川 淳二

3 閉 会

【質疑応答（概要）】

議題「公共施設の適正管理の推進について」について、長谷川委員からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

○ 小学校のプールを統合する事例について、小学校からプールまでのアクセス方法や具体的な活用方法をご教示願いたい。

→ この事例では、夏季は授業を最優先に輪番で児童・生徒が使用し、それ以外を市民開放している。

バスを利用する場合は、人件費等もかかるので、時間をかけて丁寧に議論し、運用している。

○ 公共施設等適正管理推進事業債の除却事業に関して交付税措置がないのはなぜか。

→ 地方公共団体は非募債主義として借金することができないのが原則であるが、地方財政法第5条を根拠として道路や橋梁等、世代間の公平にかなう建設地方債のみ例外として認められているところ。除却は将来に便益が及ぶものでなく、消費的な経費であるので、交付税措置は適切ではないが、除却すると一時的に多額の資金が必要となり、そのお金がないと放置されてしまうため、特例債という形で資金手当をしているところ。

○ 公共施設の適正配置は、省庁の縦割りの分野を超えて調整する必要があるが、全体

調整と個別施設の適正化の関係をどのように考えるか。

→ 先進自治体では、まず総論として、人口減少していく中で、公共施設の総量も削減していく必要があるという認識を持った上で各論に入っている場合が多い。

まず総論からしっかり認識をして、個別施設計画を策定する上でまた PDCA を回し、公共施設等総合管理計画をより充実させる中で実行性のある計画としていくことが重要である。

○ 公共施設等総合管理計画の範囲は普通会計や公営企業会計などの会計区分でいうどこまでが範囲となっているか。

また、公営企業の経営戦略と公共施設等総合管理計画の関係はどうなっているか。

→ 公共施設等総合管理計画は上下水道など公営企業も含めて計画を策定している。

また、公営企業の経営戦略では、今後 30 年～50 年を見据え、長期の更新投資も含め、当面の 10 年間の財政計画を立て、収支均衡する仕組みを作ることを意図している。

このため、アセットマネジメントが重要であり、個別施設計画できちんと作成するよう助言している。

○ 除却債の活用状況はどのようになっているか。

→ 放置していくと管理費がかかるため、除却債で更地にしている例が増えてきており、ニーズはある。

○ 公共施設等総合管理計画の見える化について、例えば集約化などマクロでどのくらいの件数になるか、把握することができるか。

また、維持・管理・更新に係る経費の総額も把握することができるのか。それとも、個別施設計画が全部そろわないと総額が分からないのか。

→ 公共施設等総合管理計画の見える化は、総量の目標など、総論部分の話になるので、これだけでは傾向はわからないと思う。

集約化・複合化事業も、個別施設計画の策定の進捗に応じて増えてくる。

○ 公共施設等総合管理計画が、地方財政計画の中でどのように対応するのかが分からない。公共投資の内数になると思うが、今後どれくらい増えていくのか。

→ 結論から言うと、まだその段階に至っていない。個別施設計画を令和 2 年度までに策定し、それを踏まえて令和 3 年度までに財政効果額がどれくらいになるか公表するよう依頼しているので、それを踏まえて算定することになると思うが、決算統計上、維持補修費は増加基調にある。

○ セグメント分析の取組の推進に関して、利用者数、面積、サービス提供量などの非財務情報を「整理すべき論点」として挙げているが、例えば老朽化比率などもセグメント分析に入るのか。

→ 施設別のセグメント分析の一番の眼目は効率的な運用であり、運営形態として直

営、指定管理、委託、一部委託をフルコストで比較できることを目指している。
非財務情報については、図書館を例にすると貸出冊数などが一番使える情報になる。

- 資料 60 ページでは、小学校と保育園の老朽化比率を比較しているが、単に老朽化比率だけでなく、非財務情報を組み合わせた評価が重要ではないか。
公共施設の総合管理の枠組において、施設の質的な価値についてサポートする手段はあるのか。
 - ご指摘のとおり、財務情報とともにサービス提供施設である以上、どれくらいサービスが提供されているかという観点は不可欠であるので、財務情報とサービス提供状況を比較して分析することが大事である。
これまで客観的なデータがなかったため、公会計のアプローチから、例えば図書館が1冊貸し出すためにいくらかかっているかという情報を提供することで、まずは客観的な議論ができればということを進めている。

- 施設の統廃合によって雇用が増える場合と減る場合があると思うが、公共施設等適正管理推進事業債を活用した事例では、雇用はどうなっているのか。
 - 福祉分野など専門的な職員は別にして、統廃合により職員を増やすことはないと思う。
プールの統廃合の例でいえば、運営はスイミングスクールに事業も含め委託し、バスについても委託している。

- 都市間の比較に用いられる類似団体とは何か。
 - 総務省では人口規模と産業構造のウェイトに応じて類似団体を設定しており、各地方公共団体では、自分の属する類似団体と比較している。
政令市でも政令市の中で規模が似ているところを比較することによって予算編成や資産管理の見直しに繋げている実情がある。

- 公共施設等総合管理計画はスムーズに策定できたが、個別施設計画の策定は、教育や福祉施設等、自治体の現場では相当ハードルが高いのではないか。
数値目標を出す場合、相当慎重に扱わなければミスリーディングになってしまう。
例えば公民館を例にすると、人口一人当たりの行政コストを客観的な指標として提示したとしても、住民が理性より感情で受け止めてしまうこともある。
そうした中、今の情勢は、公共施設等総合管理計画に象徴されるように、20~30年にわたる将来の影響を踏まえて政策決定することが求められており、地方自治のハードルが高まっているのではないか。
総務省としてもマニュアル化の整備などで支援をしているが、あまり進めすぎると地方分権に反するのではないかという批判もあると思うが、進めていく上での工夫はあるか。
 - 現状の政策スタンスは、客観的な事実として、人口減少が進み、低密度化している

中で、公共施設の需要も客観的に変わってきていることについて、各地方公共団体の首長、住民、議会の中で認識を共有していただくこと。

20～30年後のことを考えて政策決定することはハードルが高いかもしれないが、実際に先進的に実施している団体があるので、先進事例を横展開し、全体のレベルを向上させていく段階にあると思っている。

- 2000年代からの20年間の中では、市町村合併を推進し、合併特例債を活用して公共施設等の効率的活用を図ってきたが、公共施設等総合管理計画の策定の中で、市町村合併の成果と限界が反映されているのか。
 - 合併団体は課題先進地であり、資料にある事例も大半は平成の大合併を経験した地域である。施設の統廃合のための除却も合併特例債が認められる事例もある。

- 先進諸国では、例えばコストを細分化して把握できるようにすることや、医療保険で個々人の抱えている健康リスクが正確に数値化されてくると、結局、税金を払うことや保険料など共同の仕組みでファイナンスする方向がどんどん崩されていく。
 - セグメント分析を進めていくと、例えばA公民館とB公民館のコスト比較を行い、B公民館の方が人口一人当たりで算定すると非効率だと数値に出ていくと、自治体内の地域間の利害が「見える化」されていくことの影響が今後必ず強まってくると思う。
 - 行政におけるコストは、「無駄な」という意味とともに、行政としての責任の側面もあるので、コストがかかっているにもかかわらず、この地域にはこれだけのお金をかけて行う責任があることを両面で説明していかなければならないと思う。

- 23・24ページの中長期的な維持管理・更新経費見込について、公営企業会計で法適用企業であれば減価償却に対応して引当金を計上しているが、普通会計と公営企業会計で更新経費の計上に相違があるのか。
 - 減価償却ではなく現金支出にそろえている。現金ベースで計画を立て、老朽化対策をした場合としなかった場合の経費を現金ベースで比較して、直接的な削減効果を算出していただく。

「令和元年度地方行財政ビジョン研究会」第2回委員会 議事概要

日 時：令和元年7月29日（月）15:00～17:00

場 所：小田原市役所3階全員協議会室

出席者

（学識委員）

関口副委員長、青木委員、伊集委員、宇野委員、中野委員

（総務省委員）

新田委員、自治財政局交付税課高野理事官（出口委員の代理出席）

（小田原市）

武井企画部副部長、小澤企画部企画政策課長、石井総務部限政課長、福井総務部限政課副課長、飯山経済部観光課長、菅野都市部都市政策課副課長、山口都市部都市政策課主査

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

「行財政運営上の課題・単独事業の状況（商工費・土木費）」

3 閉 会

【質疑応答（概要）】

議題「行財政運営上の課題・単独事業の状況（商工費・土木費）」について、小田原市担当者からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

小田原市の総合計画等について

- 総合計画「おだわら TRY プラン」における重点テーマの一つである「基礎自治体としてのあり方の見極め」とは、どういうことか。
→ 平成28年度から29年度にかけ、近隣の南足柄市との合併協議があった。最終的に合併は見送りとなったが、「基礎自治体としてのあり方の見極め」とは、合併協議にあたり基礎自治体としてのあり方を整理するために設定された項目。
- 総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略と、法律で策定が義務づけられている個別計画（例えば「子ども・子育て支援事業計画」など）は、どのような関係になるのか。
→ 総合計画や総合戦略、個別計画は、例えば、総合計画を見直す際に個別計画の内容を反映させるなど、相互に関連している。

- 「第4次実施計画策定基本方針（素案）」に「他市の行政サービス水準・執行方法との比較（自治体間ベンチマーキング）を行いながら」との記載があるが、小田原市周辺の2市8町の状況は把握しているのか。
 - 合併を検討するにあたり、南足柄市との比較を行った。併せて、全国と同規模の市町村のデータを収集し、合併後の行政水準について議論を行った経緯がある。結果的に合併は見送られたが、この間の積み重ねをうまく活用（＝ベンチマーキング）しようと考えている。
- 南足柄市との合併協議の際、自治体間の人口の動きのバランスについて議論されたのか。
 - 2市8町は一つの生活圏であり、一体のものであるため、この中で人口の循環はあり得るものと考えており、南足柄市との合併の議論のときは、小田原市と南足柄市が、2市8町全体を引っ張っていくという考え方であった。
- 2市8町で意見交換する機会はあるのか。
 - 「神奈川県西部広域行政協議会」という首長レベルの会議があり、意見交換を行っている。

公共施設のマネジメント等について

- 「維持修繕年次計画会議（優先度付け）」で結論づけられた優先度は、実効性があるものなのか。
 - 「維持修繕年次計画会議（優先度付け）」は公共施設マネジメント課が中心となって関係者を集めた担当者レベルの会議であり、その結果は理事者へ説明している。会議で結論づけた優先度は（予算の制限はありつつも）尊重していただいている。
- 文化施設等の文化的な価値の維持とバリアフリー化とのバランスはどのようにとっているのか。
 - 歴史的建造物はバリアフリー化されていないのが現状である。法律に基づき最低限、トイレの整備などを行っている状況である。
- 小田原城は小田原市の所有なのか。また、その場合バランスシートにはどのように計上されているのか。
 - 市の所有であり、特別会計で運用している。バランスシートには昭和35年に遡った再建築価格で計上している。
- 南足柄市との合併が見送りとなったことで公共施設マネジメントの取組が始まったのか。
 - 以前から行っていた取組であり、合併の見送りが直接的に関係したものではない。

- 公共施設マネジメント課という新しい課を置いて計画会議を行うことのメリットは何か。
また、公共施設マネジメントは市内だけの議論なのか、それとも、住民の意向や要望を反映する制度的な仕掛けがあるのか。
→ 公共施設マネジメント課ができたことで全体を俯瞰して見ることができ、優先度付けができるようになった。
住民の意見は把握しているが、限られた財源で優先順位をつけなければいけないので、最終的には市が判断している。

- 教育委員会の所管である学校施設も市の施設ということで横並びに扱われるのか。
→ 学校施設を優先しなければならない場面もあり、完全に横並びとなるわけではない。

- 公共施設マネジメントのためのデータ（フロー・ストック）について、フローの把握は決算統計の活用などにより、ある程度容易かと思うが、ストックの把握は資産を捉えるための尺度の設定が困難であり、難しいかと思う。そのような中で、固定資産台帳等を活かすような取組をしているのか。
→ おっしゃるとおり、ストック面での把握はむずかしい。よって、資産の特定、価値づけ、位置づけを積極的に進めていく一方で、事後的な修正はある程度やむを得ないと考えている。

- 公共施設に係る個別施設計画は策定しているのか。特に学校や社会教育施設は住民に身近なため策定しにくいのではないのか。
→ おっしゃるとおり、特に学校は集落ごとであり、住民の思い入れも強い。再編して減らすことに抵抗があるため、個別施設計画の策定に至っていない状況。

- 「小田原市公共施設再編基本計画」における「延床面積の見通し」では、それぞれの施設分類ごとで増減量にばらつきがある。特定の施設分類に注力しようという考えはあるのか。
→ 既存施設一つ一つごとに方針を練った結果であり、特定の分類に狙いを絞るような考えはない。また、既存施設に加えて、現在建設中あるいは計画中の施設も加味した数字となっている。

- 延床面積の見通しで公営住宅の減少率が一番高くなっているのはどのような方針か。
→ 小田原市の公営住宅は老朽化が進んでいるものが多く、また、公営住宅ごとに入居者の多寡もあるため、住居者が集まらない公営住宅は段階的に廃止することとしている。
セーフティネットの側面もありゼロにはできないが、人口減に対応したストック計画に基づいて削減することとしている。

- 固定資産台帳はどのように活用しているのか。
→ 個別の施設において費用対効果の分析を行っている。
- 公共施設の分析の難しさや問題点はどのように感じているか。
→ 施設の老朽化の状況が台帳に反映できていないところがある。
また、公会計と従来どおりの官庁会計の2つの会計で把握しており、どっちつかずになってしまっているところがある。
- 歴史的建造物を取得するための財源はどのようなものか。
→ 社会資本整備総合交付金のメニューの一つである都市再生整備計画事業を活用している。

小田原市のまちづくり・コンパクトシティの考え方について

- コンパクトシティについて、歴史的資源を通じたにぎわいや交流だけでなく、市民の居住環境のコンパクト化まで含んだ構想になっているのか。
→ 平成30年度末に居住誘導区域を設定し、公共交通機関を活用した計画となっている。
- 居住誘導区域に人を誘導するような独自の政策は行っているか。
→ 住む場所を変えるところまでは至っていない。
小田原市のコンパクトシティの最終的なテーマは、地域の稼ぐ力をアップさせるという所にある。今回の取り組みは、交流人口を増やして拠点性を上げることで地域の稼ぐ力につなげようとするもの。
- 空き家・空き店舗対策で、独自に新しい取組は行っているか。
→ シャッター街化している商店街を変えたいという動きがある。
商店街の方々と新規事業者とを引き合わせるマッチングに加えて、空き家・空き店舗のリノベーションを行っている不動産業者を引き合わせて活用につなげる取組を行っている。
- 地域資源を整備する際に、観光客等の購買活動の活性化に至るまでの道筋はどのように考えているか。
→ これまでの官主導の公民連携でなく、民主導の公民連携を計画的に進めていきたいと考えている。地域資源の整備から購買活動の活性化に至る流れの中で、民間との調整が重要になってくると考えている。
- コンパクトシティを進める中で、まずは交流人口を高めるとのことだが、将来的な人口の想定を教えてください。

→ 人口減は避けられないが、居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標としている。

○ 中心市街地の整備やコンパクトシティなど、まちづくりに要する財源は何を活用しているか。

→ 国庫補助事業を活用しており、単独事業はほとんど無い。

「令和元年度地方行財政ビジョン研究会」第3回委員会 議事概要

日 時：令和元年10月1日（火）15:00～17:00

場 所：小田原市役所6階 601 会議室

出席者

（学識委員）

井手委員長、関口副委員長、荒見委員、宇野委員、小西委員、竹端委員、中野委員

（小田原市）

武井企画部副部長、小澤企画部企画政策課長、加藤企画部政策企画課係長、石井総務部財政課長、福井総務部財政課副課長、早川福祉健康部担当副部長、石井教育部教育指導課長、鈴木教育部教育指導課担当課長

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

「行財政運営上の課題・単独事業の状況（民生費・教育費）」

3 閉 会

【質疑応答（概要）】

議題「行財政運営上の課題・単独事業の状況（民生費・教育費）」について、小田原市担当者からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

ケアタウンの推進について

- 「ケアタウンの進化イメージ」の中で「地域コーディネーター」と「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」が地域と公共をつなぐ担い手・機関であると記載されているが、現状小田原市でこれに類する方々は存在するのか。
また、これらの方々が行うべき部分と、行政が行うべき部分の線引きはどのように考えているか。
→ 現状では、社会福祉協議会に地域担当者を置いている。これらの方々に多様なつなぎの機能を持たせるとともに、行政の側にも横断的に対応できるスタッフを置くなど、両面に対応している。
- 社会福祉協議会に任せて行政が関与しないことで、結果的に地域力が弱まっていく地域も見ている。市がどこまで関与するのが良いと考えているのか。
→ 市の職員を配置して権限・財源をある程度持たせていくという考えもあるが、ケアタウンは地域での自主的な活動を尊重するという形で動いているところであり、現在は結論を出せていない。

- 地域福祉課題の解決に関して、県の機関との連携はないのか。
- 案件によっては、児童相談所などの機関と連携することはあるが、県が個別の地域課題（地域福祉、ケアタウン構想など）に入り込んでアプローチすることはない。
- 「ケアタウン推進事業実施一覧」を見ると、地域によって取組に差があるように感じるが、不平等感はないか。
- 地域によって差が出るので、市から取組事例の紹介や提案、働きかけを行うことはあるが、地域による主体的・自主的・持続的な課題解決の取組を尊重することが大原則。

小田原市の相談事業（「福祉まるごと相談事業」）について

- 既存の制度に基づいた相談支援や連携会議と小田原市が行っている「福祉まるごと相談事業」の違いは何か。
- 既存の制度に基づく相談窓口に加え、福祉に関連する内容をなんでも受ける相談窓口を増やしたものの。
- 教育と福祉の連携について、教育サイドが福祉サイドを入れてくれないという話を聞くが、小田原市ではどのように考えているか。
- 学校では抱えきれない課題が多いので、現場としては、児童相談所など福祉の方が入ってくれた方が助かると認識している。
- 教育と福祉にまたがる事例がある場合、スクールソーシャルワーカーが取り持ち、連携して解決できているのか。
- 県が配置しているスクールソーシャルワーカーが上手につないでくれることが多い。また、来年度から「教育支援センター」という関係部局と学校教育の相談を一体化して行う組織を立ち上げる予定。就学相談、不登校、教育相談、義務教育が終わった後の相談などをまとめて受けることになる。
- 不登校の子などは、福祉分野で障害をきっかけとした相談を受けていることもあるかと思うが、自治体内で共有し、適切に連携できているのか。
- 就学前については連携ができているが、義務教育が終わった後の子をどうつないでいくかが課題であると感じている。
- 義務教育が終わった後の不登校の子は教育部局が担当するのか、それとも福祉部局が担当するのか。
- 青少年相談センター等につないでいる状況ではあるが、義務教育が終わってしまうと教育部局としては手の打ちようがないところ。

- 市と社会福祉協議会、外部の連携機関との情報共有はできているのか。
→ どのような相談を受けたか記録するシートを関係機関の間で情報共有する仕組みが必要であると考えている。
- 情報共有のためのシートの作成は専門性が高く、手間と労力がかかることが考えられるが実現可能性はどうか。
また、情報共有する範囲が問題になると思うが、教育と福祉の間で制度上情報共有の阻害要因はあるのか。
→ 個人情報という壁が一つあるのは事実であるが、生活困窮者自立支援法における支援会議のように、本人同意が無くても情報共有できる枠組みを作ることができる例もあるので、そういったものを活用することも方法かと思う。
福祉まるごと相談事業は、複合的な課題を抱えた相談者を伴走支援する形で活用していきたい。
- 福祉まるごと相談事業の予算はどのように確保しているか。
→ 厚生労働省のモデル事業に採択されており、事業費の4分の3に補助金を活用している。
- 厚生労働省の補助金がなくなっても持続的に市で財源を確保できるか。
→ 事業の有用性は感じているところなので、福祉部門としてはなくしたくないと考えている。
- 民生分野・教育分野に共通の課題である専門人材の集積・活用について、今後の見通しはどうか。
→ 専門性を持った人材を確保したいと思っているが、賃金の問題もあり、スキルや知見のある人材が確保できていないのが実情。
- 子どもに関する問題を全てまとめて取り扱う組織を作っている自治体や、市の地域福祉計画を立てる部署に社会福祉士や精神保健福祉士といった専門職を配置し、政策決定と現場レベルでの課題把握を一気通貫させている自治体もある。
このようなことをしないと、住民がどこに相談に行けばいいかわからない、たらい回しにされるという問題が起り続けてしまうのではないかと。

教育関係について

- 学校の建て替えに関して、地域産材を活用したリノベーションを行っているとのことだが、児童生徒数の減少を考えたときに、集約していくような見通しはあるのか。
→ 市では、学校は減らさないという考えを出している。学校の空き教室は放課後子ども

も教室などに活用している。

- 財政的な観点から考えると、今の学校数を維持することは困難なのか。
 - 学校数を維持することには財政上の課題があるが、学校は地域コミュニティの拠点となっていることも踏まえて検討する必要があると考えている。

- 小田原市の学校教育において、民間企業の活用に関してはどの程度議論されているのか。
 - また、横浜市などの大都市と人材面での広域連携は可能なのか。
 - 市の公共施設を一括して包括管理委託ができないか検討している。
神奈川県では、人材を一括採用して、県で研修をした後、人材確保が難しくなっている市町村に派遣するという制度がある。県内3つの政令指定都市との連携は多くない。

「令和元年度地方行財政ビジョン研究会」第4回委員会 議事概要

日 時：令和2年1月7日（火）18:00～20:00

場 所：中央合同庁舎第2号館 低層棟1階 共用会議室4

出席者

（学識委員）

井手委員長、関口副委員長、宇野委員、高端委員、竹端委員、中野委員、古市委員、三宅委員

（総務省委員）

新田委員、坂越委員、乾委員、平沢委員

（文部科学省）

合田初等中等教育局財務課長

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

（1）「地方教育行財政の現状と課題」

文部科学省初等中等教育局財務課長 合田 哲雄

（2）「令和2年度地方財政対策の概要」

総務省自治財政局調整課長 新田 一郎

3 閉 会

【質疑応答（概要）】

議題（1）「地方教育行財政の現状と課題」について、文部科学省初等中等教育局財務課長の合田哲雄氏からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

- 学習指導要領は、これまでの累次の改訂の中で分権化が進められてきたという理解でよいか。
→ その通り。地方分権の大きな流れの中で、各学校が裁量をもって教育課程を編成することを認める方向に広がりを見せてきた。
- 不登校児童生徒等の状況は、教育改革の中でどのように変わっていく可能性があるのか。
→ （今後の教育改革は）社会状況の変化を地道に先生方と共有しながら、ICTなどを使うなどして児童生徒一人一人の個々の関心や探究心に応じた学びができるような環境を整えていくこと、40人の集団学習に馴染めない児童生徒のために校内フリースクールのようなバッファとなる環境を設けること、学校の外に代替教育を行う場を設け、学校との連携を深めていくことも必要と考えている。

- 文系を選択した場合に、数学などの理系科目を学ぶ必要性が少なくなることが問題とのことだが、選挙に行つて投票する上で必要となるのは、各政党の政策を理解し判断するための法学・政治学といった社会科学の知識ではないか。
理系の学生に、専ら文系科目、特に社会人としての基礎として必要とされる科目を学習させていくという点については、どのように考えているか。
- どちらも重要で大変な問題だが、私個人としては、文系学生の数学的・科学的リテラシーを高め、論理的な思考をできるようにすることの方が必要ではないかと考えている。

- 論理的な思考は、理系科目のみで培われるものではない。
- そのとおり。
論理的な思考は理系科目だけでなく国語や社会科によっても培われるものと考えている。

- 大学に入ってきた学生はクリティカル・シンキングが全然できない。当該思考を伸ばすためには、教員においても同様の思考力が必要であると思えるが、それは、これまでのやり方を否定するようなところもあり、教員側からの反発もあると考えられるが、どのように考えているのか。
- 一部の教員は既に勉強会を行うなど、自発的な動きがでてきているところ。
教員は他の職種と比べ多様性が比較的低いと考えている。今後は、学校外から人を呼んでくることについて、免許法改正の議論とあわせて進めていく必要があると考えている。

- 教員採用試験の倍率が低下しており、教員の能力の低下につながる可能性もあると思われるが、どのように対応するのか。
- 倍率の上昇・低下は歴史的にも繰り返されてきているが、高等教育との接続の観点からいえば、中学・高校は大学の一般学部でも教員免許が取得できるのに対し、小学校は教育学部に限られることもあり、とりわけ小学校の倍率が著しく低下している。
これに対しては、10年とされている免許の失効期間の見直しによって資格者の層を厚くすることや、学校外からの人材採用を弾力化すること、さらに資格や指導経験を有する人などを登録する人材バンクを教育委員会が組織的に整備することなどとして人材確保することが必要と思われる。

- 子どもの貧困対策について、文部科学省と厚生労働省はどのように連携しているのか。
- 貧困や虐待などの問題があるたびに文部科学省と厚生労働省で議論をしている。例えば、学校の健康診断で虐待の可能性を把握した場合に児童相談所に通告する仕組みを設けるなどしてきたところ。
また、福岡市では、今年度から生活保護世帯の多い学校の事務職員にスクールソーシャルワーカーの資格者を採用している。将来的には、スクールソーシャルワーカー

(学校)とケースワーカー(福祉事務所)と児童相談員(児童相談所)との間で人事異動を可能にしつつ、三者間のつながりをつくる動きが一部自治体であり、これらの動きも注視したいと思っている。

議題(2)「令和2年度地方財政対策の概要」について、新田委員からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

- 「地域医療の確保(公立病院に対する地方財政措置の見直し)」について、不採算地区に所在する100床以上の公立病院が対象とされているが、どのような考えから100床未満の病院を対象外としたのか。
 - 100床未満の病院は、二次・三次救急、へき地・災害拠点の機能を有していないことが多いので、この度の措置拡充の対象外とし、従来からある不採算地区病院に係る交付税措置で対応することとしている。

- 「先端的な情報通信技術の導入の推進」について、ここでいう「AI」とは、どのようなものを指すのか。
 - 総務省の情報通信部局において、補助金を活用したAIの優良事例を蓄積している。それと比較して遜色ないものを対象とすることを基本と考えているが、技術の進歩は早いので、ある程度幅広く地方自治体の判断に任せてはどうかと考えている。

- 「地域社会再生事業費(仮称)の創設」について、人口減に着目して算定しているとのことだが、一方で人口増や人口密度の高いところには固有の需要もあると思う。その点についてはどのように考えているのか。
 - 交付税は人口に応じて算定することが基本であり、人口増や人口密度が高いところについては、地域社会再生事業費(仮称)以外の費目で適切に算定している。

- 「技術職員の充実等(市町村支援・中長期派遣体制の強化)」について、技術職員の分野は特定されているのか。
 - また、都道府県等が技術職員を増員し、技術職員不足の市町村を支援することとしているが、市町村間連携も対象となるとある。これはどのようなイメージか。
 - 技術職員は土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師の4種類。
 - また、市町村間連携は、基本的に政令指定都市から他の市町村への支援を想定している。

「令和元年度地方行財政ビジョン研究会」第5回委員会 議事概要

日 時：令和2年2月19日（水）18:00～20:00

場 所：中央合同庁舎第2号館 低層棟1階 共用会議室4

出席者

（学識委員）

井手委員長、荒見委員、宇野委員、小西委員、高端委員、中野委員、三宅委員

（総務省委員）

坂越委員、伊藤委員、平沢委員

（総務省）

自治財政局調整課大田理事官

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

（1）「医療・介護と世代間連帯・衡平」

名古屋大学大学院法学研究科教授 中野 妙子

（2）「令和2年度の社会保障関連予算（案）の概要」

総務省自治財政局調整課理事官 大田 圭

3 閉 会

【質疑応答（概要）】

議題（1）「医療・介護と世代間連帯・衡平」について、中野委員からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

○ 社会連帯とは世代間連帯のことを指しているのか。

→ 世代間連帯も世代内連帯も社会連帯の中の一つである。

○ 世代内の再分配は問題とならないのか。

→ 今回は取り上げていないが、世代内の連帯の問題もある。

後期高齢者支援金（後期高齢者医療制度）と介護納付金（介護保険制度）の被用者保険間の負担割合が、加入者割から総報酬割に変わっている。これは世代内の衡平を図ったもの。

○ 高齢者医療制度や介護保険制度の改革にあたっては、世代間連帯と世代内連帯のどちらの側面が強いのか。

→ 高齢者世代内の連帯となるとハイリスクのみの集団となるので難しい。

○ 世代間の負担の均衡が取れていることが、世代間連帯に基づく負担を現役世代に納

- 得させるためには必要とあるが、具体的な制度設計は可能なのか。
- 具体的な制度設計は政治的な選択の問題であると考える。
 介護保険の場合、理論上は被保険者一人当たりの保険料負担が第1号被保険者と第2号被保険者で同一水準と説明できるのに対し、後期高齢者医療制度における後期高齢者の負担割合が1割とされていることについては、従前の老人保険制度で、75歳以上の高齢者が概ね1割を負担していたこととの連続性以外に説明がつかない。これが積極的な理由付けになるのかというのが疑問である。
- 後期高齢者医療制度の負担割合に関し衡平や連帯を議論する場合、後期高齢者と前期高齢者の制度を一体で考えるなど、もっと大きな範囲で検討する必要があるのではないか。
- 制度がバラバラで分かりにくいというのはご指摘のとおりである。
 医療、介護、その他の福祉サービスを合わせて誰がどの程度負担するべきなのかを検討する必要があると考えている。
- 現在の通説や学説は保険者集団内での調整を論じているように感じるが、これから医療保険をどう維持していくか検討する際には、保険者集団ごとに分かれて議論していること自体を批判的に捉えていく必要があるのではないかと。
- 今回引用している学説はフランスやドイツの比較研究をされている方であり、大陸型の社会保険をベースにしていることから保険者集団の中での連帯に意義を見出している。
 後期高齢者医療制度に関しては、現状の財政調整の仕組みが「保険」としてできることを超えているのではないかと、というのが学説の問題意識。
- 保険集団内での連帯がベースにあり、制度を改めるとしても、その枠組みは維持されるのか。
- 保険においては、保険料を負担することで保険給付の受給権が生じるということが基本的な前提となる。
 税方式の給付に対する受給権より、保険料を拠出したことによって生まれる受給権のほうが、理論的に権利性が強いと社会保障法学は考えている。
 医療保険に関し、現役世代が支払う保険料の4割が高齢者への支援に回っている現状は、保険と給付の対価性から外れており、それが問題と考えている。
 社会保険が社会保険であるためにも、租税など他の手段を考える必要があるのではないかと。
- もとから社会保険は社会連帯の仕組みであり、明確に一人一人の保険者が支払額に応じた受益を得るわけではなく、リスクは人それぞれで、安心を買うためにお金を出し合っている。
 対価性で説明できないときに「連帯」という言葉が用いられる。
- 社会保障法学でも社会保険を連帯に基づく仕組みと考えている。

民間保険においては、拠出と給付の対価性、等価性が保たれているのに対し、社会保険においてはリスクの高いものから低いものへの再分配と同時に、報酬比例によって、高所得者から低所得者への再分配も行われる。

保険原理をなぜ社会保険では修正しうるのか、という点を、連帯の論理で説明している。個々の保険料の拠出と給付の対価性ではなく、保健集団ごとの拠出と給付の対価性が保たれ、他の受益者が受ける利益を自分が受ける利益と捉えることが社会保険における連帯となる。

それが、後期高齢者医療制度の場合、保険集団の枠を超えた連帯となってしまうている。

- 社会保険の給付と比べ税で賄われる福祉サービスには権利性がないという、社会保険の拠出と給付の牽連性によって生じる権利性を重視する考え方が、税による福祉サービスの選別主義化を招いてきたのではないか。

また、社会保障法学における論理の組立ては、ドイツやフランスと北欧では違ったりするのか。

日本で税による福祉サービスを行う場合、国民の負担により公が直接に対応すべきものなのか判定しなければならず、加えて所得に応じた制限などがある一方、北欧は普遍的なサービスとして行われている。

- 日本における福祉サービスは、税に基づいて財源調達されているので、行政の裁量が働きやすく、そのためサービス利用者の受給権の確立が遅れたというのが社会保障法学の理解である。

もちろん、財源が租税であること自体が原因ではなく、法律の規定に起因するものであり、租税財源による福祉サービスでも、法律で受給権を定めれば、法的な権利として付与することができる。ただし、法律を作る際の立法裁量として、租税財源である場合は限られた財源の効率的な分配への考慮が働きやすくなると考えている。

北欧の場合は、社会保険料も租税と考えており、実際に国税庁が社会保険料を徴収しているため、日本が考えているような「保険」の意義を見出しているかどうかかわからない。

北欧の社会サービスは租税財源で行われているので、少なくとも高齢者福祉や生活保護に関していえば、地方自治体の財政状況がサービスの状況を強くコントロールするという傾向がある。

- 「保険」の良い点は受給権で権利が明確になる点であるが、権利の意識が強くなると、連帯が説明しにくくなるのではないか。

- 租税も連帯であると考えている。生活保護は国民連帯の仕組みであるし、年金に対する国庫負担も連帯である。なぜ対価性がないものを国庫負担するのかというのは、保険集団を超えた社会連帯で説明するしかないと考えている。

- 社会保険であっても財源の一部に税が用いられているので、対価性や受益性で説明していいのか疑問に感じる。税が用いられる以上、受益があるので負担はしなければ

ならないという大益的な説明になるのではないか。

→ 対価性と等価性を区別する話になる。社会保険の財源の一部に税が用いられているのは、保険料で賄いきれない部分を補ったり、保険料を支払えない人に対しても給付できるようにするためであり、それを国民連帯として説明する。社会保険でも保険料の拠出が受給の要件となるという対価性は維持されなければならないが、拠出に見合った受給という等価性は修正されるのが、社会連帯である。

○ 日本的な連帯を行う国はほかにあるのか。

→ フランスやドイツは職域ベースの社会保険であるため、無理のある保険者間連帯はしないのではないか。

議題（２）「令和２年度の社会保障関連予算（案）の概要」について、総務省自治財政局調整課理事官の大田圭氏からの資料に基づく説明の後、質疑応答を行った。

○ 医療機関における急性期病床数が過剰であることが問題とのことだが、地方部で急性期病床を減らすと、医者が訓練を積むため都市部に流れてしまい、医師偏在が加速するのではないか。

→ 急性期の診療実績と実態が合っていない場合や、同一地域内で類似の診療を行っている病院が複数ある場合などは、再編などによる効率化を図る余地があるというのが厚生労働省の主張。

○ 幼児教育・保育の無償化について、財源が足りない自治体があると聞いているが、そのような自治体への手当はどのようにするのか。

→ 幼児教育・保育の無償化は令和元年１０月から始まっているが、消費税率引上げが地方自治体の増収につながるのは令和２年度からであるため、令和元年度は全額国費で措置したところ。

また、令和２年度からは消費税率引上げに伴う増収分が満年度化することから、普通交付税により適切に対応していくことになる。

○ 高度急性期病床・急性期病床は主に公立・公的病院が担い、回復期病床・慢性期病床は主に民間病院が担うというのが基本とのことだが、どのような考え方によるものなのか。

→ 厚生労働省における基本的な考え方として、高度急性期病床や急性期病床は高度な機器を用いることも多く、採算性が低い部分もあるため、公立・公的病院が担い、それ以外は民間に担ってもらうということがある。急性期等について、民間病院がやっつてはならないということではないと認識。

○ 高度急性期病床・急性期病床を減らしたとき、救急車の需要が高まると思うが、この点は織り込まれているのか。

→ 救急車で20分以内に搬送できるか、という距離の概念は織り込まれているが、救急車がどれだけ増えるか、というところまでは踏み込めていないと思う。

○ 幼児教育・保育の無償化について、保育士の処遇改善、待機児童や一時保育の需要に対し、どのように対応しているか。

→ 人づくり革命では、保育士の処遇改善や待機児童解消のための施設整備といったものもパッケージに含めるとともに、認可外保育施設や、預かり保育等も無償化の対象に含めたところ。

第1部 地方財政制度

公共施設の適正管理の推進について

令和元年6月24日(月)
総務省自治財政局財務調査課
課長 長谷川 淳二



目次

1 はじめに

人口減少社会における地方財政を巡る諸課題

2 公共施設等の総合管理について

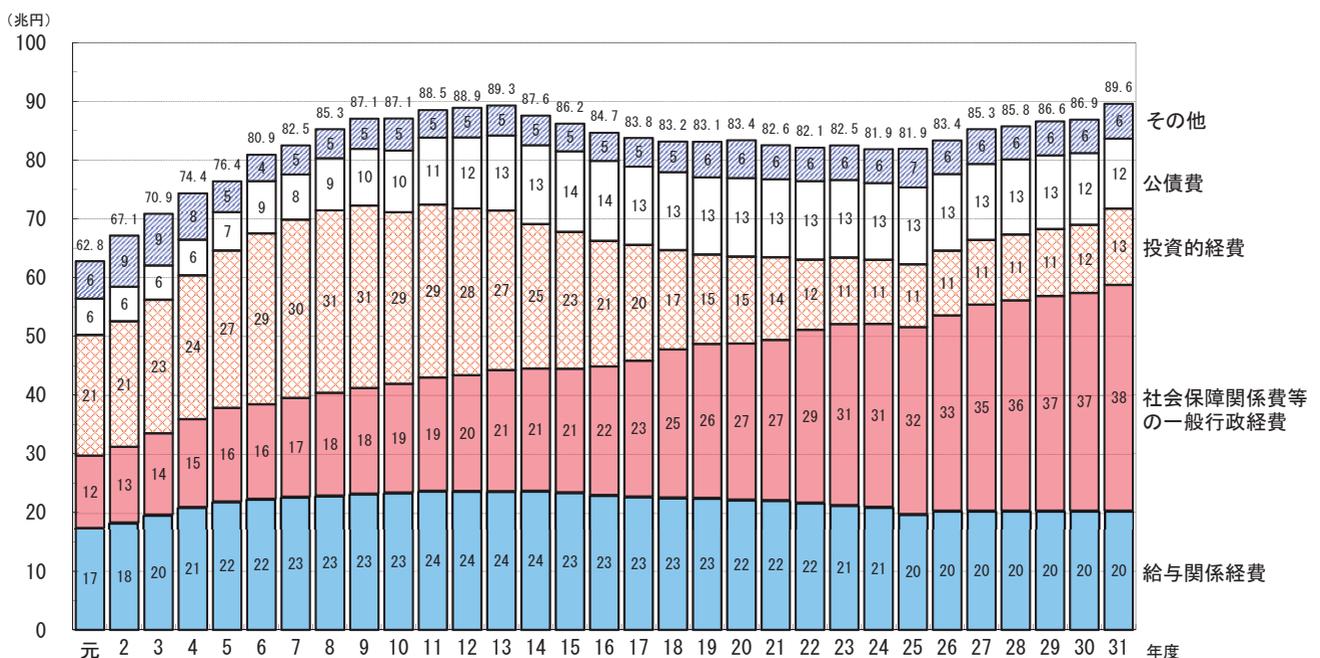
3 地方公会計の整備と活用について

1 はじめに

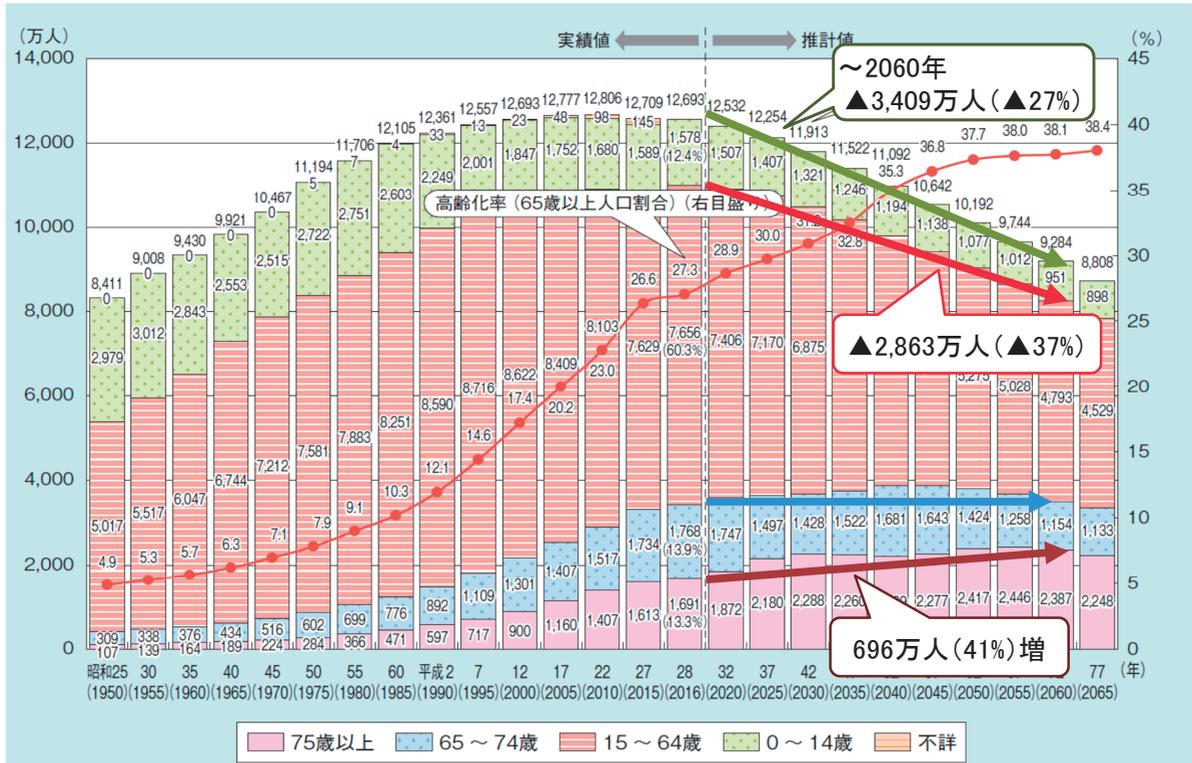
人口減少社会における公共施設等の老朽化対策の必要性

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



日本の人口推移



(出典)平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

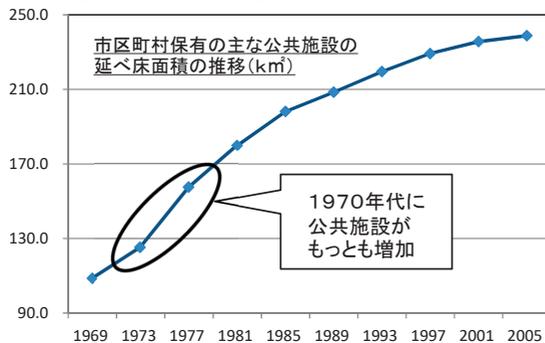
公共施設等の老朽化対策の必要性

背景

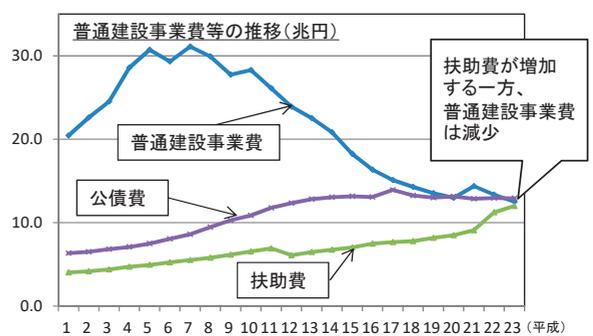
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



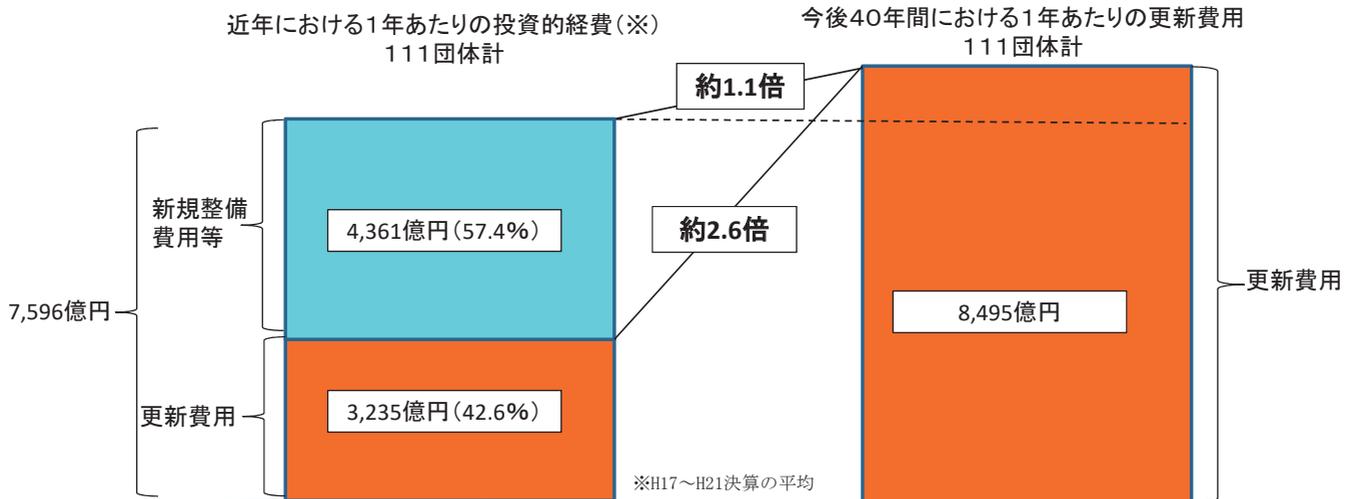
【地方財政状況調査】



公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用のイメージ（H24.3抽出調査結果）

○回答のあった市区町村(111団体)において、

- ・耐用年数まで10年未満及び耐用年数を越えた公共施設の割合は平均約40%。
 - ・公共施設等をすべて更新した場合の今後40年間の更新費用は、1年当たりで約8,500億と試算。
 - ・これは、①近年の投資的経費全体の約1.1倍、②近年の更新費用の約2.6倍に当たるもの。
- (参考)H31地方財政計画上の投資的経費:約13兆円



2 公共施設等の総合管理について

(1) 背景・地方公共団体の取組状況と地方財政計画における位置づけ

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、**所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針**を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成30年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和2年度までに策定

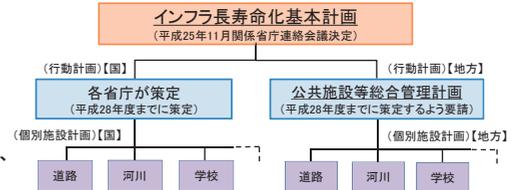
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、**点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用**を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



インフラ長寿命化計画の体系

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定

インフラ長寿命化基本計画
(基本計画)【国】
(平成25年11月策定済)

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画
※「基本計画」より抜粋

(行動計画) 【国】
各省庁が策定
(平成28年度までに策定)

(行動計画) 【地方】
公共施設等総合管理計画

行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画
※平成32年度頃までの策定を目標

(個別施設計画) 【国】
道路 河川 学校

(個別施設計画) 【地方】
道路 河川 学校

※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。
(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

公共施設等の総合管理に係る最近の動き

1. 経済・財政再生アクション・プログラム2016(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

2. 主要分野ごとの改革の取組

[2]社会資本整備等

(1)持続可能な都市構造への転換と公共施設ストックの適正化

(今後の取組)

- ・固定資産台帳の整備に合わせて、有形固定資産減価償却率や一人当たりの維持管理に要する経費等について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付けて公表するなど、引き続き公共施設等に関する情報の「見える化」を徹底する。また、各団体の総合管理計画の主たる記載項目の公表について、新たに計画を策定する全ての団体分が横比較できるよう引き続き取り組むとともに、策定済み団体分についても計画の改訂の状況を反映するなど更なる「見える化」の充実を図る。
- ・具体的なガイドラインの活用や先進事例の横展開により実効的な個別施設計画の策定を支援する。

2. 経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

(平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(2)社会資本整備等

(公的ストックの適正化)

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体への更新費用試算ソフトの提供等を含め、技術的・財政的支援を通じて、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。

「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援する。また、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (平成30年12月20日 経済財政諮問会議)

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	7 インフラ維持管理・更新費見通しの公表 長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。					
	〔 総合管理計画 〕	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費見通しの「見える化」を推進（改訂に当たっての留意点等に沿って改訂・公表した団体分から順次実施）＜総務省＞	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用し、「見える化」を推進する。	引き続き、公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用し、「見える化」を推進する。		
	〔 学校施設 〕	公表済（2012年度）手引きや解説書を用いた講習会を通じて、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。＜文部科学省＞	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 社会教育施設、文化施設 〕	「社会教育統計」等により、社会教育・文化施設の設置数等を把握する。＜文部科学省＞	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費に関する情報を公表し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
〔 スポーツ施設 〕	「体育・スポーツ施設現況調査」により、スポーツ施設の設置数等を把握する。＜文部科学省＞	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費を公表するとともに、ガイドラインを活用して、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。			

新経済・財政再生計画 改革工程表2018（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援 「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が実効的な計画策定を支援する。	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するにあたってのベンチマークをガイドラインで示すなど、地方自治体へ支援を実施する。また、個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行うとともに、集約化・複合化等による成果事例の収集・周知を行う。《関係府省》 ※策定率の低い分野（2018年度末時点の策定率が30%未満）における具体的支援策は下記のとおり。	総合管理計画の見直し・充実、2020年度末までの個別施設計画策定、計画の実行に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。また、関係府省の地方自治体への支援状況（ベンチマークをガイドラインで示すなど）のフォローアップを行う。	2021年度末までの総合管理計画の見直し・充実、計画の実行に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】
	〔 全体計画 〕	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に係る解説書を周知するとともに、公立学校施設整備費について、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する。《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔 学校教育・文化施設 〕	個別施設計画の策定状況を把握し、地方公共団体に策定を促すよう周知する。《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		

新経済・財政再生計画 改革工程表2018（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開 「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。	総合管理計画の主たる記載内容等の一覧表において、公営企業施設について全ての施設類型（上下水道、病院など）ごとに記載する、将来の人口の見直しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表する。財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表する、など「見える化」を推進《総務省》	「見える化」された情報を参考に、地方公共団体における総合管理計画の見直し・充実を推進するとともに、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、「見える化」された情報を参考に、地方公共団体における総合管理計画の見直し・充実を引き続き推進するとともに、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】
	〔 総合管理計画 〕	・学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催することにより、各自治体における長寿命化計画の策定を推進する。 ・社会教育施設の複合化・集約化に関する事例を研修会等で周知する。 ・スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業を実施し、その成果等を公表する。《文部科学省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	〔 学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設 〕	個別施設計画について計画策定状況等を公表し、横展開を図るため、先進・優良事例をとりまとめる。《厚生労働省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	〔 水道 〕					

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成31年3月31日現在）

○ 平成31年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.8%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
内訳	策定済	47	100.0%	20	100.0%	1,718	99.8%	1,785	99.8%	
	未策定	0	0.0%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.2%	
	予策 定 時 期 了	R2年度	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
		R3年度 以降	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	2	0.1%
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成29年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項													
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間	施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費				①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの縮減 ④平準化等に関する目標	総合管理計画の推進体制	PDCAサイクルの推進方針				
					現在要している経費	将来にわたる経費の見込み	①公共施設の数	②延床面積等に関する目標			③トータルコストの縮減	④平準化等に関する目標	推進方針	サイクル期間	
年度	区分	数	内容	内容	期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み	内容	数値目標	①	②	③	④	推進方針	サイクル期間	
〇〇県	〇〇市	平成27年度	11年～20年	【公共施設】約70.0万㎡ 【インフラ】道路:700km 橋りょう:3.5km 上水:450km 下水:400km など	直近5年平均で15億円 (公共施設5億円、インフラ10億円)	計画期間の年平均で約35億円 (公共施設12億円、インフラ23億円)	計画期間の年平均で約23億円 (公共施設8億円、インフラ15億円)	【基本目標】 計画的な維持管理・更新に取組み、財政負担の軽減・平準化を図る ※数値目標は、実施計画で設定する	無	無	無	無	公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。	進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。	3年
〇〇県	△△市	平成27年度	11年～20年	【公共建築物】約72.0万㎡ 【インフラ系】道路:1,400km 橋りょう:7.0km 上水:900km 下水:800km など	平成27年度決算額で60億円	今後20年間の総額で約2,000億円	今後20年間の総額で約1,800億円	【ハコモノ施設】 ②40年間で延床面積の20%を削減 ・長寿命化・安全の確保 ・集約化・複合化による適正配置 【インフラ施設】 ・維持管理費用の削減 ・長寿命化・安全の確保	有	無	有	無	財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。	有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組みを評価する。	概ね5年
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

個別施設計画の記載事項について

(※平成25年11月インフラ長寿命化基本計画から抜粋)

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等にかかる取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。
 なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。・・・

[記載事項]

①対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等にかかる取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

個別施設計画策定のための各省マニュアル・ガイドライン等のリンク集

<総務省HP>



総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方財政の分析 > 公共施設等総合管理計画

公共施設等総合管理計画の策定

個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

・ **個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(平成29年3月10日時点)**

個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(平成29年3月10日時点)

目次

- ・ [インフラ](#)
- ・ [教育関係施設](#)
- ・ [行政系施設](#)
- ・ [公営住宅](#)
- ・ [その他](#)

インフラ

国土交通省所管施設(ダム、砂防、下水道等)

- ・ [国土交通省インフラ長寿命化計画\(行動計画\):個別施設計画策定マニュアル\(国土交通省Webサイト\)](#)

厚生労働省所管施設(水道)

- ・ [水道事業ビジョン\(地域水道ビジョン\)について\(厚生労働省Webサイト\)](#)



主な個別施設計画の策定状況

平成30年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する
関係省庁連絡会議第7回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成29年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	44%	38%
消防関係施設	消防庁舎	31%	22%
学校施設	公立学校施設	7%	4%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	11%	8%
水道分野	上水道施設	75%	73%
医療分野	病院	10%	0%
福祉分野	児童福祉施設等	23%	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	69%	62%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	36%	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	42%	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	21%	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	60%	37%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	33%	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	80%	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	75%	53%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	18%	14%
工業用水	工業用水道事業	39%	31%
道路	橋梁(橋長2m以上)	73%	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%	88%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	89%	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	46%	24%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	70%	43%
港湾	外郭施設	66%	63%
公園	都市公園	93%	90%
住宅	公営住宅	89%	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	42%	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	14%	8%

(注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
・ 策定状況は、平成30年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成30年3月31日時点)。

(2) 総合管理計画策定指針の改訂

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（H30.2）。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間：30年程度以上
- ・会計区分：普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分：建築物及びインフラ施設
- ・経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

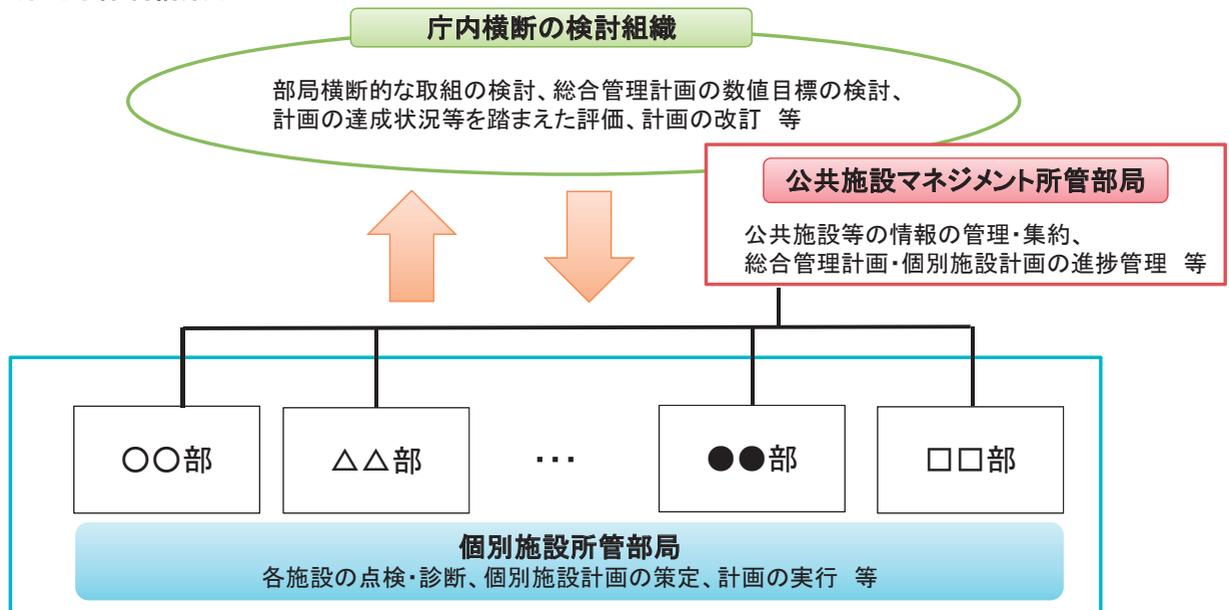
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

総合管理計画の推進体制等

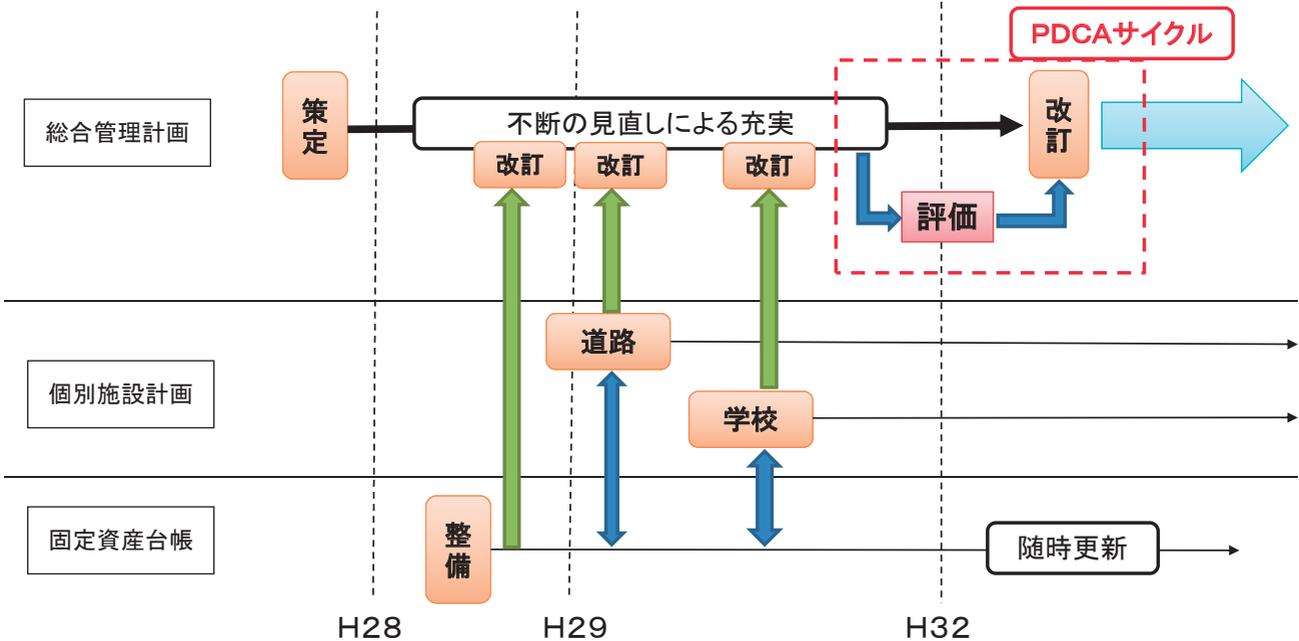
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ

公共施設等総合管理計画

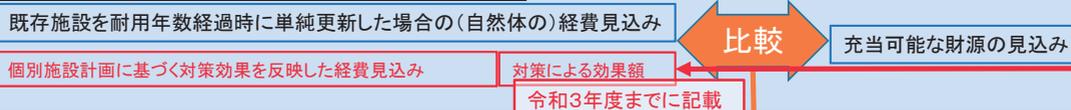
平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み



○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

PDCA
サイクル

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（30年以上の例）

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、次ページを参考に記載すること。
- (3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から〇年間】

今後〇年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)							
	インフラ施設(b)							
	計(a+b)							
公営事業会計	建築物(c)							
	インフラ施設(d)							
	計(c+d)							
建築物計(a+c)								
インフラ施設計(b+d)								
合計(a+b+c+d)								

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)								
	インフラ施設(b)								
	計(a+b)								
公営事業会計	建築物(c)								
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)								
建築物計(a+c)									
インフラ施設計(b+d)									
合計(a+b+c+d)									

【備考】

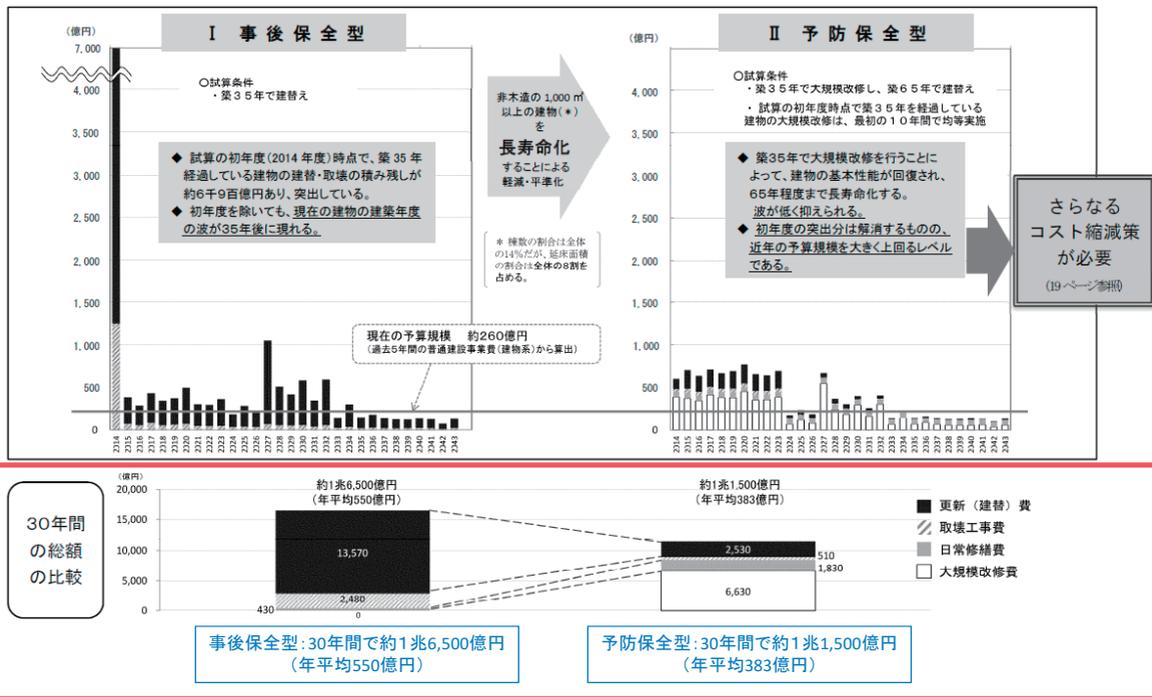
- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例①

愛知県公共施設等総合管理計画の例

…事後保全型の場合と予防保全型の場合の維持管理に必要な費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算について

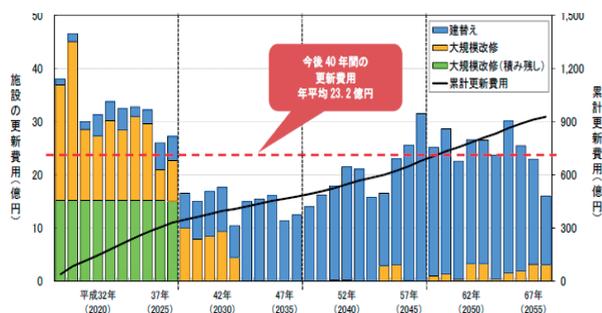


総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例②

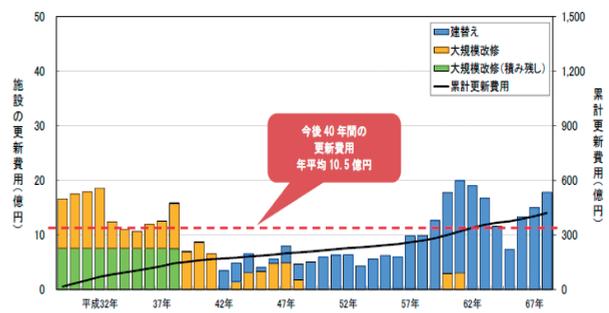
奈良県御所市公共施設等総合管理計画の例

…公共施設を今後も現状のまますべて維持していく場合と、長寿命化を行った場合の更新費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

現状のまますべて維持していく場合の試算



長寿命化等を考慮した場合の試算



今後も現状のまますべて維持していく場合の更新費用
⇒今後40年間で927.1億円(年平均23.2億円)
(内訳)大規模改修:366.8億円
建替:560.3億円

一部の施設を廃止したうえで、残りの施設の長寿命化(70年更新)を行った場合の更新費用
⇒今後40年間で421.1億円(年平均10.5億円)

※試算条件について、35年目で大規模改修、70年目で建替え(ただし、長寿命化に伴う単価の上昇は見込んでいない)
※現在休止している施設は更新しないと仮定、方向性が確定している施設はその方向性に準じるものと仮定

基本的な考え方	取り組み方針
①公共施設等の保有総量を最適な規模とする	●公共施設の新設は原則として行わない ●用途を廃止した公共施設は速やかに削減する ●公共施設の統合、複合化を進め、保有総量を削減する ●財政状況に応じたインフラ施設の整備
②公共施設等の機能維持と安全を確保する	●計画的な維持管理・修繕・更新を行う ●危険箇所に対しては速やかに対応し安全を確保する ●定期的な点検・診断を実施する ●速やかに耐震化を図る ●長寿命化により、更新費用の平準化を図る
③効率的な施設運営に取り組む	●稼働率の向上を図る ●日常の運営にかかるコストを改善する ●民間活力の導入を進める

○小分類別の施設ごとに方針を設定し、保有総量の削減目標を設定

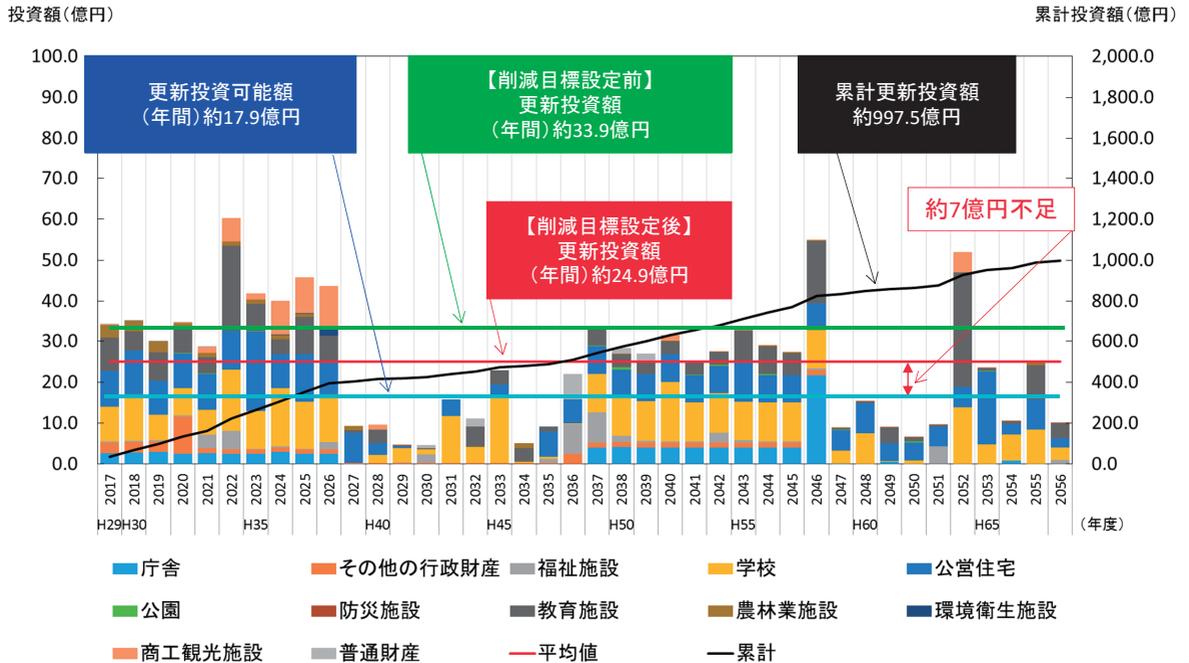
大分類	小分類
1. 庁舎	①本庁舎 ②支所庁舎
2. その他の行政財産	①その他の公用、公共用施設
3. 福祉施設	①保育園 ②その他の福祉施設
4. 学校	①幼稚園 ②小学校 ③中学校
5. 公営住宅	①公営住宅
6. 公園	①都市公園 ②その他の公園
7. 防災施設	①防災施設
8. 教育施設	①教育施設(公民館、集会所等) ②体育施設(体育館、プール等) ③文化施設
9. 農林業施設	①農林業施設
10. 環境衛生施設	①環境衛生施設
11. 上水道施設	①上水道施設
12. 下水道施設	①下水道施設
13. 商工観光施設	①商工観光施設(道の駅等)
14. 普通財産	①普通財産

小分類別の方針	削減率
廃止	100%削減
複合化	80%削減
統合	80%削減
民間移管	100%削減
地域移管	100%削減
小規模建替	80%削減
同規模建替	0%削減



削減目標設定後の将来更新投資額の試算

削減目標の設定により、H29～68年度までの40年間における累計更新投資額は約997.5億円(年間約24.9億円)。しかし、更新投資可能額の約17.9億円を約7億円上回っており、将来に渡り公共施設を維持していくためには、施設の削減だけでなく、日常のコストの削減にも注視していく必要。



(3) 公共施設等の適正管理の推進に係る 財政措置及び取組事例

平成31年度地方財政計画のポイント（抄）

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分	31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
地方税	40.2	39.4	0.7	1.9
地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.3
地方特例交付金等	0.4	0.2	0.3	181.1
地方交付税	16.2	16.0	0.2	1.1
国庫支出金	14.7	13.7	1.1	7.8
地方債	9.4	9.2	0.2	2.3
臨時財政対策債	3.3	4.0	▲ 0.7	▲ 18.3
臨時財政対策債以外	6.2	5.2	0.9	18.0
使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.0
雑収入	4.4	4.3	0.1	2.3
その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	5.0
計	89.6	86.9	2.7	3.1
一般財源 (水準超経費を除く)	62.7 60.7	62.1 60.3	0.6 0.4	1.0 0.7

区 分	31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
給与関係経費	20.3	20.3	0.0	0.1
一般行政経費	38.4	37.1	1.4	3.7
うち 補助	21.5	20.2	1.2	6.2
うち 単独	14.2	14.1	0.1	0.8
うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	8.0
公債費	11.9	12.2	▲ 0.3	▲ 2.4
維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.2
投資的経費	13.0	11.6	1.4	12.0
直轄・補助 単独	6.9 6.1	5.8 5.8	1.1 0.3	18.9 5.2
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 緊急自然災害防止 対策事業費	0.3	-	0.3	皆増
公営企業繰出金	2.5	2.6	▲ 0.0	▲ 0.7
水準超経費	2.0	1.8	0.2	10.3
計	89.6	86.9	2.7	3.1

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)

【地方債計画額 H29: 3, 150億円 → H30: 4, 320億円 → H31: 4, 320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

期間:平成29年度から令和3年度まで(⑥は令和2年度まで(ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 (充当率等) 充当率: 90%、交付税措置率: 50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・

林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率: 90%、交付税措置率: 30%(財政力に応じて30~50%(注))

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率: 90%、交付税措置率: 30%(財政力に応じて30~50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率: 90%、交付税措置率: 30%(財政力に応じて30~50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率: 90%、交付税措置率: 30%(財政力に応じて30~50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率: 90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率: 30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率: 90%

(注)義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①~⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業

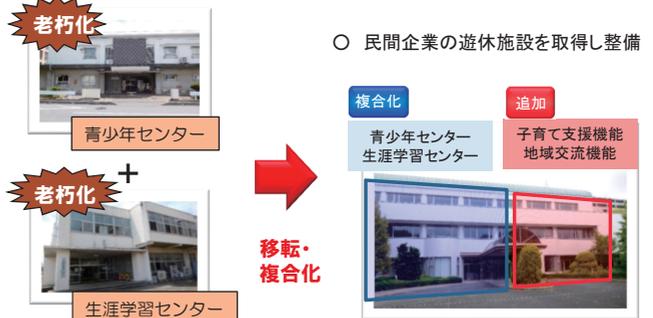
※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:平成29年度~令和3年度

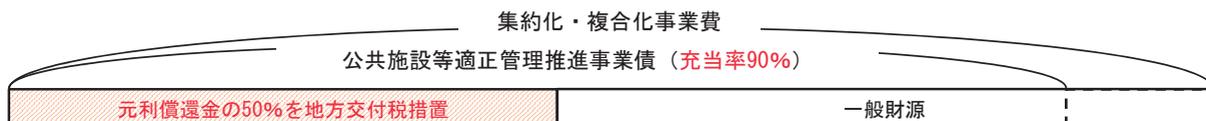
- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、集約化又は複合化により整備する施設に係る部分に限り対象となる。

【事業イメージ】



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

充当率・元利償還金に対する交付税措置



②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業
(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
 - ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
- (改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



外壁、建具、
屋根防水の
改修等



法定耐用年数50年

長寿命化

目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



外壁、屋根
の改修等

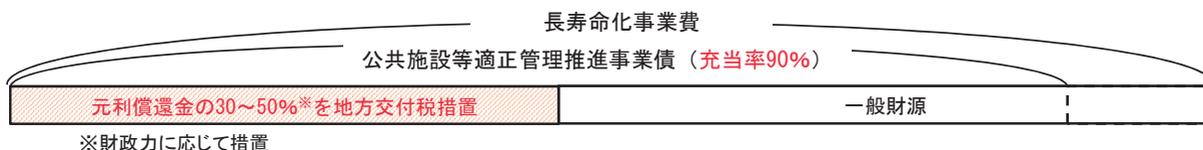


法定耐用年数47年

長寿命化

目標使用年数60年

充当率・元利償還金に対する交付税措置



②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路(舗装の表層に係る補修)



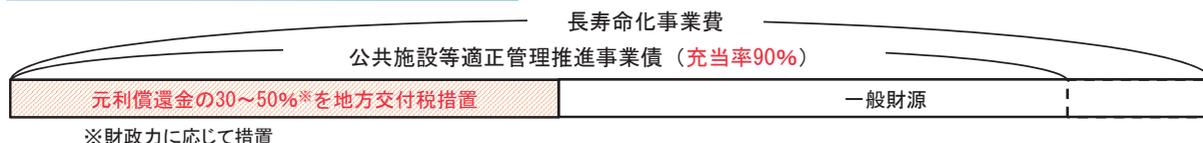
○道路(橋梁の修繕)



○都市公園施設(テニスコートの改修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする〕

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

【事業イメージ】

○ 転用例1



転用



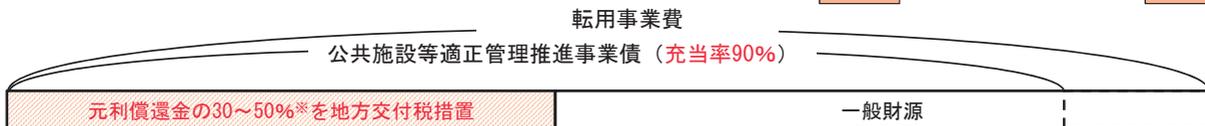
○ 転用例2



転用



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

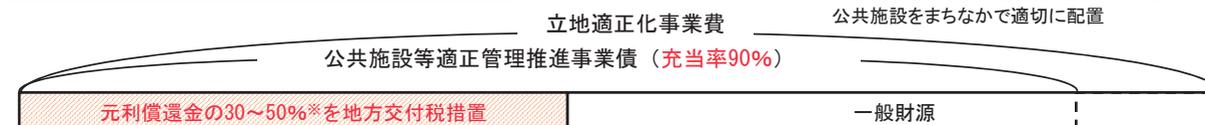
事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

- ①又は②に該当する事業
 - ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)
 - 例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
 - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
 - 例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
 - ・ ①ii)及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。
- ※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

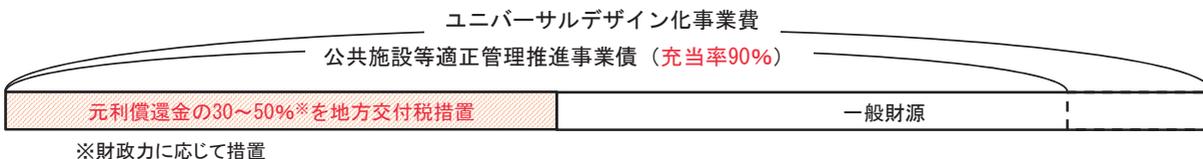


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



⑥ 除却事業

対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
 - ※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



除却



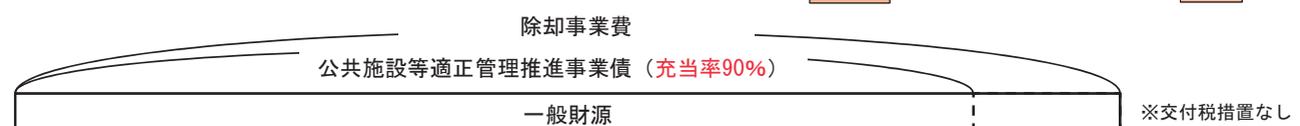
○除却例2



除却



充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法(昭和23年法律第109号) ※平成26年度改正(平成26年法律第5号)により導入

(公共施設等の除却に係る地方債の特例)

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物(公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。)の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

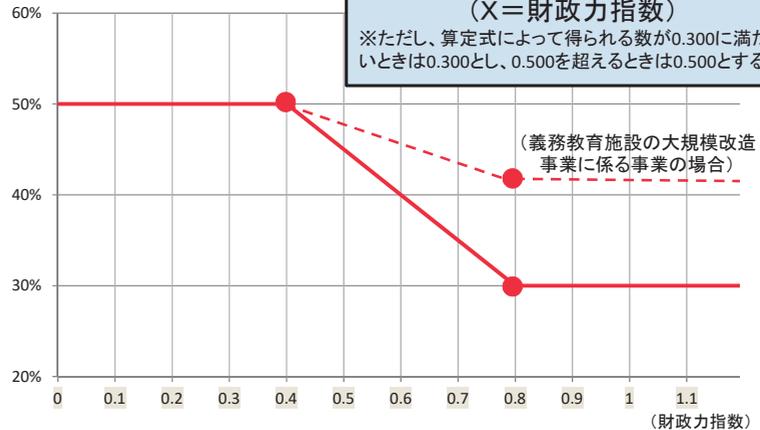
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、**財政力に応じて30～50%**とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑦ 市町村役場機能緊急保全事業

対象事業

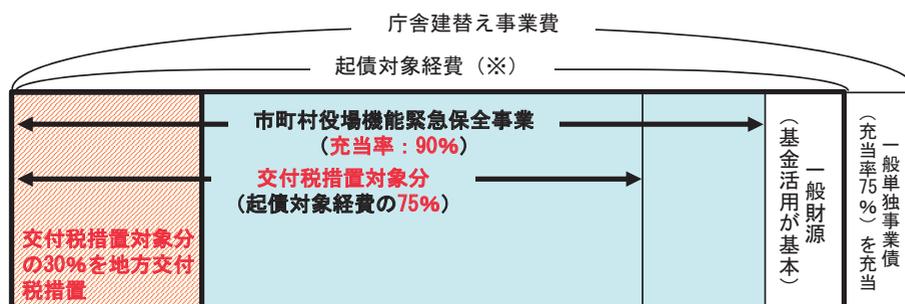
- 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付ける必要

留意事項

- ・ 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年度に創設（事業期間は、令和2年度まで）。
- ・ 経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 起債対象経費 = 庁舎建替え事業費 × (建設前延床面積 又は 標準面積のいずれか大きい方) / 新庁舎の面積

【事業イメージ】



公共施設最適化事業債を活用した取組事例①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人) 屋内温水プール整備事業

事業の概要

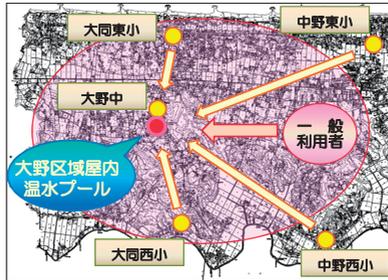
築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

事業のポイント

既存学校プール



集約化



小・中学校の学校プールと市民プールとしての機能を併せ持つ、効率性・利便性の高い施設へ

住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。



集約化

5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。※プール延床面積 4,228.8㎡ → 771.56㎡ に集約。

事業の効果

- 学校のみでの利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安のあった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性のない施設の存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(㎡)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床面積を約50%縮減)
複合化

施設名	延床面積(㎡)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定

- 新施設機能
 - 〈行政関係機能〉支所、福祉総合相談窓口等
 - 〈市民交流機能〉集会所、和室等
 - 〈社会教育機能〉図書館、森の駅情報コーナー
 - 〈地域防災拠点機能〉防災活動室、防災倉庫等



事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例③

茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

事業のポイント

老朽化



老朽化



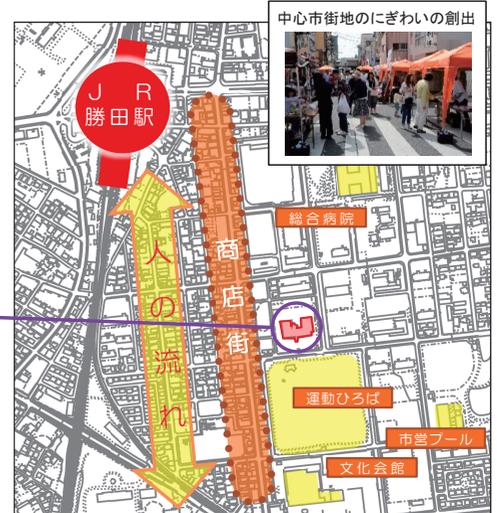
○ 民間企業の遊休施設を取得し整備

複合化

青少年センター
生涯学習センター

追加

子育て支援機能
地域交流機能



複合化

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
公共施設最適化事業債を活用(床面積1,628㎡→1,621㎡)

追加

子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

事業の効果

- 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例④

大阪府岸和田市(人口19.5万人)「新福祉センター整備事業」

事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

事業のポイント

- 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

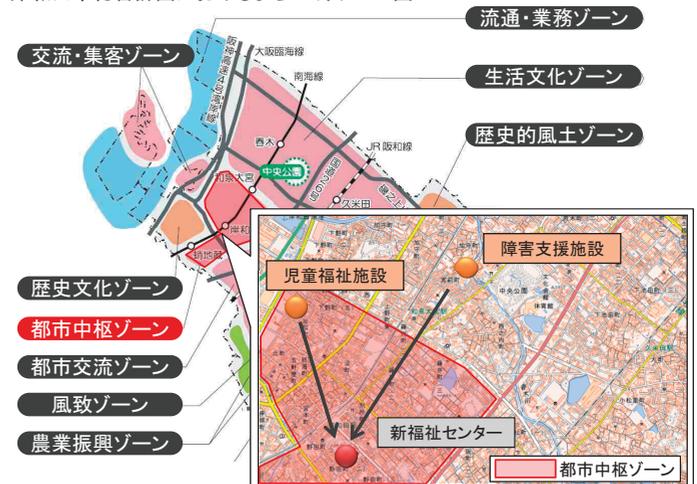
総合計画

岸和田駅周辺を「都市中枢ゾーン」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮し、市の中枢拠点としてのにぎわいの創出を図る。

公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や財政状況を見据え、適正な保有量を検討するとともに、地域のニーズや利用状況等を鑑み、集約化や複合化等、施設の再配置により公共施設等の適正化を図る。

岸和田市総合計画におけるまちづくりゾーン図



事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の第一候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例⑤

福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- ・小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を策定した。計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の小中一貫校として統合することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、10項目(49細項目)の評点を行った。

保護者及び地域住民により構成される「小中一貫校建設基本構想検討会」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地について意見交換したうえで、投票による選定を行った。

自治会長、PTA及び有識者で構成される「建設適地検討協議会」にて①安全性、②周辺環境、③通学距離の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

事業の効果

- 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したことで、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

公共施設等適正管理推進事業債を活用した取組事例①

事業の概要

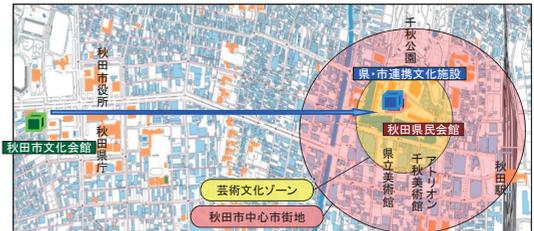
秋田県(人口97.7万人)、秋田市(人口30.8万人)「県・市連携文化施設整備事業」

県と市が文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備する。

事業のポイント

県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)
- 平成28年度
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結(H29.1)



老朽化

秋田県民会館



老朽化

秋田市文化会館

県・市連携協定締結 + 集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



完成イメージ図

県・市連携文化施設

集約化

事業年度：平成29～33年度
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

(延床面積)
計：23,588㎡ → 22,653㎡
県：9,304㎡
市：14,284㎡ ※約4%減少

事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

公共施設等適正管理推進事業債を活用した取組事例②

事業の概要

千葉県習志野市(人口17.3万人)「大久保地区公共施設再生事業」

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。

事業のポイント

習志野市の公共施設再生のモデル事業



事業の効果

- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
- 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
- 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

公共施設等適正管理推進事業債を活用した取組事例③

事業の概要

富山県小矢部市(人口3.0万人)「統合こども園整備事業」

児童数の推移や新たな保育サービスの要望に対応するため、石動・大谷学校区に存在する5保育所等を1つに、蟹谷学校区に存在する3保育所を1つに統合し、子育て支援センターを併設したこども園を整備する。

事業のポイント



(仮称)大谷統合こども園



- 松沢保育所
○正得保育所
○荒川保育所
○若林保育所
○石動幼稚園
- 集約化** (仮称)大谷統合こども園
延床面積: 3,073㎡→2,633㎡

(仮称)蟹谷統合こども園



- 北蟹谷保育所
○葦波保育所
○東蟹谷保育所
- 集約化** (仮称)蟹谷統合こども園
延床面積: 1,879㎡→1,826㎡

機能追加・・・新統合こども園に子育て支援センターを新たに併設
延長保育、土曜保育、休日保育、病児保育(体調不良児対応型)の保育サービスを拡充
住民理解・・・「小矢部市立幼稚園及び保育所統廃合・民営化等推進委員会の最終答申」を踏まえ、既存施設では対応困難だった保護者ニーズについて、統合により開園日の追加等保育サービス等の拡充が可能となることを、住民・保護者への説明会等を通じ理解を得て実施

事業の効果

- 新たに子育て支援センターを併設するとともに、多様な保護者ニーズに応えられる保育サービスを提供する。
- 複数地区に分散していた施設の集約により、維持管理・更新費用を抑えることができる。

総合管理計画に位置づけられた広域連携の取組事例

奈良県(人口134万人)、五條市(人口3.1万人)「五條合同庁舎整備事業(国・県・市集約型)」

取組の概要

五條市において、老朽化した市役所の建替えと周辺のまちづくりを一体的に推進するため、「県立五條高校跡地」を有効活用し、国・県の出先機関も同地に集約した五條合同庁舎を整備。

取組のポイント



広域連携の効果

- 点在する国・県・市の行政機能を集約した市民開放型の公共都市空間(シビックコア)を形成し、公共施設の利便性と快適性を向上させる。
- 賑わい・交流の創出と周辺地域(五條中心市街地地区)の活性化により、新たなまちの顔を創出する。
- 県域ファシリティマネジメント(公共資産の総合的管理・活用)と新たなまちづくりを実現する。

地方公会計の整備と活用について

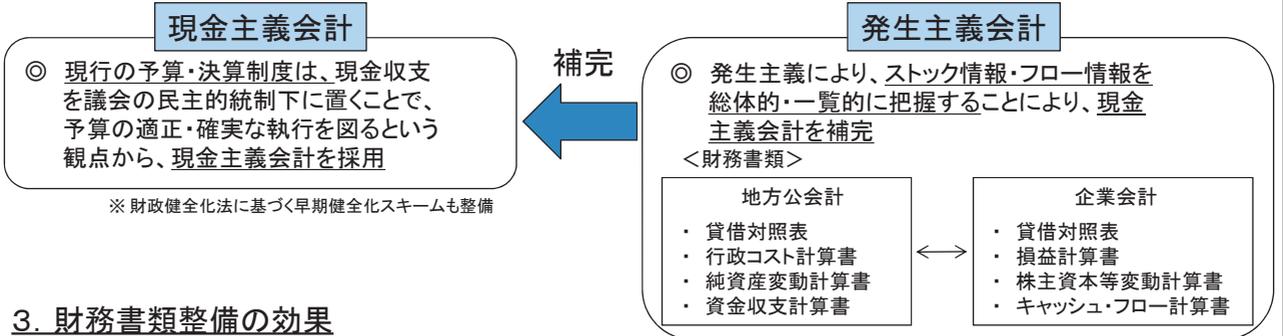
□ 地方公会計の意義と整備

地方公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

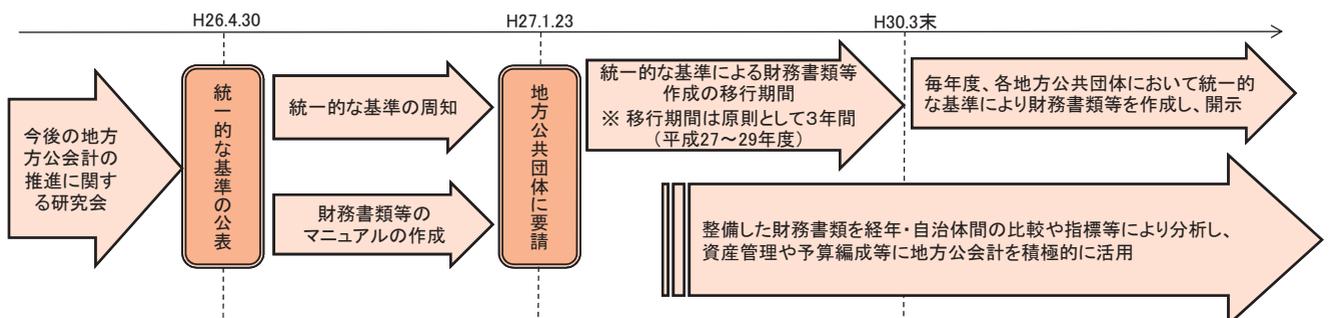
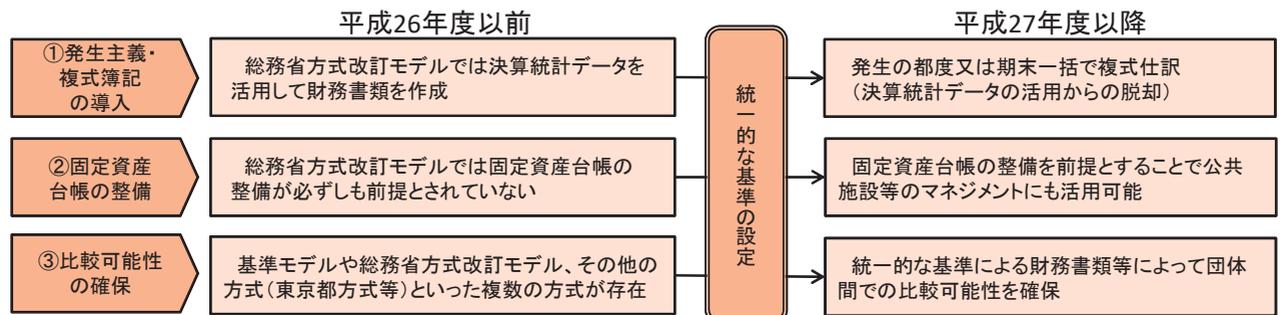


3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

今後の地方公会計の整備・活用の促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、99.4%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、94.8%の団体において作成済み。

【固定資産台帳の整備状況】(平成31年3月31日時点)

(単位:団体)

整備状況	都道府県	市区町村		合計	
		指定都市	指定都市除く市区町村		
整備済み	47 (100.0%)	1,731 (99.4%)	20 (100.0%)	1,711 (99.4%)	1,778 (99.4%)
整備中	0 (0.0%)	10 (0.6%)	0 (0.0%)	10 (0.6%)	10 (0.6%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【財務書類の整備状況】(平成31年3月31日時点)

(単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村		合計	
		指定都市	指定都市除く市区町村		
作成済み	44 (93.6%)	1,651 (94.8%)	20 (100.0%)	1,631 (94.8%)	1,695 (94.8%)
作成中	3 (6.4%)	90 (5.2%)	0 (0.0%)	90 (5.2%)	93 (5.2%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

(「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。)

公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにあり、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト(費用)を明らかにする行政コスト計算書(※1)を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書(※2)を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみる事が可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

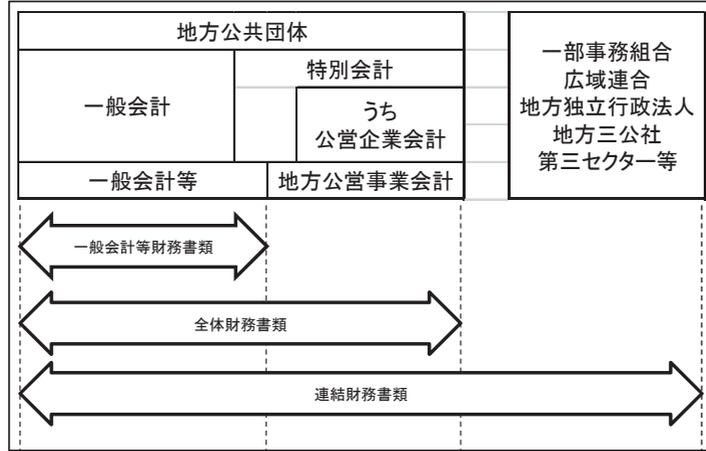
※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。 ※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

(『「国の財務書類」ガイドブック 平成31年1月 財務省主計局』より作成)

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。



財務4表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類4表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】				【行政コスト計算書】			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197	1. 経常費用	3,996		
有形固定資産	23,134	地方債	4,332	業務費用	2,757		
事業用資産	7,561	その他	865	人件費	965		
土地	1,924	流動負債	670	減価償却費	897		
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670	その他	895		
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867	移転費用	1,239		
インフラ資産	15,973			2. 経常収益	175		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185	賃料及び手数料等	175		
建物等	25,584	剰余分(不足分)	△ 5,509	3. 経常行政コスト(1-2)	3,821		
減価償却累計額	△ 12,792			4. 臨時損失	-		
投資その他の資産	2,043			資産除売却損等	-		
基金等	2,043			5. 臨時損失	-		
流動資産	366			資産除売却益等	-		
現金預金	152			6. 経行政コスト(3+4+5)	3,821		
その他	214	純資産合計	19,676				
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543				

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	剰余分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6. 資産評価差額		-	-
7. 無償所管換		-	-
8. その他		-	-
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】			
科目	金額	科目	金額
【業務活動収支】			
支出合計	3,038		
収入合計	4,442		
業務活動収支①	1,404		
【投資活動収支】			
支出合計	1,221		
収入合計	156		
投資活動収支②	△ 1,065		
【財政活動収支】			
支出合計	928		
収入合計	607		
財政活動収支③	△ 321		
本年度資金収支額④(①+②+③)	18		
前年度末資金残高⑤	134		
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152		

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

【附属明細書】
 ・資産項目の明細
 (有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
 ・負債項目の明細
 (地方債の明細等)
 ・補助金等の明細 等

【注記】
 ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

□ 財務書類の活用事例

地方公会計の活用状況（平成30年3月31日時点）

（単位：団体）

区分	都道府県		市区町村		合計
			指定都市	指定都市を除く 市区町村	
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	13 (27.7%)	570 (32.7%)	13 (65.0%)	557 (32.4%)	583 (32.6%)
施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した	2 (4.3%)	36 (2.1%)	4 (20.0%)	32 (1.9%)	38 (2.1%)
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した	0 (0.0%)	83 (4.8%)	1 (5.0%)	82 (4.8%)	83 (4.6%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	8 (17.0%)	122 (7.0%)	8 (40.0%)	114 (6.6%)	130 (7.3%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	32 (68.1%)	334 (19.2%)	15 (75.0%)	319 (18.5%)	366 (20.5%)
財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した	6 (12.8%)	6 (0.3%)	4 (20.0%)	2 (0.1%)	12 (0.7%)
上記以外の活用	1 (2.1%)	33 (1.9%)	1 (5.0%)	32 (1.9%)	34 (1.9%)

統一的な基準による財務書類の整備予定等調査（平成30年3月31日時点）より

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 → 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

有形固定資産減価償却率の活用

マクロ的視点

1

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用

背景・目的

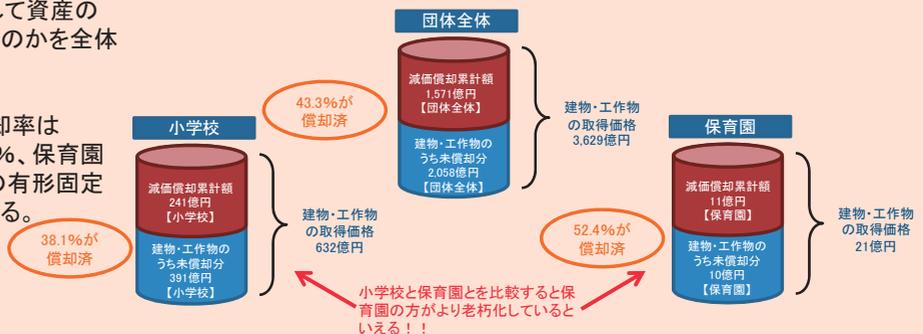
- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 全体の有形固定資産減価償却率は43.3%であるが、小学校は38.1%、保育園は52.4%となっており、保育園の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

将来の施設更新必要額の推計

マクロ的視点

2

【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
 - ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
 - ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要なが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。



効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

将来の施設更新等の財源確保

マクロ的視点

3

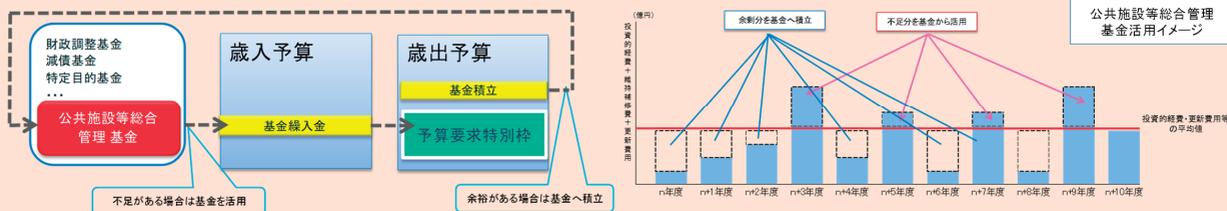
【事例】適切な資産管理のための基金の創設（京都府相楽郡精華町）

背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

事例概要

- 資産所管課において、耐用年数が到来した資産について資産の建替・修繕・廃棄の可否を検討の上で、建替・修繕にかかる経費を推計。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する投資的経費等の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

財政指標の比較

マクロ的視点

4

【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示
- 浜松市の財政指標（例）
 - ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
 - ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
 - ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

区分	単位	H24						
		H25 浜松市	浜松市	4市平均	川崎市	新潟市	堺市	広島市
市民一人当たり資産額	千円	2,459	2,463	2,402	2,979	1,650	2,434	2,543
	指数	100	100	98	121	67	99	103
歳入額対資産比率	年	6.8	7.1	5.4	7.0	4.0	5.8	4.7
	指数	100	104	79	103	59	85	69
純資産比率	%	83.1	83.2	68.7	74.0	59.9	79.8	61.2
	指数	100	100	83	89	72	96	74
将来世代負担比率	%	9.0	9.0	20.5	17.8	25.5	10.8	28.0
	指数	100	100	228	198	283	120	311
市民一人あたり負債額	千円	415	415	730	776	663	492	987
	指数	100	100	176	187	160	119	238
資金収支計算書における基礎的財政収支	百万円	1,214	11,414	△ 20,902	△ 11,864	△ 28,440	△ 15,822	△ 27,480
	指数	100	940	△ 1,722	△ 977	△ 2,343	△ 1,303	△ 2,264
市民一人当たりの純経常行政コスト	千円	263	255	318	282	330	319	341
	指数	100	97	121	107	125	121	130

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数字

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

未収債権の徴収体制の強化

マクロ的視点

5

【事例】未収債権の徴収体制の強化（千葉県習志野市）

背景・目的

- 未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかった。
- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになった。

事例概要

- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化が行われた。

平成24年度貸借対照表(単体)

【資産の部】 (円)	
債権	8,232,286,996
税等未収金	2,842,684,333
未収金	1,108,896,584
貸付金	4,544,682,918
その他の債権	6,675,480
貸倒引当金	▲270,652,319

※「平成24年度会計白書(資料編)」に債権の種類毎の担当課作成資料を掲載

- ✓ 貸倒引当金を控除しても債権が82億円余りも存在している。
- ✓ その内訳は、市税、介護保険料、市営住宅使用料、給食費等、複数の担当課にまたがっている。

全庁的な取組体制の構築

- ① 債権管理条例の制定(H25.4.1)
 - 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定
- ② 債権管理課の設置(H25.4.1)
 - 当該課において徴収困難事案を集中処理
- ③ 債権管理連絡会議の設置(H26.9.1)
 - 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

効果等

- 貸借対照表によって市全体の債権額が「見える化」されたことを契機として、未収債権の徴収体制が強化された。
- 貸倒引当金が財務書類に記載されることで、控除後の債権額が最低徴収目標となり、職員の取組意識が向上している。

セグメント分析（予算編成への活用）

ミクロ的視点

1

【事例】 ライフサイクルコストまでを含めた施設建設の検討（静岡県浜松市）

背景・目的

- 予算編成で施設の新規建設を議論する場合、従来は建設費用（イニシャルコスト）を中心に議論が行われており、将来の維持管理費用や更新費用（ライフサイクルコスト）までを含めた議論が必ずしも十分ではなかった。

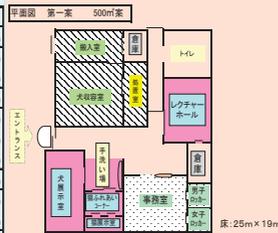
事例概要

- 動物愛護センターの新規建設に関する予算編成に際して、施設別行政コスト計算書（試算）を審査資料として活用した。
- 具体的には、以下の2つの施設規模案（500㎡・1,000㎡）について、施設別行政コスト計算書（試算）を作成して、維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論を行った。

施設別行政コスト計算書（試算） [参考]建設費用:2.5億円

第1案(500㎡)

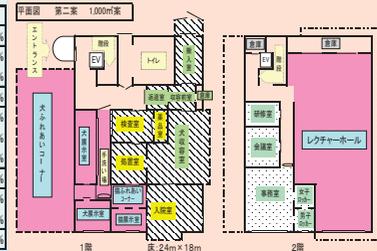
項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	54.6%
人件費	20,783	51.0%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.6%
物にかかるコスト	18,506	45.4%
物件費	8,100	19.9%
維持補修費	600	1.5%
減価償却費	9,806	24.1%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	40,754	100.0%



施設別行政コスト計算書（試算） [参考]建設費用:4.3億円

第2案(1,000㎡)

項目	金額	構成比
人にかかるコスト	22,248	45.4%
人件費	20,783	42.4%
退職手当引当金繰入額	1,465	3.0%
物にかかるコスト	26,800	54.6%
物件費	9,900	20.2%
維持補修費	600	1.2%
減価償却費	16,300	33.2%
その他のコスト	0	0.0%
公債費利子	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	49,048	100.0%



効果等

- 施設別行政コスト計算書等の財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。
- 予算編成において、施設の維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論が行われた。

セグメント分析（予算編成への活用）

ミクロ的視点

2

【事例】 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコストの「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業（蛍光灯のLED化、高耐久性部材の導入等）については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政当局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行っていく。

年間コスト比較（イメージ） [施設別のライフサイクルコスト（試算）]

	初期費用	初期費用／耐用年数
蛍光灯	300万円	150万円
蛍光灯型LEDランプ	1,000万円	100万円

LED化した場合、年間50万円削減でき、電気代の削減も2割程度期待。

中長期的にはLED照明器具の方が安くなるため、LEDを選択。

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定
※その他、電気代の削減も2割程度期待できる。

効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成された。

セグメント分析（予算編成への活用）

ミクロ的視点

3

【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別、施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別等の行政コスト計算書を作成し、比較分析。

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

- さらに、地方公会計の財務書類の各勘定科目への仕訳対応や固定資産台帳への登録要否を勘案して、「細節」や「細々節」を設定。

会計	款・事業	事業名	節・細節・細々節	借方
所属	所属	説明名称		貸方
		日々仕訳にも対応したコード化		
			行政コスト計算書(PL)-物件費(86)	
			資金収支計算書(CF)-物件費等支出(132)	

仕訳コード

科目	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
経常費用					
業務費用					
人件費					

施設別の行政コスト計算書を作成

効果等

- 予算科目を事業別・施設別等に設定することにより、予算編成時点で事業別・施設別等の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 事業別・施設別等の行政コスト計算書の作成等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。
- 予算科目の細かい設定により、予算執行時点での財務書類の勘定科目への自動仕訳や固定資産台帳への登録漏れの防止等が可能となった。

セグメント分析（施設の統廃合）

ミクロ的視点

4

【事例】 セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

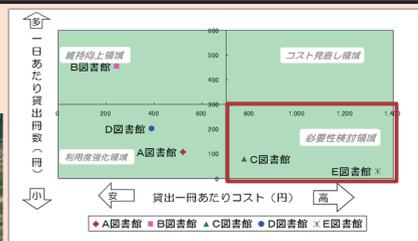
- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

- ・耐震性
- ・地理的要素 等



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

セグメント分析（受益者負担の適正化）

ミクロ的視点

5

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書（右表）の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表（下表）に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し（100%、75%、50%、25%、0%の5段階）、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表（例）		施設名 文化会館	
（算式）＜大会議室＞ 使用面積に対する1時間当たり使用料 ＝経常費用×使用床面積÷建物延面積÷年間利用可能日数÷1日利用可能時間 ＝359,017千円×179/8,688÷271÷12 ＝2,275円 1時間当たり現行使用料（全日利用ベース）11,760÷12＝980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書（文化会館）

（単位：千円）

H17（改定前）	
【経常費用】	
1. 経常業務費用	358,989
①人件費	0
②物件費	129,793
減価償却費	128,409
その他	1,384
③経費	223,738
④業務関連費用	5,458
2. 移転支出	28
経常費用合計	359,017
【経常利益】	
経常業務収益	25,425
①業務収益	25,425
②業務関連収益	0
経常収益合計	25,425
純経常費用（純行政コスト）	333,592

効果等

- 現行使用料（980円）とあるべき使用料（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

セグメント分析（行政評価との連携・予算編成への活用）

ミクロ的視点

6

【事例】セグメント分析による図書館の行政評価等（静岡県浜松市）

背景・目的

- 施設別の行政コスト計算書等による行政評価は既に実施していたが、当該評価結果を活用して具体的な予算編成につなげることが課題となっていた。

事例概要

行政評価における活用

行政コスト計算書（単位：千円）			
項目	25年度決算	18年度決算	増減
人にかかるコスト			
人件費	40,706	43,431	△ 2,725
退職手当引当金繰入	37,866	39,714	△ 1,848
物にかかるコスト	2,840	3,717	△ 877
物件費	59,090	71,653	△ 18,563
維持補修費	24,784	43,908	△ 19,124
維持補修費	811	559	252
減価償却費	37,495	37,495	0
その他のコスト	7,006	12,653	△ 5,647
公債費利子	7,006	12,653	△ 5,647
合 計	103,892	127,787	△ 26,895
内訳			
貸出サービス	10,080	10,080	0
施設サービス	10,080	10,080	0
読書サービス	19,153	25,547	△ 6,394
利用状況等			
図書等貸出サービス業務			0
貸出利用者数（人）	74,139	95,031	△ 20,892
貸出回数（回）	303,292	334,949	△ 31,657
施設サービス業務			0
施設利用回数（回）	7,275	10,086	△ 2,811
読書サービス業務			0
読書サービス利用者数（人）	2,111	2,866	△ 755
経費指標（単位：円）			
貸出利用者1人当りコスト	965	911	△ 54
貸出1冊当りコスト	236	267	△ 31
施設サービス利用1回当りコスト	1,386	1,267	△ 119
読書サービス利用者1人当りコスト	9,073	8,914	△ 159

○ 図書館閉館後のH18と直近のH25で比較

- ✓ 貸出1冊当たりコスト 267円 → 236円（▲31円）
- ✓ 貸出利用者数 95,031人 → 74,139人（▲20,892人）

○ 貸出1冊当たりのコストは下がっているが、貸出利用者数が減少している。

○ 今後はコスト削減が貸出利用者数の減少を招かないような工夫が必要である。

予算編成における活用

行政コスト計算書（指定管理者業務に係る一括計上）（単位：千円）			
項目	26年度予算	25年度決算	増減
人にかかるコスト			
人件費	0	40,706	△ 40,706
退職手当引当金繰入	0	37,866	△ 37,866
物にかかるコスト	91,574	59,090	38,484
物件費	69,979	24,784	38,195
維持補修費	1,100	811	289
維持補修費	24,495	24,495	0
その他のコスト	5,967	7,006	△ 1,039
公債費利子	5,967	7,006	△ 1,039
合 計	97,541	106,609	△ 9,068
内訳			
貸出サービス	69,254	71,569	△ 2,315
施設サービス	9,754	10,080	△ 326
読書サービス	18,533	19,153	△ 621
利用状況等			
図書等貸出サービス業務			
貸出利用者数（人）	74,139	74,139	0
貸出回数（回）	303,292	303,292	0
施設サービス業務			0
施設利用回数（回）	7,275	7,275	0
読書サービス業務			0
読書サービス利用者数（人）	2,111	2,111	0
経費指標（単位：円）			
貸出利用者1人当りコスト	934	965	△ 31
貸出1冊当りコスト	228	236	△ 8
施設サービス利用1回当りコスト	1,341	1,386	△ 45
読書サービス利用者1人当りコスト	8,779	9,073	△ 294

- 予算編成に当たり、アウトソーシング化（指定管理者制度への移行）を検討
- H26に指定管理者制度に移行した場合の行政コスト計算書等を作成して比較検討

○ H26に指定管理者制度に移行することで、コスト削減と市民サービス向上の両立が可能となった。

- ✓ コスト削減（▲3,261千円）
- ✓ 休館日（毎週月曜日）廃止

効果等

- 施設別の行政コスト計算書等を行政評価に活用するとともに、当該評価結果を予算編成に活用することによって、図書館のアウトソーシング化（指定管理者制度への移行）を行い、コスト削減と市民サービス向上の両立を図ることが可能となった。

セグメント分析取組事例①（東京都中野区）

分析の目的

- 住民や議会に対するアカウンタビリティの充実や決算の見える化(施設の状況把握や施設マネジメントとして活用)を目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- 財務書類作成にあたり、計上する項目等を詳細にせず、担当者が代わっても継続的に作成できるよう、簡易な方法とした。
- 施設別貸借対照表:有形固定資産減価償却率を把握することが主目的であるため、当該指標に関する勘定科目以外計上しない。
 - ・ 資産は、固定資産台帳と執行データを確認し、計上。
- 施設別行政コスト計算書:人件費、物件費は節区分で分かる範囲、減価償却費を計上。
 - ・ 物件費は、歳出執行データを予算科目によって絞り込んだ上で、施設名の関連するデータを抽出。
 - ・ 人件費は、行政評価で用いる「工数」に人件費標準額を乗じたもので算出
 - ・ 収益(使用料及び手数料)は、歳入執行データから特定することが困難なため、施設所管課へ確認。

【物件費に係る配賦のイメージ】

	No.1	No.2	No.3	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	計
人件費	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	16,589
標準報酬	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	16,587
非常勤報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件費	20,655	4,019	9,374	17,822	4,872	4,514	4,926	4,194	113,452
燃料費	64	26	0	79	205	19	83	198	1,558
その他管理委託	52	52	52	52	52	52	52	52	832
その他管理委託料	479	211	3,757	301	622	271	398	157	7,509
機械等リース料	103	103	103	103	103	103	103	103	1,644
建設費償却費	23	23	23	23	23	23	23	23	369
施設管理費	35	35	47	35	35	35	35	84	656
事業運営委託料	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	2,718	43,488
燃料品	65	275	67	155	65	65	65	65	1,438
水費	151	0	0	94	153	156	97	112	1,777
清掃管理委託料	142	210	2,342	142	142	142	142	142	4,587
電気料	765	0	0	285	216	569	503	220	6,208
通信料	118	51	51	48	95	54	93	66	1,237
商品購入費	214	311	214	214	214	421	214	214	3,784
不動産賃貸料	15,728	0	0	13,273	0	0	0	0	38,031
不通建設工事	0	0	0	0	229	0	0	0	229
計	13,968	356	2,911	11,057	35,076	35,076	35,076	35,076	179,083

○ 件名から施設が特定できないものを「要確認」とし、一定の金額以下の場合は、この経費を配賦する。
○ 所管へ確認し施設に紐づけ(直課)
【配賦基準】
○ 全体経費の5%以下(8,954千円)は、対象施設(16箇所)へ均等配賦する。
179,083千円×5%=8,954千円

今後の課題・展望等

- 取組では一部の施設のみでの分析を実施したが、今後、対象施設を拡充する予定。
- 執行データの件名から施設への紐付けが難しい場合や、執行データに資本的支出と費用計上するものが混在している場合など、所管部局への確認や固定資産台帳データとの突合が必要な場合がある。

セグメント分析取組事例②（愛知県日進市）

分析の目的

- 公共施設等のマネジメント及び行政評価等への活用に向けて、課題の把握や意思決定過程における判断材料の1つとすることを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- 非財務情報として、人口と利用者数を用い、1人あたりの純行政コストを算出することにより、施設間比較が可能となった。
- 施設別貸借対照表
 - ・ 固定資産の額は固定資産台帳、地方債の額は起債台帳から、それぞれ対象施設に直接関係する金額を抽出し、計上。
 - ・ 賞与引当金は平均単価に職員数を乗じて算出。
- 施設別行政コスト計算書
 - ・ 執行データ又は仕訳帳から対象施設に関する支出を抽出し、計上。
 - ・ 人件費は、平均単価に直接従事する人数を乗じて算出。
 - ・ 複数施設で契約している光熱水費や施設管理費等、直接的な経費は配賦(面積や利用者数等の合理的な基準で按分)しているが、間接経費(人事部門の経費等)は配賦しない。

【作成例】

事業(施設)名	施設名	所在地	事業(施設)名やその概要を記載
(1) 事業内容			施設名 事業内容 事業内容 事業内容 事業内容
(2) 保有している資産の状況を記載			保有している資産の状況を記載
(3) 地方債の情報を記載			地方債の情報を記載
(4) セグメント情報			セグメント情報
(5) 分析結果			分析結果

施設別財務書類、指標や非財務情報を用いた単位あたりコスト等を記載

今後の課題・展望等

- 支出伝票と施設を紐付けることにより、極力自動的にセグメント別財務書類ができるよう、システムの改修を検討中。
- 特定の施設(例えば、図書館など)について、近隣市町と協力し、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表の作成手法を検討中。今後、集めた情報を分析し、自団体の経営マネジメントを考える上での材料とする予定。

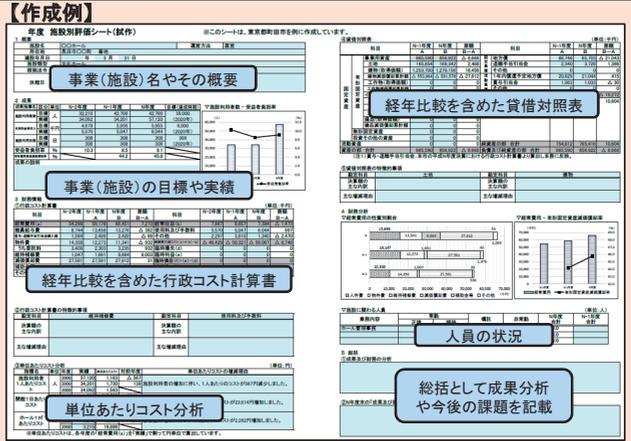
セグメント分析取組事例③（滋賀県長浜市）

分析の目的

- 施設の再編を検討するための資料の1つとすることを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。今回の取組では、試行的に文化ホール施設について、「施設別行政評価シート」としてとりまとめた。

取組概要

- 非財務情報として、施設利用者数、開館日数、面積を用いて施設の単位あたりコストを算出し、複数年度分掲載することで施設間比較と経年比較を行うことが可能となった。
- 施設別貸借対照表
 - ・ 固定資産の額は固定資産台帳、地方債の額は起債台帳から計上し、複合施設は、建物は面積比で按分、土地は按分せずその旨を注記。
- 施設別行政コスト計算書
 - ・ 直営施設の場合は、予算執行データ等から各施設に關係する支出を抽出。指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者の収支決算書等をもとに人件費等の各費目に振り分ける。
 - ・ 複合施設の費用、収益については、合理的な基準を用いて按分し、配賦(指定管理施設においても同様)。



今後の課題・展望等

- 分析の対象とする施設の範囲(施設利用料を徴収している施設や統廃合の検討対象施設など)については、今後の検討課題。
- 施設担当課の理解を得るとともに、作業量の把握のため、(できるだけ担当職員の業務量を増やさないよう)他の用途との併用や施設別財務書類の作成時期について、検討することが必要。

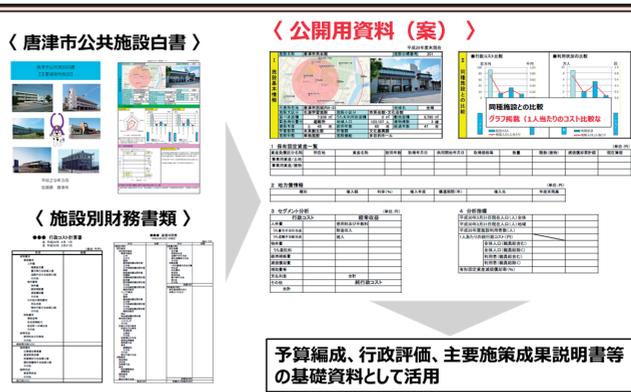
セグメント分析取組事例④（佐賀県唐津市）

分析の目的

- 将来の公共施設等の更新・維持管理費用を削減するため、施設別財務書類を作成し、各施設のコストの見える化を図るとともに、同種施設とのコスト比較等を行うことを目的として、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

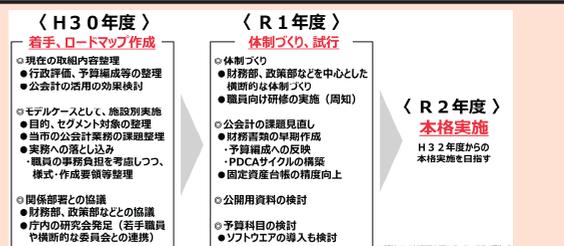
取組概要

- まず、モデルケースとして、現在更新を検討している施設等について、分析を実施。
- 既に作成している「唐津市公共施設白書」のデータを活用し、掲載されていない情報については、適宜情報を追加して施設別財務書類を作成(従事職員数や利用者数などの「非財務情報」の更新を行い、データ収集を実施)。
- 財務会計システムの執行データは、予算事業ごとにコストを計上しているが、1つの事業に複数の施設コストが含まれている場合は、必要に応じ施設所管課に確認。
- 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算書からコストを計上している。



今後の課題・展望等

- 令和2年度からの本格的な実施に向けて、今後、横断的な体制づくりや公表用資料の検討、予算科目の検討等を行うこととしている。



セグメント分析取組事例⑤（鹿児島県和泊町）

分析の目的

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」で定めた目標達成に向けて、利用者等の少ない施設の統廃合や初期の目的を達成した施設等の廃止を検討するにあたり、他の団体の同施設や類似施設等の比較（非財務情報を活用した分析）等を行うことを目的とし、施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。

取組概要

- 「和泊町公共施設等総合管理計画」において、統廃合や民間譲渡、建て替えの検討が必要と判断された施設を対象に施設別行政コスト計算書及び貸借対照表を作成。
 - ・ 人件費、退職手当引当金、賞与等引当金については、平均単価に職員数を乗じて算出。
 - ・ 分析対象施設に共通する資産、複合施設に係る地方債等の負債、複合施設の光熱水費等の費用など、施設に直接関係するものは、面積比等の客観的な基準により按分し、配賦。庁舎等の共通資産や臨時財政対策債等の負債、間接経費は配賦しない。

施設名	理由	個別計画における方針
和泊町実験農場	設置から20年以上が経過し、初期の目的を達成したことや稼働状況の著しく低い施設があることから、施設の運営を含めた在り方について根本的な検討が必要。	機能が重複する施設もあることから、施設の統合を検討。また、施設の維持等の利用料等の受益負担の見直しを行う。
和泊町有線テレビスタジオ	平成26年度から自主放送番組制作のみ民間委託を行っている。機器類の管理や加入者情報管理・利用料管理は担当課が行っているが、施設の管理を含めた委託について検討が必要。	個別計画において「現状維持」との方向性は示されているが、自主放送番組制作業務と施設の管理運営を含めた包括的な業務委託の検討を行う。
和泊町立図書館	建設後30年以上が経過し、施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化、または必要な改修工事を行うとの方向性が示された。利用者数などから市民に最も利用されている施設であることから、利便性等も考慮した施設あり方について検討する必要がある。
和泊町中央公民館	施設の老朽化や耐震性の問題がある。また、現在の位置では十分な数の駐車場の確保が困難なことから、機能の移転や複合施設の建設などの検討が必要。	機能移転・複合化を行うとの方向性が示された。図書館と同様に利用者の多い施設であることから利便性等を考慮した施設あり方を検討する必要がある。

今後の課題・展望等

- 今後、庁内横断的なプロジェクトチームを中心に、事務事業評価のための「仕事振り返りシート」へのセグメント分析情報の掲載や他団体へのセグメント分析手法の情報提供、財務会計システム更新に伴う予算科目等の見直しの検討等を予定。

2018

- ・ セグメント分析に関するワーキンググループ（WG）参加
- ・ WGでの取組内容の実践（他の施設での分析の実施）
- ・ 公共施設等総合管理計画及び個別計画の見直し（継続）
- ・ セグメント分析に係る庁内基準の策定
- ・ 財務書類作成のための庁内体制の構築（システム整備）

2019

- ・ 固定資産台帳更新等の作業効率化
- ・ 仕事振り返りシート（事務事業評価）の充実
- ・ 他団体へのセグメント分析手法の情報提供
- ・ 財務会計システム更新に伴う予算科目の見直しの検討
- ・ 事業別セグメント分析の検討

2020

- ・ 事業別セグメント分析の実施
- ・ 仕事振り返りシートの充実（事業別・施設別）
- ・ 他団体との比較・分析（施設別・事業別）
- ・ 会計情報を活用したPDCAサイクルの確立

情報開示（地方議会での活用）

1

【事例】地方議会での活用（岐阜県美濃加茂市）

背景・目的

- 議会に対する予算説明資料では、各事業にかかる人件費や減価償却費等が見えにくいことから、事業別にフルコストを表示したアニュアルレポートを作成し、議会に報告することとしている。

事例概要

- 財務書類やセグメント分析の概要をわかりやすくまとめたアニュアルレポートを作成・公表し、議会にも提出している。（別途、財務書類も議会に提出している。）
- アニュアルレポートには、全てのセグメント分析の結果を掲載するのではなく、任意で抽出した数事業を例示として掲載することにより、議会や住民に関心を持ってもらうことにしている。
- 実際に議会での質疑応答も行われている。



A地区交流センターとB地区交流センターでは、利用者1人当たりの行政コストに2倍以上の差がある。市民サービスや行政コスト等の観点から、今後どのような運営をしていくのか。

民間委託等も含めて、地区交流センターの運営方法を検討していきたい。



A地区交流センター	
（単位：千円）	
行政コスト	収入
①人にかかるコスト 9,829 (52.0%)	①特定の財源 2321 (1.2%)
②物にかかるコスト 9,070 (48.0%)	②その他の財源 (純行政コスト)
③業務関連コスト 0 (0.0%)	18,667 (98.8%)
④移転支出的なコスト 0 (0.0%)	
18,899(100.0%)	18,899 (100.0%)
利用者一人当たりのコスト 1,429円 (H23年度利用者数 13,227人)	
市民一人当たりの税金等投入額 336円 (平成24年4月1日人口 55,505人)	

B地区交流センター	
（単位：千円）	
行政コスト	収入
①人にかかるコスト 9,829 (70.0%)	①特定の財源 9 (0.1%)
②物にかかるコスト 4,203 (30.0%)	②その他の財源 (純行政コスト)
③業務関連コスト 0 (0.0%)	14,023 (99.9%)
④移転支出的なコスト 0 (0.0%)	
14,032(100.0%)	14,032 (100.0%)
利用者一人当たりのコスト 3,567円 (H23年度利用者数 3,934人)	
市民一人当たりの税金等投入額 253円 (平成24年4月1日人口 55,505人)	

効果等

- 財務書類やセグメント分析等のアニュアルレポートにより議会での審議が活発化した。
- 議会での審議内容も踏まえ、地区交流センターの運営の民間委託が検討されることとなった。

情報開示（地方債 I R への活用）

2

【事例】地方債 I R 資料としての活用（東京都等）

背景・目的

- 地方債計画において、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募地方債等の発行が推進されている。
- 財政状況を投資家等の市場関係者に正確に理解してもらうことで、市場公募地方債の安定した消化につなげる。

事例概要

- 投資家等の市場関係者に馴染みがあって理解されやすい連結財務書類等を地方債 I R 説明会の資料として活用
- 平成26年度の第13回市場公募地方債発行団体合同 I R 説明会では、半数程度の団体が貸借対照表等の財務書類を資料として活用



東京都全体の財務報告

東京都全体の財務諸表

対象範囲

- 東京都本体分・・・普通会計（一般会計及び13の特別会計）、普通会計の対象でない2つの特別会計、11の公営企業会計
- 東京都以外の団体・・・33の監理団体及び3つの地方独立行政法人

科目	25年度	24年度	増減額
資産の部合計	475,243	473,087	2,156
Ⅰ 流動資産	31,203	29,251	1,952
Ⅱ 固定資産	443,980	443,773	207
Ⅲ 繰延資産	59	62	△ 3
負債の部合計	141,530	146,780	△ 5,250
Ⅰ 流動負債	18,436	17,983	1,452
Ⅱ 固定負債	122,093	128,796	△ 6,703
正味財産の部合計	333,713	326,306	7,406
負債及び正味財産の部合計	475,243	473,087	2,156

資産
47.5兆円

負債
14.2兆円

正味財産
33.4兆円

- ・ 正味財産は33兆3,713億円で、前年度末対比7,406億円の増加となった。
- ・ 正味財産比率（資産に対する正味財産の割合）は、70.2%であり、前年度末対比1.2ポイント上昇した。
- ・ 今後も、東京都全体の財務状況を的確に把握して、将来にわたる都の財政負担を適正なものとしていくことが重要である。

平成26年度 東京都 I R 資料より

効果等

- 既存の予算・決算情報、健全化判断比率等に加えて、投資家等の市場関係者が理解しやすい連結財務書類等を地方債 I R 資料として活用することで、財政状況の透明性をより一層高めることができている。

情報開示（PPP/PFIの提案募集）

3

【事例】PPP/PFIの民間提案制度（福岡県福岡市）

背景・目的

- 公共サービス水準の向上、公共負担の削減及び公共資産の有効活用の観点から、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが有効・有益である。

事例概要

- 地域完結型のPPPを実現するため、市と関連地域企業からなる「福岡PPPプラットフォーム」を設置し、PPP/PFIセミナーを継続的に開催している。
- 事業の実施自体について政策的な意思決定がなされているものを対象として、民間事業者からPPP/PFIの提案等を求めるための対象事業リストを毎年度作成・公表している。
- 平成26年度には、PPP/PFI民間提案等ガイドブックを策定し、民間提案等を受け付ける体制を整備した。

対象事業リスト(平成26年度公表分からの抜粋)

事業名	事業概要
市営住宅の建替	老朽化した市営住宅を計画的に建替えることにより、将来にわたって、安定的な供給を行う。
老朽化した学校の校舎等の建替	老朽化が進む学校施設(校舎、講堂兼体育館、プール等)の建替を行う。
公園等の有効活用(みどり活用推進事業)	公園や緑地、街路樹などの資産を有効活用し、賑わいの創出や憩いの場の提供、地域コミュニティの場としての魅力を高める。

福岡PPPプラットフォーム

【福岡PPPプラットフォーム(官民の対話の場) ※地元企業が参加】



効果等

- 以上の取組等により、PPP/PFIが積極的に推進されているところであるが、今後、固定資産台帳を整備し、その内容を公表した場合、さらに積極的かつ実効性の高い民間提案等につながることを期待される。

【事例】 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 広報誌とともに、多くの住民が楽しく参加できるイベントを通して財務情報を伝える。

事例概要

○ バランスシート探検隊(砥部町版)

参加者が町の財政や人口問題を勉強し、付箋紙を使って仕訳から財務書類ができるまでを体験したあと、施設別財務書類データが記載されたノートを持って公共施設を見学する。

○ SIM2030inとべ

参加者は、架空の地方公共団体の部長となり、限られた収入の中で、事業の実施、資金調達の方法等の選択をしながら、15年後までの地方公共団体の経営をシミュレートする。議会への説明も交えながら、特色あるまちづくりを目指す。

○ 広報誌

住民向けに「公会計」の必要性などを毎月掲載する。



効果等

- 公会計を通じて町の財政について住民・議員・職員が共通の土俵で議論することができ、財政改革に対する意識が向上した。

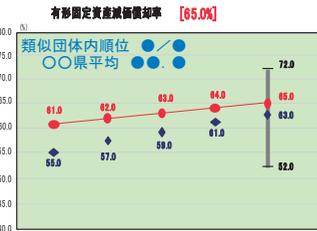
□ 地方財政の更なる「見える化」の推進等

ストック情報の「見える化」

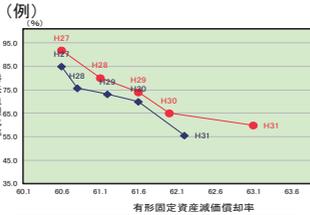
固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次

- 全体の**公共施設等の老朽化度合いを示す指標(有形固定資産減価償却率)**や、**将来負担比率と組み合わせ**て用いることにより、各団体の今後の財政上の課題を多角的に把握することにも活用 ① ②
- **施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たり面積等**について、経年比較や類似団体比較も含めて公表 ③

① 有形固定資産減価償却率(全体)



② 有形固定資産減価償却率の将来負担比率との組合せ



③ 施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

有形固定資産減価償却率 (××施設)



一人当たり面積 (××施設)



将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、**A** 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、あるいは **B** 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性などが考えられ、他のデータと合わせて老朽化対策の進捗状況の分析を深めることができる。

施設類型：
道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

※ その他、債務償還可能年数の情報も記載されることになっていきます。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、**公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備**する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等)を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、**将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。**

各分野ごとの個別施設計画の策定

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。
- **施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施**することで、個別具体的な統廃合等の議論(各論)につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、**公共施設等適正管理推進事業債等**を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

セグメント分析の取組の推進（地方公会計の推進に関する研究会報告書）

セグメント分析の推進 —セグメント別財務書類の作成・分析

- セグメント分析とは、財務書類の情報をもとに、施設、事業等のより細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うことであり、同種のセグメント間で比較すること等により、財務活動上の課題や成果をより明確化することが可能
- セグメント分析の目的や用途に応じて把握すべき情報の内容等が異なるため、各地方公共団体においてセグメントの単位や範囲等を検討し、設定する必要があるが、共通する考え方や簡易な作成手法が存在していないことが課題
- このため、研究会のもとにワーキンググループを設置して、具体的な事例を収集し、セグメント別財務書類の作成及び分析に係る基本的な考え方を抽出するとともに、作成手順等を整理

(1)セグメント分析ワーキンググループにおける検討

- ・ 公募を経て、東京都中野区、愛知県日進市、滋賀県長浜市、佐賀県唐津市、鹿児島県和泊町において、実際に施設別財務書類を作成
- ・ 各団体の取組を踏まえ、セグメントの設定単位や配賦基準等、施設別財務書類作成に関する考え方や作成手順等を整理

(2)セグメント別財務書類の基本的な考え方と作成手順等

基本的な考え方（整理すべき論点）

- ・ セグメント分析の目的
例) 公共施設マネジメント、組織マネジメント、行政評価等
- ・ セグメントの単位
例) 施設、事業、組織等
- ・ 分析対象とセグメント別財務書類の範囲
例) 行政コスト計算書、貸借対照表のみ作成 等
- ・ 資産、負債、費用、収益等の範囲
例) 各セグメントと直接的な関係性を有する資産、負債等のみ計上 等
- ・ 配賦基準の対象項目と配賦基準
例) 人件費、退職手当引当金、複数セグメントにまたがる費用等の取扱い 等
- ・ 非財務情報
例) 利用者数、面積、サービス提供量 等

【作成例】

事業(施設)名		事業(施設)名		事業(施設)名		事業(施設)名	
事業(施設)名	種別	事業(施設)名	種別	事業(施設)名	種別	事業(施設)名	種別
事業(施設)名やその概要を記載							
(1) 事業内容 ① 老人の福祉の増進 ② 老人の健康の増進、健康の向上を図るための活動に関する事業及び活動 ③ 健康増進の推進及び健康増進に関する活動 ④ 健康増進の推進及び健康増進に関する活動 ⑤ その他住民生活の向上を図るための必要経費の支出							
事業(施設)名 健康増進事業 健康増進事業(その他)		種別 健康増進 健康増進(その他)		事業(施設)名 健康増進事業 健康増進事業(その他)		種別 健康増進 健康増進(その他)	
保有している資産の状況を記載							
(2) 保有している資産の状況 保有している資産の状況 保有している資産の状況 保有している資産の状況							
地方債の情報を記載							
(3) 地方債情報 地方債の状況 地方債の状況 地方債の状況							
施設別財務書類、指標や非財務情報を用いた単位あたりコスト等を記載							
(4) セグメント情報 セグメントの状況 セグメントの状況 セグメントの状況							
(5) 非財務情報 非財務情報の状況 非財務情報の状況 非財務情報の状況							

主な歳入歳出の概要

通常収支分		(単位: 兆円, %)		
区分	2年度 A	元年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	40.9	40.2	0.8	1.9
地方譲与税	2.6	2.7	▲ 0.1	▲ 3.8
地方特例交付金	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 53.8
地方交付税	16.6	16.2	0.4	2.5
国庫支出金	15.2	14.7	0.5	3.4
地方債	9.3	9.4	▲ 0.1	▲ 1.6
臨時財政対策債	3.1	3.3	▲ 0.1	▲ 3.6
臨時財政対策債以外	6.1	6.2	▲ 0.0	▲ 0.5
その他	5.9	6.0	▲ 0.0	▲ 0.7
計	90.7	89.6	1.1	1.3
一般財源	63.4	62.7	0.7	1.2
(水準超経費を除く交付団体ベース)	61.8	60.7	1.1	1.8
歳出	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.2
給与関係経費	40.4	38.4	2.0	5.1
一般行政経費	22.7	21.5	1.2	5.8
うち補助	14.8	14.5	0.3	2.1
うち単独	1.0	1.0	0.0	0.0
うちまち・ひと・しごと創生事業費	0.4	-	0.4	皆増
うち地域社会再生事業費(仮称)	11.7	11.9	▲ 0.2	▲ 1.8
公債	1.4	1.3	0.1	7.5
維持補修費	0.1	-	0.1	皆増
うち緊急浚渫推進事業費(仮称)	12.8	13.0	▲ 0.3	▲ 2.0
投資的経費	6.6	6.9	▲ 0.3	▲ 3.7
直轄補助	6.1	6.1	0.0	0.0
単独	0.5	0.5	0.0	0.0
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.3	0.3	0.0	0.0
うち緊急自然災害防止対策事業費	2.5	2.5	▲ 0.0	▲ 1.9
営企業繰出金	1.7	2.0	▲ 0.4	▲ 17.2
水準超経費	90.7	89.6	1.1	1.3

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。
 ※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合があります。

令和2年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和元年12月20日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- 一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制
- 一般財源総額 63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)
- 一般財源総額(交付団体ベース) 61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)
- ・ 地方税・地方譲与税 43.5兆円(前年度比 +0.7兆円、前年度 42.9兆円)
- ・ 地方特例交付金 0.2兆円(同 ▲0.2兆円、同 0.4兆円)
- ・ 地方交付税 16.6兆円(同 +0.4兆円、同 16.2兆円)
- ・ 臨時財政対策債 3.1兆円(同 ▲0.1兆円、同 3.3兆円)

※編成処理のため合計が一致しない場合があります

(2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費(仮称)」を0.4兆円計上

(3) 防災・減災対策の推進

- 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を0.1兆円計上
- 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- 都道府県等が技術職員の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- 臨時財政対策債を、前年度から0.1兆円抑制(①33.3兆円→②31兆円)するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減(①53.8兆円→②53.3兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

令和2年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和元年12月20日

I 令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,400億円程度 (①89兆5,930億円、+1兆1,500億円程度、+1.3%程度)
② 地方一般歳出	75兆8,500億円程度 (①74兆1,159億円、+1兆7,300億円程度、+2.3%程度)
③ 一般財源総額 ・水準超経費を除く 交付団体ベース	63兆4,318億円 (①62兆7,072億円、+ 7,246億円、+ 1.2%) 61兆7,518億円 (①60兆6,772億円、+1兆 746億円、+ 1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円 (①16兆1,809億円、+ 4,073億円、+ 2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円 (①42兆8,756億円、+ 6,696億円、+ 1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円 (① 4,340億円、▲ 2,333億円、▲ 53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円 (① 3兆2,568億円、▲ 1,171億円、▲ 3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円 (① 4兆4,101億円、+ 1,183億円、+ 2.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業	
① 震災復興特別交付税	3,742億円 (① 4,049億円、▲ 307億円、▲ 7.6%)
② 規模	9,000億円程度 (①1兆 987億円、▲ 2,000億円程度、▲18.1%程度)
(2) 全国防災事業	
規模	1,092億円 (① 1,058億円、+ 34億円、+ 3.2%)

II 通常収支分

地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保（交付団体ベースの一般財源総額は令和元年度を1.1兆円上回る額を確保）

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆4,318億円（前年度比 +7,246億円、+1.2%）
一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆7,518億円（同 +1兆 746億円、+1.8%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.4%程度 (①66.4%)

- ・ 地方税 40兆9,366億円（前年度比+7,733億円、+1.9%）
- ・ 地方譲与税 2兆6,086億円（同 ▲1,037億円、▲3.8%）
- ・ 地方交付税 16兆5,882億円（同 +4,073億円、+2.5%）
- ・ 地方特例交付金 2,007億円（同 ▲2,333億円、▲53.8%）
- ・ 臨時財政対策債 3兆1,398億円（同 ▲1,171億円、▲3.6%）

地方債 9兆2,783億円（前年度比 ▲1,500億円、▲1.6%）

- ・ 臨時財政対策債 3兆1,398億円（前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%）
- ・ 臨時財政対策債以外 6兆1,385億円（同 ▲329億円、▲0.5%）
- 通常債 5兆3,685億円（同 ▲129億円、▲0.2%）
- 財源対策債 7,700億円（同 ▲200億円、▲2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆5,882億円（前年度比 +4,073億円、+2.5%）

【一般会計】

- ① 地方交付税の法定率分等
 - ・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 15兆 898億円
 - ・ 国税減額補正精算分 (㉑、㉒) ▲ 2,355億円
- ② 一般会計における加算措置（既往法定分等） 5,187億円

【特別会計】

- ① 地方法人税の法定率分 1兆4,564億円
 - ② 交付税特別会計借入金償還額 ▲5,000億円
 - ③ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲771億円
 - ④ 交付税特別会計剰余金の活用 +1,000億円
 - ⑤ 返還金 +4億円
- 【地方交付税】 (a) + (b) 16兆5,882億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
地方交付税	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6

<令和元年度補正予算(第1号)に伴う精算>

令和元年度の補正予算(第1号)において国税収入が減額補正され、地方交付税法定率分の減を補填するため国の一般会計が加算した額6,496億円については、令和3年度以降10年間に分割して精算(各年度の精算額650億円)

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債 3兆1,398億円(前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%)
 臨時財政対策債残高 53.3兆円(同 ▲0.5兆円、▲0.9%)
 (令和2年度末見込み)

4 地域社会再生事業費(仮称)の創設

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費(仮称)」4,200億円を計上
 地方財政計画において、不交付団体の水準超経費が同程度抑制されることから、歳出全体としては増としない

- ・ 地域社会再生事業費(仮称) 4,200億円

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和2年度においても、引き続き1兆円を確保

6 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,111億円(①2兆1,930億円)
 - ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,045億円(① 4,728億円)
 - ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆5,857億円(① 4,839億円)
- ※下記金額は、国・地方所要額の合計

7 緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設

地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を計上

- ・ 緊急浚渫推進事業費(仮称) 900億円
- > 各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防及び治山に係る浚渫について、令和2年度から6年度まで地方債の特例措置を講ずる(地方財政法を改正)

8 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額(森林環境税法等を改正)

- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 令和2~6年度までの5年間で2,300億円
- ・ 令和2年度の森林環境譲与税 400億円(①200億円)
- ・ 令和2年度の特別会計借入金償還額 200億円※
- ※ 令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還

9 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる

10 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- ・ 一般行政経費（単独） 1,690 億円
- ・ 公営企業繰出金 48 億円

12 次世代型行政サービスへの推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するため地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域において地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

13 地域医療の確保

地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して地方財政措置を講ずるとともに、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

14 公営競技納付金制度の延長

公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和2年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和7年度まで延長（地方財政法を改正）

※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に対する買付金の利下げに利用

15 財源不足の補填

令和2年度における財源不足額 4兆5,285億円（前年度比 +1,183億円、+2.7%）

※ 折半対象財源不足は、令和元年度に引き継ぎ生じていない

○ 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、令和2年度においては、折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,700億円
- ② 地方交付税の増額による補填
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 6,187億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用 5,187億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分） 1,000億円
3兆1,398億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復興・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保に確保

- 震災復興特別交付税
 - (前年度比 ▲307 億円、▲7.6%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 2,942 億円
 - ② 地方単独事業分 406 億円
 - ・ 単独災害復旧事業 134 億円
 - ・ 中長期職員派遣、職員採用等 272 億円
 - ③ 地方税法等の減収分 394 億円
 - ・ 地方税法等に基づく特例措置分 365 億円
 - ・ 条例減免分 29 億円

※ 令和2年度の所要額は、3,742 億円であるが、予算額は年度調整分 319 億円を除いた 3,423 億円（令和元年度予算額：3,250 億円）となる

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和2年度の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆4,090 億円

地域社会再生事業費（仮称）の創設

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費（仮称）」（4,200 億円）を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費（仮称）」を創設し、地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費（仮称）4,200 億円程度
 （うち、道府県分 2,100 億円程度
 うち、市町村分 2,100 億円程度）

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

（算定に用いる指標）

- ・ 人口減少率
- ・ 年少人口比率
- ・ 高齢者人口比率
- ・ 生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

（算定に用いる指標）

- ・ 非人口集中地区（人口密度4,000人未満）の人口を基本とした指標
- ・ [特に人口密度の低い地域の人口を割増し]

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

緊急浸漬推進事業費（仮称）の創設

- 令和元年台風19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浸漬（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浸漬を実施できるよう、新たに「緊急浸漬推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浸漬経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浸漬

※1 浸漬には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浸漬について、国土交通省より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体の個別計画において緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

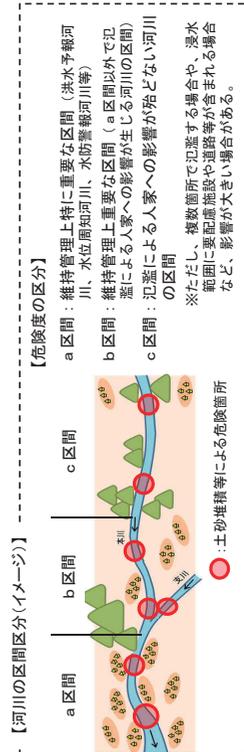
4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

< 参考 > 河川の浸漬の例

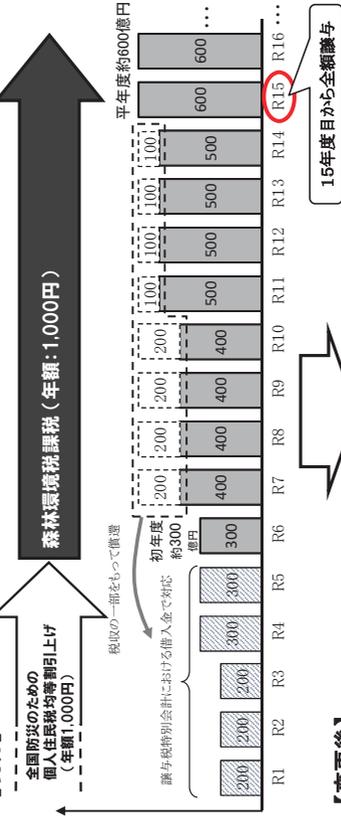
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浸漬を実施



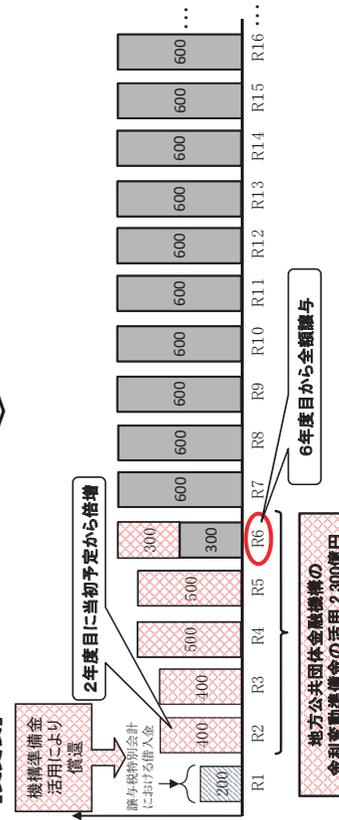
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の増額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

【現行】



【変更後】



【森林整備の推進】



技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求め、声が強いものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合には、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師
 ※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む
 ※3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数(※A)③に係る人件費について、普通交付税措置(「地域社会再生事業費(仮称)」において、報告数に応じて算定)

※ 市町村分については特別交付税措置

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

(参 考) 緊急防災・減災事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

平成29年度～令和2年度

<消防署の浸水対策(イメージ)>



【対策前】

【対策後】

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）
 農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

(参 考) 緊急自然災害防止対策事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

令和元年度～令和2年度

<道路の法面対策(イメージ)>



【対策前】

【対策後】

ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

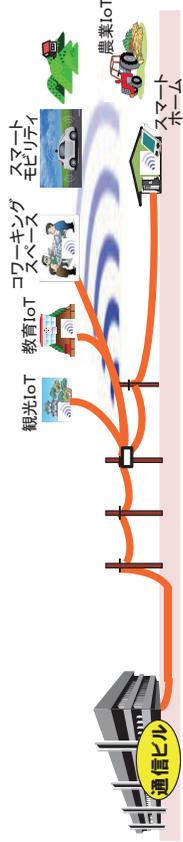
地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対 象 事 業	充 当 率	交付税措置率
① 光ファイバの新設		
② <u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>	90%	30%
③ <u>ケーブルテレビの光化</u>		
④ <u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		

2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1.(2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象



先進的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先進的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先進的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域(※)を有する地方団体

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先進的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ 各年度の事業費上限額

道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円



2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ RPAの導入については措置率0.3（財政力補正あり）



地域医療の確保(公立病院に対する地方財政措置の見直し)

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区※に所在する100床以上の公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
又は 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

- i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること
- ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

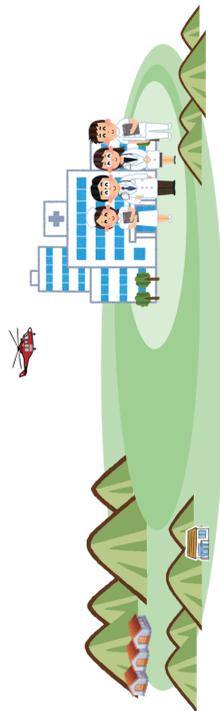
要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費(医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等)に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。(現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様)

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急、救命救急センター及び不採算地区の病院(100床未満)に対する特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる



主な地方財政指標積算基礎(通常収支分)

(単位: 億円)

区分	令和2年度(見込)	令和元年度
歳入合計 ①	907,400 程度	895,930
地方税 ②	409,366	401,633
地方譲与税 ③	26,086	27,123
地方特例交付金 ④	2,007	4,340
地方交付税 ⑤	165,882	161,809
地方債 ⑥	92,783	94,282
うち臨時財政対策債 ⑦	31,398	32,568
復旧・復興事業 ⑧	▲ 86	▲ 90
全国防災事業 ⑨	▲ 335	▲ 312
主な地方財政関係指標		
一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	634,318	627,072
一般財源比率 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨ / ①	66.4% 程度	66.4%
地方債依存度 ⑥ / ①	10.2% 程度	10.5%

(参考)

- 地方の借入金残高 (東日本大震災分を含む) 189兆円程度(令和2年度末見込み)
- ※ 令和元年度末見込み 192兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 30.7兆円(令和2年度末見込み)
- ※ 令和元年度末見込み 31.2兆円

2. 令和2年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	3,742 億円	4,049 億円	▲ 7.6 %
国庫支出金	約 5,100 億円	6,768 億円	約 ▲ 24.6 %
地方債	15 億円	12 億円	25.0 %
一般財源充当分	86 億円	90 億円	▲ 4.4 %
計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %
直轄・補助事業費	約 8,100 億円	9,992 億円	約 ▲ 18.9 %
地方単独事業費	800 億円	853 億円	▲ 6.2 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	394 億円	356 億円	10.7 %
計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は概算の額を、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方税	756 億円	745 億円	1.5 %
一般財源充当分	335 億円	312 億円	7.4 %
収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
債	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は概算の額を、異動する場合がある。

1. 令和2年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方譲与税	409,366 億円	401,633 億円	1.9 %
地方交付金	26,086 億円	27,123 億円	▲ 3.8 %
地方交付税	2,007 億円	4,340 億円	▲ 53.8 %
地方債	165,882 億円	161,809 億円	2.5 %
うち臨時財政対策債	92,783 億円	94,282 億円	▲ 1.6 %
旧・復興特別交付金	31,398 億円	32,568 億円	▲ 3.6 %
国庫支出金	▲ 86 億円	▲ 90 億円	▲ 4.4 %
一般財源充当分	▲ 335 億円	▲ 312 億円	7.4 %
計	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
「一般財源」	634,318 億円	627,072 億円	1.2 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)	617,518 億円	606,772 億円	1.8 %
給与関係手当	202,900 億円	203,307 億円	約 ▲ 0.2 %
退職手当	187,600 億円	187,685 億円	約 ▲ 0.0 %
退職手当	15,300 億円	15,622 億円	約 ▲ 2.1 %
一般行政経費	403,800 億円	384,197 億円	約 5.1 %
うち補助	227,200 億円	214,845 億円	約 5.8 %
うち単独	147,500 億円	144,504 億円	約 2.1 %
うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費(仮称)	4,200 億円	- 億円	増
債	117,000 億円	119,088 億円	約 ▲ 1.8 %
維持補修	14,500 億円	13,491 億円	約 7.5 %
うち緊急激進推進事業費(仮称)	900 億円	- 億円	増
投資的経費	127,600 億円	130,153 億円	約 ▲ 2.0 %
うち直轄・補助	66,500 億円	69,077 億円	約 ▲ 3.7 %
うち単独	61,100 億円	61,076 億円	約 0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等運営管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000 億円	3,000 億円	0.0 %
営業企業繰出金	24,900 億円	25,394 億円	約 ▲ 1.9 %
うち企業債償還費普通会計負担分	15,100 億円	15,383 億円	約 ▲ 1.8 %
水準超経費	16,800 億円	20,300 億円	▲ 17.2 %
合計	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
(水準超経費を除く交付団体ベース)	890,600 億円	875,630 億円	約 1.7 %
地方一般歳出	758,500 億円	741,159 億円	約 2.3 %

(注) 令和元年度における重点課題対応分については、一般行政経費(歳入)に含めて計上している。
(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は概算の額を、異動する場合がある。

(参考)

令和2年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

Table with columns: 項目 (Item), 令和2年度(見込) (FY2020 Estimate), 令和元年度 (FY2019), 増減率(見込) (Change Rate Estimate). Rows include 地方譲与税, 地方特例交付金, 震災復興特別交付税, 臨時財政対策債, 繰上収入, 繰上支出, 繰上貸付, 繰上借入金, 繰上保証, 繰上保証解除, 繰上保証解除費用, 繰上保証解除費用(東日本大震災分), 繰上保証解除費用(東日本大震災分)の合計, 繰上保証解除費用(東日本大震災分)の合計(見込).

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、詳細は前章の結果、異動する場合があります。

(参考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移
(単位：%)

Table with columns: 年度 (Year), 地方財政計画 (Local Fiscal Plan), 対前年度一般歳出 (vs. Previous Year General Expenditure), 伸び率 (Growth Rate), 地方交付税 (Local Allocation Tax). Rows include 昭和60年度, 令和元年度, 令和2年度.

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(参考 2)

地方債等関係資料

年度	地 方 債 額 計 画 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 存 存 率 (%)	地 方 の 借 入 金 残 高 (兆円)
昭和60年度	39,500	▲ 8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192程度 (見込)
2	92,783	▲ 1,500	10.2程度	189程度 (見込)

第2部 小田原市の取組

地方行財政ビジョン研究会（第2回）

令和元年7月29日（月）15:00～17:00 @小田原市役所

◆ 行財政運営上の課題（行政課題事務事業の決定プロセス・優先順位付け）

- 総合計画等での事業の位置付けと今年度のプロセス
- 第4次実施計画策定スケジュール
- 施設改修予算要求の流れ・実施計画との連携

【参考資料】

- ・第4次実施計画策定基本方針
- ・小田原市公共施設再編基本計画（概要版）

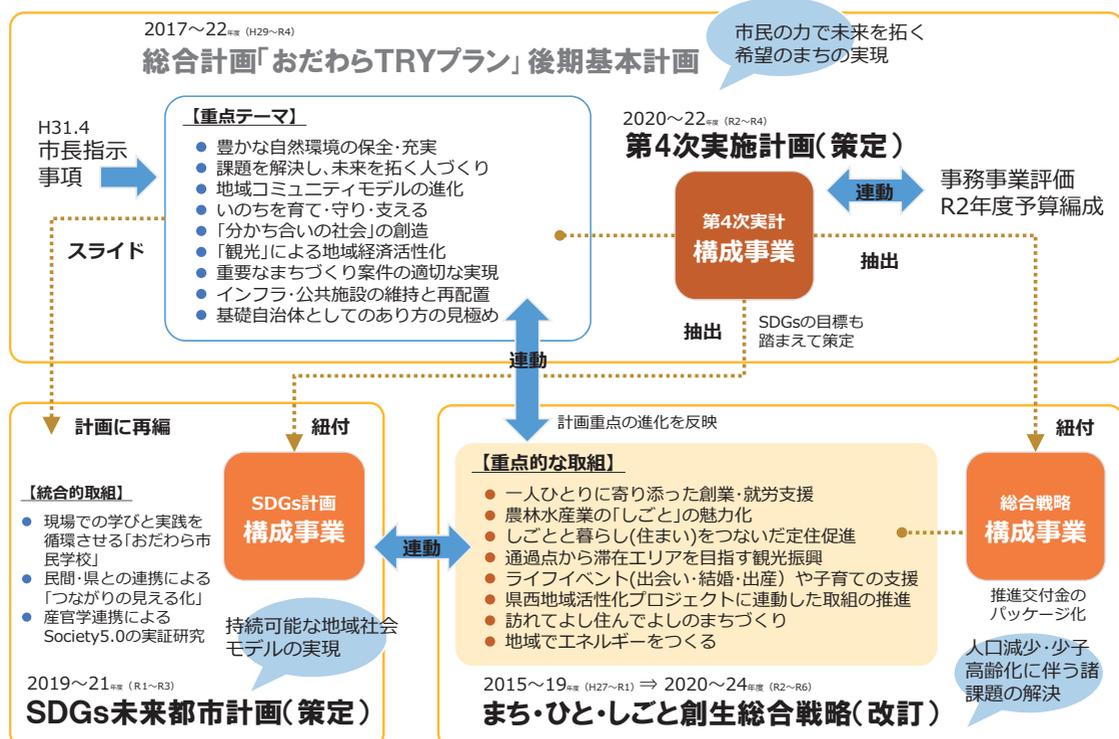
◆ 単独事業の状況（商工費・土木費）

- 小田原市 単独事業の状況（平成30年度普通会計決算）
- 商工費・土木費における補助事業・単独事業
- 後期基本計画重点テーマの取組（観光・まちづくり）

【参考資料】

- ・地方再生コンパクトシティに係る取組内容

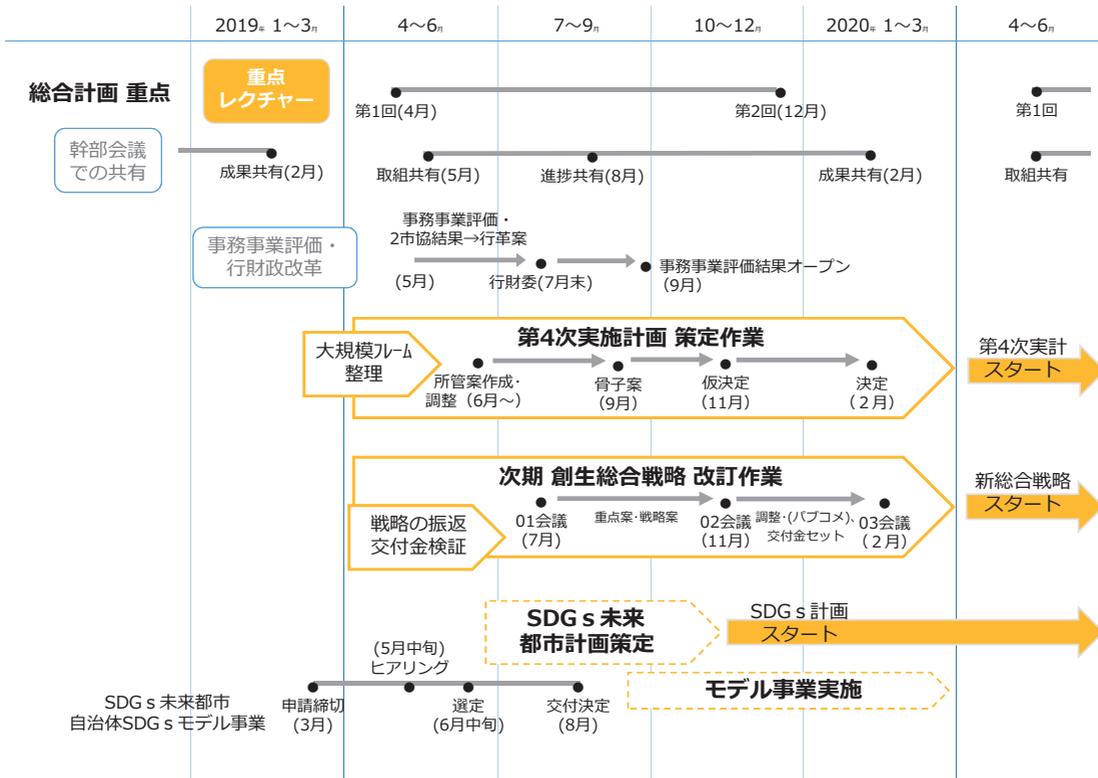
総合計画・総合戦略・SDGsの関係性



提案内容：人と人とのつながりによる「いのちを守り育てる地域自給圏」の創造

国次期戦略追加テーマ：民間との協働、人材育成・関係人口、稼げるしごとと働き方、未来技術(Society 5.0)、少子化対策・全世代活躍のまちづくり

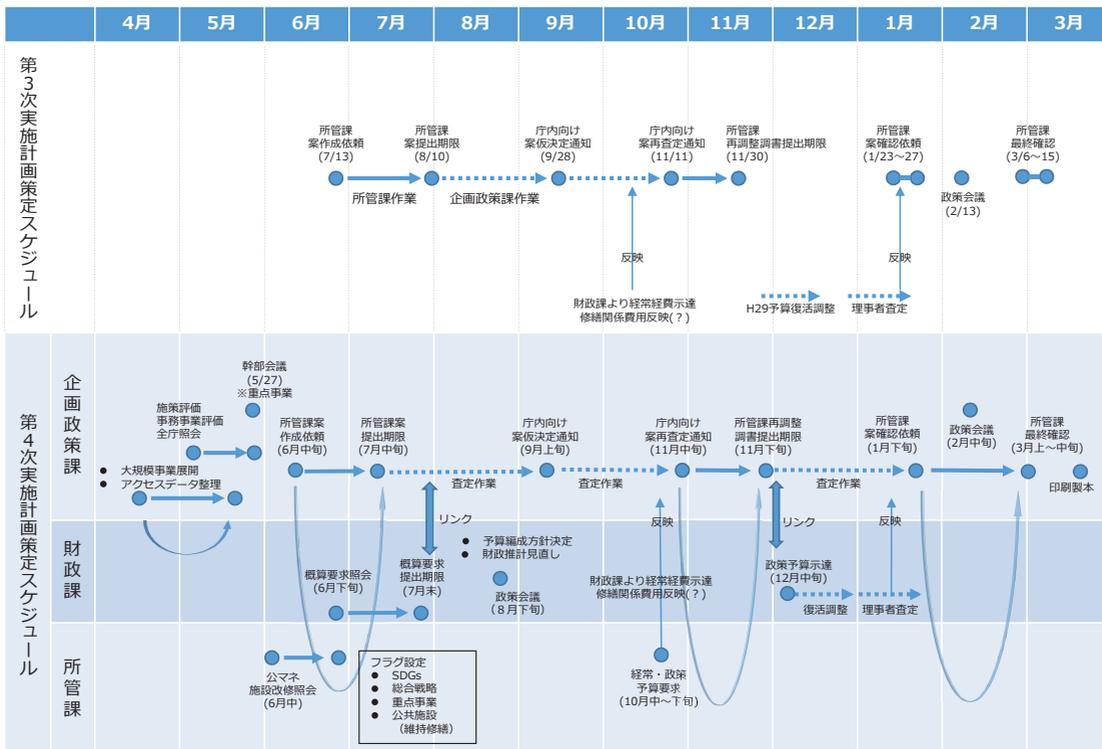
総合計画・総合戦略・SDGs 今年度のスケジュール



2

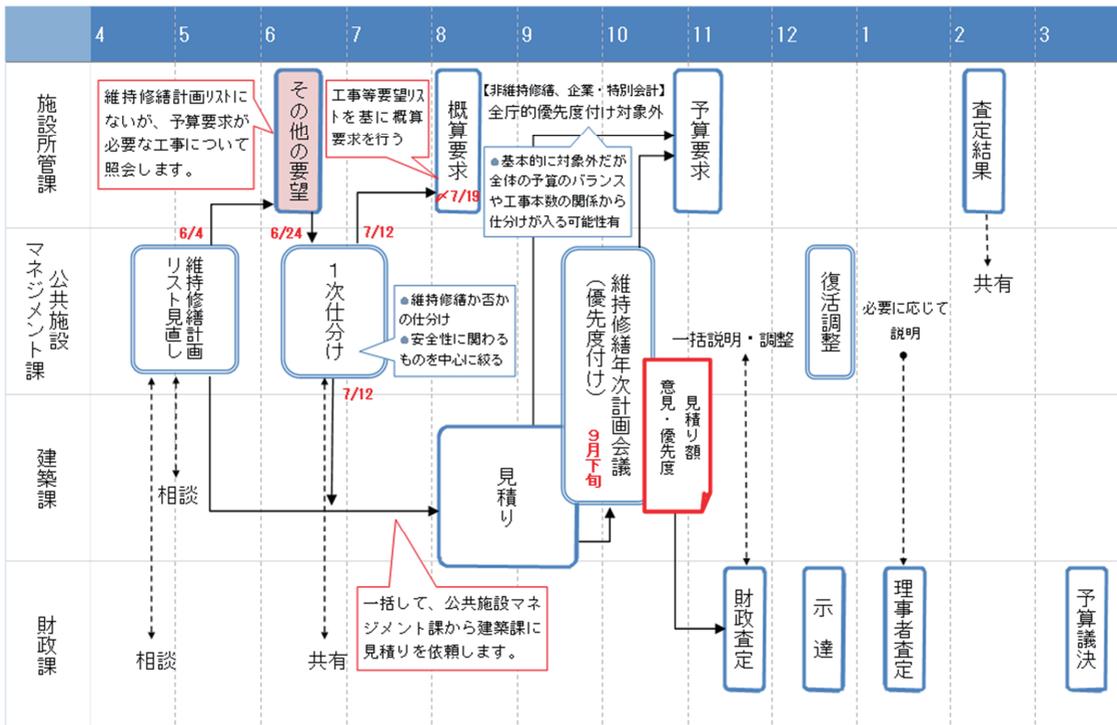
第4次実施計画策定スケジュール (第3次との比較)

190507 企画政策課

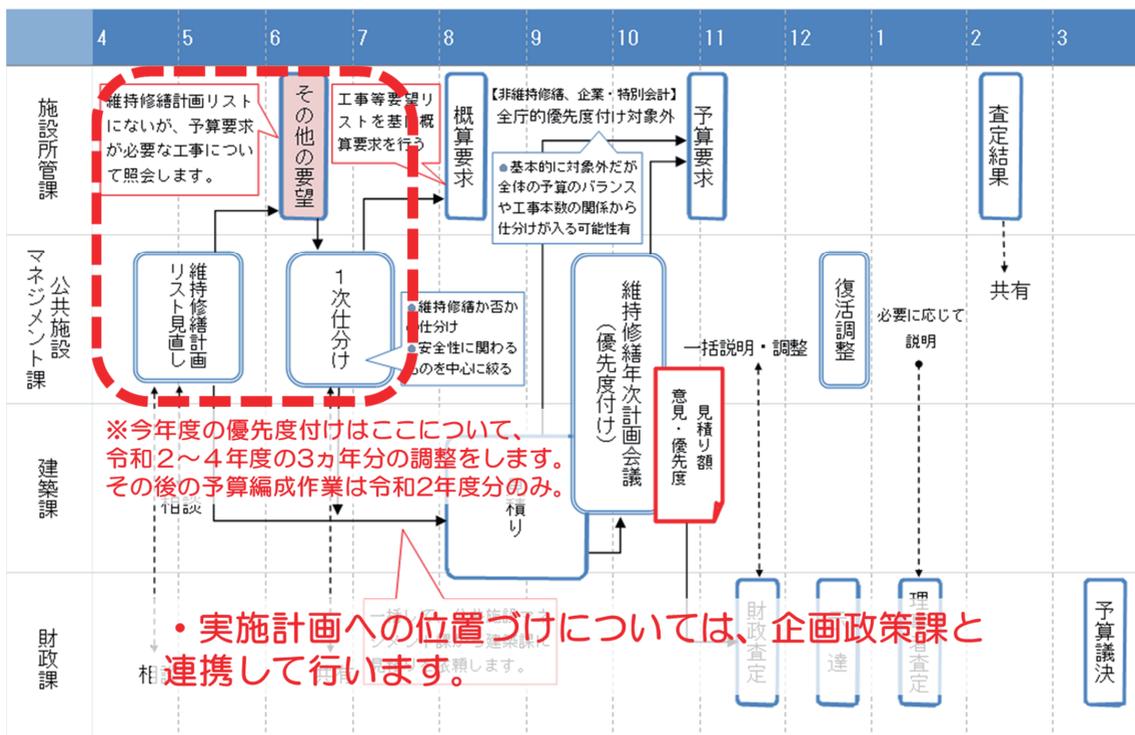


3

◎令和元年度 施設改修予算要求の流れ



4



5

小田原市 単独事業の状況（地方財政状況調査90表 区分別単独事業の割合）

(百万円)

区分	歳出合計	単独合計	単独割合	主な単独事業（カッコ内は一般財源）
少子化対策等（民生費のうち児童福祉費）	9,307	2,397	26%	公立保育所管理運営事業(183)、児童プラザ管理運営事業(4)、子ども・子育て支援事業計画推進事業(4)
高齢化対策等（民生費のうち老人福祉費）	4,576	4,543	99%	生きがいふれあいセンター管理運営事業(61)、敬老事業・長寿祝事業(40)、シルバー人材センター運営補助事業(14)
社会福祉等（民生費のうち上記・災害救助費を除く）	13,343	3,116	23%	市社会福祉協議会助成事業(94)、障がい者交通費助成事業(55)、ケアタウン推進事業(3)
災害救助（民生費のうち災害救助費）	3	3	100%	
環境対策等（衛生費のうち清掃費）	5,746	3,497	61%	斎場整備事業(173)、ごみ収集運搬事業(450)、焼却灰等資源化事業(393)
健康対策等（衛生費のうち清掃費を除く）	5,248	5,144	98%	病院事業会計負担金(1,275)、妊婦健康診査事業(96)、予防接種事業(529)
雇用・失業対策等（労働費）	174	174	100%	勤労者福利厚生活動支援事業(6)、若年者雇用支援事業(2)、勤労者融資等支援事業(その他財源150)
農林水産業振興等（農林水産業費）	1,370	1,170	85%	地域産木材利用拡大事業(36)、梅の里センター等管理運営事業(23)、小田原みなとまつり開催事業(5)
地域産業振興等（商工費）	1,127	1,055	94%	観光協会支援事業(126)、企業誘致促進事業(206)、商店街団体等補助事業(26)
地域基盤整備等（土木費）	7,262	5,321	73%	下水道事業会計補助金(2,250)、小田原地下街事業特別会計繰出金(203)、道路管理事業(119)
防災対策等（消防費）	3,921	3,905	99%	広域消防事業特別会計繰出金(2,384)、消防団員事業(77)、消防水利施設等整備事業(16)
人材育成等（教育費）	6,622	5,185	78%	教育ネットワーク整備事業(176)、学校給食事業(391)、かもめ図書館管理運営事業(133)
災害復旧等（災害復旧費）	90	90	100%	
管理的経費（総務費）	7,946	7,754	98%	都市セールス事業(204)、市民ホール整備事業(92)、地域センター事業(154)
その他（議会費、公債費、諸支出金等）	5,424	5,424	100%	元金償還金(3,857)、長期借入金利子(400)
合計	72,159	48,778	68%	

※事業費は地方財政状況調査90表（平成30年度普通会計決算）から抽出。主な単独事業は令和元年度予算から抽出。

小田原市 単独事業の状況（商工費・土木費における補助事業・単独事業）

地域産業振興等（商工費）	地域基盤整備等（土木費）
<p>【補助事業】</p> <p>小田原ブランド推進事業 プレミアム付商品券事業 観光案内所運営事業 観光PR事業 外国人来訪者おもてなし事業</p> <p>【単独事業】</p> <p>中小企業融資等支援事業 小田原箱根商工会議所運営補助事業 企業誘致促進事業 地場産業PR支援事業 商店街団体等補助事業 なりわい交流館管理運営事業 公設地方卸売市場事業特別会計繰出金 小田原地下街事業特別会計繰出金 二次交通拡充事業 観光協会支援事業 海水浴場管理運営事業 城址公園管理運営事業 遊園地管理運営事業 史跡等管理活用事業</p>	<p>【補助事業】</p> <p>建築物耐震化促進事業 道路維持事業 幹線道路整備事業 市民生活道路改良事業 狭あい道路整備事業 都市廊の歩行空間づくり事業 橋りょう維持修繕事業 河川改修事業 お城通り地区再開発事業 市営住宅運営事業 上府中公園管理運営事業</p> <p>【単独事業】</p> <p>境界確定事業 道路管理事業 交通安全施設充実事業 道路用地購入事業 小田原地下街事業特別会計繰出金 下水道事業会計補助金 身近な公園緑地維持管理事業 まちなか緑化支援事業 こどもの森公園・辻村植物公園管理運営事業 久野霊園管理運営事業</p>

6 「観光」による地域経済活性化

6-① 観光戦略ビジョンに基づくまちづくりの推進

観光戦略ビジョンに基づき、観光DMOを中心とした事業展開に加え、まち歩き観光の推進、今後増加が見込まれる外国人観光客への対応、小田原城を核としたコンテンツの充実等、地域が一体となって様々な取組を総合的に進めています。

- 【主な事業】 ◆ 観光協会支援事業 ◆ 観光客回遊性向上事業
 ◆ 観光情報発信事業 ◆ まち歩き観光推進事業
 ◆ 外国人来訪者受入環境整備事業 ◆ 史跡等管理活用事業
 ◆ 日本遺産認定(宿場町小田原の伝統物産)に向けた取組

【所管・体制】 経済部(観光課、小田原城総合管理事務所)、文化財課
 (一社)小田原市観光協会(地域DMO)(小田原城天守閣指定管理者)

【2017年度の主な進捗】

- 天守閣のリニューアルオープンにより、入込観光客数は増加傾向
- 小田原城総合管理事務所が4月からスタート。また、観光推進体制強化のため、観光協会内に地域DMO組織を立ち上げ、11月に第1弾日本版DMOとして認定
- まち歩きアプリケーション(小田原さんぽ)の運用・配信、Wi-Fi環境整備(主要施設)、散策路等の整備を行うなど回遊促進の取組を展開
- 日本遺産の申請(伝統物産、箱根八里)



冬桜イルミネーション



まち歩きの様子

【2018年度の主な進捗】

- 30年の天守閣入場者数は減少傾向、本市の入込観光数は29年と同水準(H29:611万人)の状況
- 箱根八里が5月に日本遺産に認定。箱根八里街道観光推進協議会の一員として、三島市、箱根町、函南町と連携を強化
- 4月に北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会を発足、キックオフイベントを皮切りに各種イベントを実施。31年度はプロジェクションマッピング世界大会を小田原城で開催予定
- 全国まち歩きフォーラムin小田原の開催



箱根八里街道フォーラム



北条早雲公顕彰五百年事業
(キックオフイベント)

6 「観光」による地域経済活性化

6-② 観光分野との連携などによる農林水産業・ものづくりの振興

地産地消型の生産・消費の促進、ブランド化の取組、6次産業化の推進、交流や体験を含む観光分野との連携などにより稼ぐ力を引き出し、農林水産業の振興を図るとともに、ものづくり分野の活性化を支援します。

- 【主な事業】 ◆ 小田原ブランド創造事業(小田原セレクション事業、小田原ブランド魅力PR事業)
 ◆ 農産物販路拡大促進事業(小田原農産物ブランド向上事業)
 ◆ 農業交流体験事業 ◆ 魚ブランド化促進事業 ◆ 交流促進施設等整備事業

【所管・体制】 経済部(産業政策課、農政課、水産海浜課)
 ・小田原・十郎梅ブランド向上協議会
 ・小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会
 ・交流促進施設検討会
 ・(仮)小田原地魚大作戦協議会
 ・AIプロジェクト(経済部若手職員)

【2017年度の主な進捗】

- 小田原セレクション「外国からのお客様に薦めたい小田原の逸品」として30品を選定(7月)。首都圏での展示・試行販売の実施(1月)
- かます樺の展開に加え、カマスバーガーの普及や常時販売に向けた調整を進めている
- なりわいマルシェなど、多様な機会で地場産品の販売・PR
- 経済部の若手を中心とした小田原ブランド推進チームを発足しブランド創造と発信に係る研究を開始(4月～、12月中間報告)



なりわいマルシェ



かますバーガー
(出典:株式会社バンとらLHP)

【2018年度の主な進捗】

- イベント時に「かます樺のフライ・唐揚げ」、「かます樺ドッグ」等の販売をするともに、9月に東名高速道路・海老名SA(下り)において、「かます樺のフライ」を販売開始
- 湘南ゴールドソフトクリーム(9月)や寶クラフト小田原うめ(11月)など、地元の素材を使用した商品の販売
- 小田原漁港の交流促進施設「漁港の駅TOTOCO小田原」は、7月の台風により被災したものの、31年11月中のオープンを目指し、市内水産関係者等の出店や魚ブランド化事業との連携など指定管理者等と調整中
- 歴史的風致形成建造物の指定を受けた施設を利用した地産地消カフェ(えじまや和かふえ&陶器)のオープン及びJF小田原水産(株)との地魚取引のマッチング



寶クラフト小田原うめ(梅カードHPより)



漁港の駅TOTOCO小田原

6 「観光」による地域経済活性化

6-③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした活性化(経済・文化・スポーツ)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を最大限に生かすため、事前キャンプ誘致や誘客促進、文化プログラムの展開、地域スポーツの振興を図るとともに、ラグビー日本代表チームの合宿地となることを都市セールスや地域活性化につなげる取組を推進します。

- 【主な事業】 ◆ 東京オリンピック・パラリンピック等関連事業
- 【所管・体制】 企画部(オリンピック・パラリンピック推進係)、文化部(スポーツ課、文化政策課)
- 東京オリンピック・パラリンピックおだわらプロジェクト推進会議(庁内)
 - 東京オリンピック・パラリンピック神奈川県西部連絡会
 - ラグビー準備委員会
 - かながわ西観光コンベンションビューロー

【2017年度の主な進捗】

- ラグビー関係は、リニューアルした城山陸上競技場を活かし、女子日本代表合宿・国際壮行試合の実施、オーストラリア代表W杯事前キャンプ誘致、元日本代表監督の講演、普及啓発イベント等を展開
- オリンピック・パラリンピック関係は、エリトリア国に加え、ブータン王国(4月)、モルディブ共和国(10月)との事前キャンプに関する協定を締結
- 未来のアスリート支援、障がい者スポーツ振興、子どもたちがアスリートと交流する機会提供などの取組を展開



アスリートとの交流



女子アジアラグビーチャンピオンシップ2017(城山陸上競技場)

【2018年度の主な進捗】

- オリンピック・パラリンピック関係は、神奈川県、箱根町、大磯町、星槎グループとともに、ミャンマー連邦共和国と事前キャンプに関する協定を締結
- ラグビー関係は、小田原市、ヒルトン小田原、オーストラリアラグビー協会の三者でトレーニングキャンプに関する協定を締結した。30年から3年間で計4回のキャンプを実施することが決定(30年10月28日～11月3日までトレーニングキャンプを実施)
- 未来のアスリート支援・育成のほか、フロアホッケー体験会やボッチャ体験会を実施し、障がい者スポーツの振興にも努めた



ラグビースタッフ歓迎セレモニー



小田原スポーツフェスタ2018「未練償還の家族で陸上教室」

7 重要なまちづくり案件の適切な実現

7-① 小田原駅・小田原城周辺のまちづくりの推進

官民それぞれの整備が進み都市としての顔立ちが整いつつある小田原駅周辺では、お城通り地区再開発事業や民間再開発の支援等を進めるとともに、小田原城周辺では、史跡小田原城跡や市民ホールの整備を進め、賑わいの創出や回遊性の向上につなげていきます。

- 【主な事業】 ◆ 政策課題検討事業(三の丸地区構想策定アドバイザー)
- ※お城通り地区再開発事業、市街地再開発関係事務
 - ※史跡小田原城跡整備事業
 - ※市民ホール整備事業
- 【所管・体制】 企画部(政策調整係)、都市部、経済部、文化部、建設部
- 三の丸地区構想策定検討会議(庁内)
 - 「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会(小田原箱根商工会議所)

【2017年度の主な進捗】

- 三の丸地区構想策定検討会議(庁内)を通じ、構想案の検討を進めている。引き続き、城下町構想研究会や地元の見解を聞きながら作業を進め、30年度末の策定を目指す
- お城通り地区再開発事業については、31年度中の完成を目指し、広域交流施設ゾーンの整備を進める
- 市民ホールは、公募型プロポーザルを経て決定した事業者と事業協定を締結、30年度に設計、31～32年度を建設期間とし、33年秋のオープンを目指す



お城通り地区再開発事業



市民ホール整備事業

【2018年度の主な進捗】

- 30年度は、6月の総務常任委員会で、三の丸地区構想策定検討会議で構想の最終検討の報告後、商工会議所が立ち上げた「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会での意見交換や住民等関係者への説明を経て、9月に構想を完成
- お城通り地区再開発事業については、30年4月に事業用定期借地権設定契約を締結し、整備工事に着手するとともに、広域交流施設と小田原駅周辺施設の接続についても検討。31年度中の施設整備を目指す
- 市民ホールは30年度に基本設計及び実施設計を完了、にぎわい廊は設計内容について深化させる。31～32年度に建設工事を実施するとともに、市民会館の閉館時期についても併せて検討

7 重要なまちづくり案件の適切な実現

7-② まちなかのにぎわい創出や回遊性向上に向けた街並みづくりの推進

まちなかの賑わい創出や回遊性向上に向け、お堀端通りやかまぼこ通り等の地域の主体的な動きと連動した修景整備や、地域の資産である歴史的建造物の保全・活用、歩いて楽しい歩行者空間の創造等に取り組みます。

- 【主な事業】
- ◆ 都市廊政策推進事業
 - ◆ 小田原ゆかりの文化の保存・活用事業(歴史的風致形成建造物等活用事業)
 - ◆ 歴史的建築物を活用した観光活性化プロジェクト
 - ◆ 景観まちづくり促進事業
 - ◆ まちなか再生支援事業(かまぼこ通り周辺地区)
 - ◆ 歴史まちづくり事業

【所管・体制】 都市部、経済部、文化部、建設部
※事業に連動する体制あり

【2017年度の主な進捗】

- 歴史的建築物の活用は、豊島邸の改修設計実施のほか、REVIC等と連携した活用方策の検討を進めている
- かまぼこ通り周辺地区の魚がし山車小屋の修景を実施
- まちなか再生支援事業は、かまぼこ通り活性化協議会など地域が主体となり、かまぼこ通り周辺地区の生活環境・魅力向上に向けた社会実験(9月～)を展開。30年度は修景デザインコードの設定、空き家・空き店舗リノベーションなどの具体的な事業を検討していく



かまぼこ通り周辺地区のイベント



歴史的建造物(豊島邸)

【2018年度の主な進捗】

- 都市廊政策については、8月に都市廊政策推進会議を開催し、関係所管課と今後の展開の共有を図った。また、3月末に立地適正化計画策定予定
- かまぼこ通り周辺地区及び銀座・竹の花周辺地区については、街なみ景観の誘導と空き家・空き店舗の利活用促進を一体的に進めるため、実態調査と利活用促進の制度設計を実施
- かまぼこ通り周辺地区は、公民連携により修景のデザインコード設定及び景観計画重点区域への移行を検討
- 良好なまちなみ景観の形成を促進するため、景観形成修景費補助制度の補助率・補助限度額の引き上げ、補助対象事業の拡大など、制度改正を行った
- 江嶋・籠清を新たに歴史的風致形成建造物に指定
- 旧松本剛吉別邸(岡田邸)と皆春荘(吉田邸)は、30年度内に公有化し、民有の共寿亭(山月)、旧内野醤油店等も含め、面的・相互連携的な活用などを検討



空家実態調査



景観計画の意見交換

第4次実施計画策定基本方針（素案）

1. 趣旨

この基本方針は、令和2年度から令和4年度の3年間を計画期間とする第4次実施計画の策定に関し、基本的な事項を定めます。

2. 基本的な考え方

実施計画は、計画期間各年度の予算編成や事業実施の指針として作成するものです。

第4次実施計画では、「おだわらTRYプラン」後期基本計画に掲げる持続可能な地域社会の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「SDGs 未来都市計画」のほか、全庁的に連携して取り組む施策を一体的に捉え、運動させながらその展開を具体化していきます。

事業展開については、第4次実施計画が現在の総合計画の総仕上げになることや、持続可能な行政運営に向け、市民や地域、民間事業者との関係性や役割分担（公・私・私のベストミックス）を踏まえた既存事業の見直しと将来に向けた投資をセットで考えていくことを念頭に置くこととします。

3. 策定にあたっての視点

- (1) **重点テーマの取組を具体的な事業計画として位置付ける。**
後期基本計画重点テーマに係る取組については、令和元年度第1回幹部会議での市長レクチャー総括及びその後の市長・副市長との話し合い（重点レクチャー）における指示等を踏まえ、既存事業の見直しも含めた具体的な事業展開を位置付けてください。
- (2) **「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「SDGs 未来都市計画」との運動（別紙：【資料1】参照）**
今年度中に並行して作業が進む総合戦略の改訂とSDGs 未来都市計画の策定については、第4次実施計画を基軸に、事業を再整理して構築していきます。
- (3) **第2次行政改革実行計画の着実な推進と自治体間ベンチマーキングの活用を図る。**
第2次行政改革実行計画（平成29年度～令和4年度）に掲げた目標を達成するため、計画に位置付けた取組を着実に推進するとともに、他市の行政サービス水準・執行方法との比較（自治体間ベンチマーキング）を行いながら合理的な事務執行の方法を検討してください。

(4) 財源を確保し、財政見通しとの整合を図る。

国・県・各種団体等の制度や各種交付金やランニングコスト等の後年度の財政的影響が想定される大規模事業は、十分に精査してください。

(5) 関係課が連携し、全庁的な事務省力化を図る。

実施計画の策定作業において、(2)に掲げるもののほか、担い手育成状況の把握（生涯学習課）、国土強靱化計画策定に係る照会（防災対策課）を一体的に行うとともに、市有建築物の修繕調整（公共施設マネジメント課）、予算編成事務（財政課）とも連携し、全庁的な事務の省力化を図っていきます。

4. 対象とする事業

第3次実施計画に位置付けた事業及び計画期間（令和2年度から令和4年度）に新たに実施しようとする事業。

5. 策定体制

策定作業は、事務事業評価と同様に、事業担当者個人の作業とせず、所属長を含め関係する職員が関与して進めてください。新規事業については、所定の様式に従って課等の単位で作成し、部局長の調整を経て提出してください。部局をまたがる事業については当該部局と連携して調整を図ることとします。

6. スケジュール

第4次実施計画は、令和元年9月頃を目的に仮決定を行い、予算案編成後に確定します。

5月27日	幹部会議(総合計画・総合戦略・SDGsの関係性について説明)
6月24日(月)～7月24日(水)	第4次実施計画策定に係る調書作成依頼(全庁照会)
<予定>8月5日(月)～8月16日(金)	所管ヒアリング
～9月上旬	査定・個別調整作業
9月中旬	仮決定通知
11月中旬	再査定通知(経常的経費・維持修繕反映)
11月中旬～11月下旬	再調整調書作成依頼(全庁照会)
1月下旬	最終案確認依頼(全庁照会)
2月中旬	政策決定(政策会議)
2月下旬～3月上旬	所管課最終確認依頼
3月下旬	印刷製本・議員送付

小田原市公共施設再編基本計画【概要版】

① 計画の概要

① 計画策定の目的

公共施設の機能・配置の適正化及び総量縮減

② 計画期間

平成31（2019）年度から令和28（2046）年度までの28年間

③ 計画対象施設

本市が所有又は管理している公共建築物195施設

② 公共施設再編の方針

① 施設分類別の再編の方針

施設分類ごとに、施設の役割や利用状況を基にサービス提供範囲を設定し、施設の老朽化、耐震性、劣化状況、利用状況、コストなどを整理し、課題を捉えて再編の方針を定めます。

② 地域別の再編の方針

市域を6地域（中央地域、富水・桜井地域、川東南部地域、川東北部地域、片浦地域、橋地域）に分け、人口推移、施設の保有量、自然災害リスク、将来都市構造などを整理し、課題を捉えて再編の方針を定めます。

③ 広域的な施設の再編の方針

施設分類別のサービス提供範囲を「広域」又は「市域」に位置付ける施設を対象に、近隣市町の公共施設や広域連携の現状を踏まえ、再編の方針を定めます。

③ 再編効果の試算

本計画を実施した場合の、延床面積及び長期保全費用の増減の見通しを試算します。
再編効果の試算に当たっては、平成29年（2017年）3月に策定した「小田原市公共建築物マネジメント基本計画」に掲げた目標と取組に基づいて、当該計画で示した30年間の財源不足約1,070億円を目標とします。

【目標】

◆ 長期保全費用のシミュレーションで把握した、今後30年間の財源不足額約1,070億円の解消

◆ 安心して使える公共建築物、使いたい建築物へ

◆ 必要サービス効果的・効率的に提供し、暮らしを豊かにする

【取組】

計画的な保全と長寿命化
・計画的な保全（目標耐用年数70年）
・日常点検の強化

機能・配置・運営の見直しと総量の縮減
・機能・配置の再編
・管理・運営等の効率化

公民連携や近隣自治体との連携
・公民連携の推進（PPP/PFI法等）
・近隣自治体との情報交換等

取組を支える仕組みづくり
・推進体制づくり
・情報の一元管理
・職員への周知啓発
・市民との課題共有

④ 延床面積の見直し

【施設分類別の延床面積の増減】

施設分類	延床面積（㎡）				増減率
	現状	H38年度末	H58年度末	平成58年度末増減量	
大分類	12,795	11,887	11,256	▲1,539	▲12.0%
市民文化系施設	8,671	8,544	8,544	▲127	▲1.5%
社会教育系施設	8,020	6,974	6,574	▲1,047	▲13.1%
博物館等施設	25,390	25,390	25,390	▲1,957	▲15.2%
スポーツ施設	4,063	4,063	4,063	▲81	▲0.3%
産業系施設	10,133	11,730	11,730	0	0.0%
学校教育系施設	163,273	163,273	139,184	1,597	15.8%
小学校	78,629	78,629	68,948	▲9,681	▲12.3%
中学校	3,417	3,147	3,147	▲271	▲7.9%
その他教育施設	10,340	10,122	8,736	▲1,604	▲15.5%
子育て支援施設	530	624	624	94	17.8%
社会福祉施設	2,629	2,306	1,601	▲1,028	▲39.1%
高齢福祉施設	6,083	6,083	5,828	▲257	▲4.2%
保健・福祉施設	1,054	1,054	1,054	0	0.0%
医療施設	29,958	29,958	29,958	0	0.0%
行政系施設	24,877	23,563	17,767	▲7,109	▲28.6%
子育て支援施設	243	243	243	0	0.0%
消防施設	10,913	11,564	11,564	651	6.0%
公営住宅	83,785	81,857	57,925	▲25,860	▲30.9%
公園	4,615	4,615	4,615	0	0.0%
その他	10,319	10,319	10,319	0	0.0%
上下水道施設	6,982	6,982	6,982	▲1,832	▲3.7%
下水道施設	6,540	6,540	6,540	0	0.0%
合計	581,594	577,653	507,456	▲74,138	▲12.7%

⑤ 長期保全費用の見直し

本計画を実施した場合の長期保全費用の効果額の合計額は、▲570億円となり、本計画を実施してもなお、目標額約1,070億円に対して約500億円（501億円）が不足する見込みです。

【長期保全費用等と財源不足額の推移】

A) 全ての施設を現状のまま維持する場合	【長期保全費用等と財源不足額の推移】			（億円）
	H29～H38年	H39～H58年	30年合計	
長期建替え費用	361	1,161	1,523	-
保全部位の更新費用	223	75	298	-
費用計	585	1,236	1,821	750 ▲1,071
維持管理・運営費	2,443	4,886	7,329	-
B) 本計画を実施後	【長期保全費用等と財源不足額の推移】			（億円）
長期建替え費用	219	675	893	-
保全部位の更新費用	304	110	414	-
除却費用	5	5	10	-
費用計	528	790	1,318	750 ▲568
維持管理・運営費	2,425	4,838	7,262	-
C) 長期保全費用の増減額（C=B-A）	【長期保全費用の増減額（C=B-A）】			（億円）
長期建替え費用	▲142	▲487	▲629	増減率 ▲34.6%
保全部位の更新費用	81	35	116	6.4%
除却費用	5	5	10	-
費用計	▲56	▲447	▲503	▲27.6%
維持管理・運営費	▲19	▲48	▲67	▲0.9%
合計	▲75	▲495	▲570	▲31.3%

※維持管理・運営費の増減額のうち▲67億円を基金等に積み立てて、将来の更新財源に充当すると仮定した場合の試算結果です。

6 今後の課題

- ①長期保全費用の不足額（約500億円）
本計画を着実に実施してもなお、今後30年間の長期保全費用は約500億円不足することが見込まれます。
- ②旧耐震基準の建物の長寿命化
昭和56年6月前の旧耐震基準で整備された施設は、耐用年数を築70年まで長寿命化できないことも想定され、現在の長期保全費用の試算結果よりも早い時期に建替えが必要になる可能性があります。
- ③建設物価の上昇
近年、技術者不足や資材の高騰等に伴い建設物価が上昇しており、本計画で想定している建替えの単価よりも実勢価格が上昇するリスクがあります。
- ④投資可能額の減少
市税収入が伸び悩み中、少子高齢化の進行により今後も扶助費の増加が見込まれるため、本計画で想定している投資可能額（年25億円）を維持できない可能性があります。

7 課題解決へのビジョン

上記の課題やリスクは、現時点では想定できない要素も含まれているため、本計画策定後も更なる取組を検討し、概ね10年以内ごとに計画の見直しを行います。
また、それらの課題に対応するため、施設再編による総量の縮減と並行して、多様な手法を活用した効果的・効率的な施設整備や管理運営及び財源確保等に取組んでいきます。

① 更なる施設再編

人口減少や少子高齢化の進行に応じて適切に住民ニーズを把握し、施設の規模、配置の適正化を図る必要があり、特に施設総量に占める割合が大きい施設の見直しを検討します。
さらに、将来的には、行政は公益的・必需的なサービスを中心に担い、民間で提供できるサービスは民間に移行するという観点も含めて、施設のあり方を検討します。

② 公民連携の推進及び管理運営の効率化

- ・総事業費が一定規模以上の施設整備については、PPP/PFI手法の積極的な導入を検討します。
- ・指定管理者制度や民間委託による効率的な施設運営に努め、コストの削減や住民サービスの向上を図ります。
- ・複数の施設に係る保守点検等の管理業務の一括発注する包括管理業務委託の実施に向けて検討を行い、事務量の削減、管理水準の向上を目指します。

③ 財源の確保

- ・国・県の補助金等の積極的な活用や企業会計における営業収益の向上等により建替え財源の確保に努めます。
- ・再編に伴う跡地の売却又は貸付等により新たな財源を生み出します。
- ・施設再編等の効果額を必要な施設保全費用に充当するための基金の設置等についても検討します。

8 短期的に取り組む主な事業

短期的（平成31（2019）～令和8（2026）年度）に取り組む主な事業の対象施設・機能及び事業概要

対象施設・機能	事業概要
子ども発達支援等に係る相談支援機能	寄附物件を活用し、乳幼児期から学齢期・青年期に至るまで、支援を必要とする子どもや若者に対する相談・支援機能を集約し、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場での支援環境の向上を図る。
地域コミュニティ組織の拠点等	地域コミュニティ組織の活動を支える拠点や活動の機能を小中学校の余裕スペース等を中心とした公共施設等を活用し複合化する。
市民集会施設	酒匂、下府中の市民集会施設を廃止又は機能統合し、その跡地については、民間事業者等に貸し付けるなど有効活用の検討を進める。
学校教育系施設（小中学校）	今後、児童生徒数の大幅な減少が見込まれる小中学校について、それぞれの地域の実情に応じた将来的な地域コミュニティのあり方の検討と併せて、中長期的な視点で適正規模・適正配置を検討する。
幼稚園・保育所	幼稚園・保育所は、機能の維持・向上を図るとともに、教育・保育の更なる質の向上を目指し、施設の老朽化や今後のニーズ、民間施設の動向、地域の課題や特性を踏まえ、施設の統廃合や認定こども園の整備等について検討する。
市営プール	市営プールの老朽化の現状を踏まえ、他市町のプールや民間プールの活用、学校プールとの機能の集約等と合わせて今後のあり方を検討する。
市営住宅	市営住宅ストック総合活用計画に基づき、需要に合わせて施設統廃合、再整備に向けた検討を進める。
消防出張所	消防署所再整備計画に基づき、国府津出張所と西大友出張所を移転統合し、成田出張所を整備する。同時発注した成田出張所及び岡本出張所の設計業務を活用して整備仕様を標準化するとともに、今後の消防需要に対応した効率的・効果的な消防体制の構築に向けて検討する。
水産市場	施設の建替えに当たり、民間活力（PPP/PFI手法）の導入による整備、管理運営を検討し、サービスの質の向上、施設運営の効率化を図る。
支所・分館跡地	支所・分館の跡地については、民間事業者の意向を調査するなど有効活用の検討を進める。

9 市民参加の試行（ワークシヨップ）

① ワークシヨップの概要

鴨宮地区（下府中・豊川）と千代地区（上府中・曽我・下曽我）を対象に、ワークシヨップ形式の対話を通じて公共施設の課題や取組への理解を深め、市民みずからが地域にとつての公共施設のあり方等を検討しました。
大学研究室が中立的な立場でファシリテーターとなり2年間にわたる自由な話し合いを行った結果、学校施設の多機能化、再編跡地の利活用、既存施設のリノベーション、学校の地域利用など、今後の取組に生かすことができる多くの提案を取りまとめていただきました。

② ワークシヨップの成果の活用

今回市内2地区をモデルとして実施したワークシヨップで話し合われた提案の趣旨と話し合いのプロセスこれから市全体で進めていく公共施設の再編の取組に生かしていきます。

【資料1】行財政運営上の課題・単独事業の状況（民生費・教育費）

- 小田原市単独事業の状況（財政課）
- 【民生費関連】ケアタウンの進化（福祉政策課）
- 【教育費関連】学校を取り巻く状況、市費による教職員の配置・課題（教育指導課）

参考資料1【民生費】ケアタウン推進事業実施一覧

参考資料2【民生費】福祉まるごと相談事業 相談支援の流れ

参考資料3【教育費】令和元年度主要事業（学校教育関係）

参考資料4【教育費】学校木の空間づくりモデル事業概要（東富水小学校）

小田原市 単独事業の状況（地方財政状況調査90表 区分別単独事業の割合）

区分	歳出合計	単独合計	単独割合	主な単独事業（カッコ内は一般財源）
少子化対策等（民生費のうち児童福祉費）	9,307	2,397	26%	公立保育所管理運営事業(183)、児童プラザ管理運営事業(4)、子ども・子育て支援事業計画推進事業(4)
高齢化対策等（民生費のうち老人福祉費）	4,576	4,543	99%	生きがいふれあいセンター管理運営事業(61)、敬老事業・長寿祝事業(40)、シルバー人材センター運営補助事業(14)
社会福祉等（民生費のうち上記・災害救助費を除く）	13,343	3,116	23%	市社会福祉協議会助成事業(94)、障がい者交通費助成事業(55)、ケアタウン推進事業(3)
災害救助（民生費のうち災害救助費）	3	3	100%	
環境対策等（衛生費のうち清掃費）	5,746	3,497	61%	斎場整備事業(173)、ごみ収集運搬事業(450)、焼却灰等資源化事業(393)
健康対策等（衛生費のうち清掃費を除く）	5,248	5,144	98%	病院事業会計負担金(1,275)、妊婦健康診査事業(96)、予防接種事業(529)
雇用・失業対策等（労働費）	174	174	100%	勤労者福利厚生活動支援事業(6)、若年者雇用支援事業(2)、勤労者融資等支援事業(その他財源150)
農林水産業振興等（農林水産業費）	1,370	1,170	85%	地域産木材利用拡大事業(36)、梅の里センター等管理運営事業(23)、小田原みなとまつり開催事業(5)
地域産業振興等（商工費）	1,127	1,055	94%	観光協会支援事業(126)、企業誘致促進事業(206)、商店街団体等補助事業(26)
地域基盤整備等（土木費）	7,262	5,321	73%	下水道事業会計補助金(2,250)、小田原地下街事業特別会計繰出金(203)、道路管理事業(119)
防災対策等（消防費）	3,921	3,905	99%	広域消防事業特別会計繰出金(2,384)、消防団員事業(77)、消防水利施設等整備事業(16)
人材育成等（教育費）	6,622	5,185	78%	教育ネットワーク整備事業(176)、学校給食事業(391)、かもめ図書館管理運営事業(133)
災害復旧等（災害復旧費）	90	90	100%	
管理的経費（総務費）	7,946	7,754	98%	都市セールス事業(204)、市民ホール整備事業(92)、地域センター事業(154)
その他（議会費、公債費、諸支出金等）	5,424	5,424	100%	元金償還金(3,857)、長期借入金利子(400)
合計	72,159	48,778	68%	

※事業費は地方財政状況調査90表（平成30年度普通会計決算）から抽出。主な単独事業は令和元年度予算から抽出。

小田原市 単独事業の状況（民生費・教育費における補助事業・単独事業）

少子化対策・高齢化対策・社会福祉等（民生費）	人材育成等（教育費）
<p>【補助事業】 包括的支援体制構築事業 自立相談支援事業 住居確保給付金支給事業 特別障害者手当等給付事業 障害福祉サービス事業 障害者自立支援医療費給付事業 障がい児通所支援事業 未熟児養育医療費助成事業 児童手当・児童扶養手当支給事業 民間施設等運営費補助事業 多様な保育推進補助事業 教育・保育の提供体制推進事業 ひとり親家庭等支援事業 母子家庭等自立支援事業 生活保護事業</p> <p>【単独事業】 ケアタウン推進事業 福祉タクシー利用助成事業 敬老行事・長寿祝事業 シルバー人材センター運営補助事業 障がい者交通費助成事業 公立保育所管理運営事業</p>	<p>【補助事業】 支援教育事業 学校施設維持・管理事業 放課後児童健全育成事業 緊急発掘調査事業 史跡等用地取得事業 歴史的風致維持向上計画推進事業 城下町おだわらソーデーマーチ開催事業</p> <p>【単独事業】 特色ある学校づくり推進事業 ハートカウンセラー相談員派遣事業 生徒指導員派遣事業 教育ネットワーク整備事業 教職員健康対策事業 登校支援事業 学力向上支援事業 外国語教育推進事業 学校給食事業 郷土学習推進事業 文化財保存修理等助成事業 キャンパスおだわら事業 図書館ネットワーク等運営事業 地域スポーツ活性化事業</p>

【民生費関連】ケアタウンの進化① 状況確認

1 状況確認

（1）ケアタウン構想（2010年）

- ・制度の枠組みを越えて見守り支え合い、だれもが安心して暮らせる地域社会づくり

（2）これまでの成果（ケアタウン推進事業）

- ・地域組織（全26地域）との協定
- ・高齢者の見守り、サロン、生活支援活動を中心に（別紙「実施一覧」）

（3）これまでの評価

- ①潜在的な支援ニーズ（困りごとや生き辛さ）は把握されているか。
高齢者以外の対応（障害者、子育て世帯、生活困窮者、引きこもり…）はどうか。
- ②問題解決につながられているか。
サービス資源（サロン、見守り、生活支援…）は充足しているか。
- ③地域の主体的活動と両輪で動き、それを支援する公的制度・体制はどうか。

（4）関連の動向

- ・地域共生社会、SDGs、県コミュニティ政策
- ・多機関の協働による包括的支援体制づくり
- ・様々な活動する団体

2 進化に向けた課題認識

(1) 住民に身近な圏域において

- ・地域の一人ひとりが隣近所を尊重し合い、だれもが我が事として参加する互助の理念の浸透を図る。
- ・地域コミュニティ組織をベースとした主体的な活動により、地域課題を自ら解決する仕組みづくりを促す。
- ・行政、社協、その他関係事業所が地域活動をバックアップする体制を整えるとともに、担い手や財源の面での持続可能性を公的に担保していく。

(2) 行政やサービス提供の側において

- ・見守りや軽易な相談から深刻度の高い支援まで切れ目なくつながる体制により、セーフティネットの網目を小さくする。
- ・高齢者、障害者、母子児童、生活困窮などの垣根なく、多様な担い手の関与を促進し、その横断的な連携体制をつくる。
- ・縦割りの制度を一人ひとりの暮らしに翻訳して適用するしくみを、行政に近い側に整える。

3 基本的考え方

ケアタウンの「進化」とは、地域の絆や人々の善意で保たれていた見守り合い支援の機能の再生に向けて、継続的かつ一定規模の公的資金により専門性と持続性を備えた制度という、現実的な道筋を政策として示すことである。

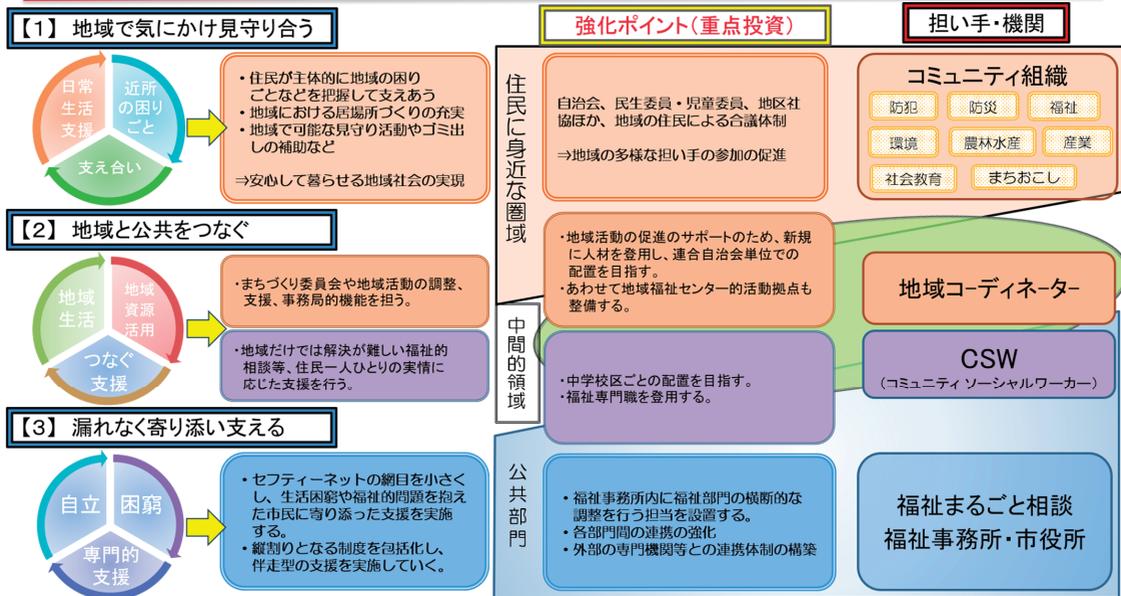
(1) 身近なところで気に掛け見守り合う機能の再生

その際、地域組織に見守り支え合う機能を取り戻すことを理想としながらも、福祉課題が複雑・多様化しながら地域に顕在化する一方で担い手が極端に不足していくという現実に対して、薄れつつある絆や善意を公共的な制度や契約によって一定程度保障し、持続的な機能として維持していくことが不可欠となる。

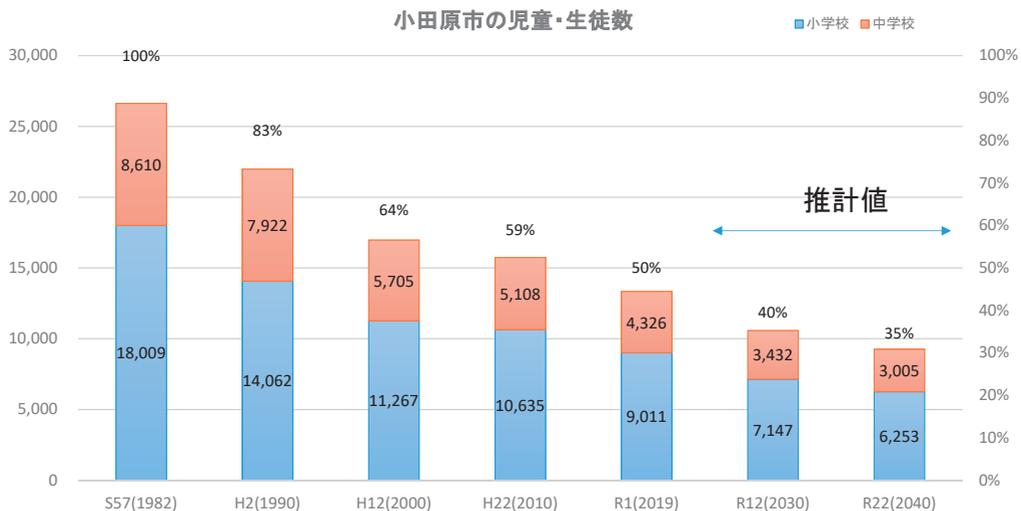
(2) 複雑・多様化する福祉ニーズへの包括的な対応

公的な制度や組織においても、それぞれが専門性を高めて、対象者に応じた効率的なサービス提供を目指しつつ、いわゆる縦割りの制度の隙間にこぼれ落ちたり、複合的な問題を抱えたりする人々に対して、多くの機関の連絡調整を背景に、確実に必要な支援につなげる仕組みづくりが求められる。

ケアタウンの進化イメージ

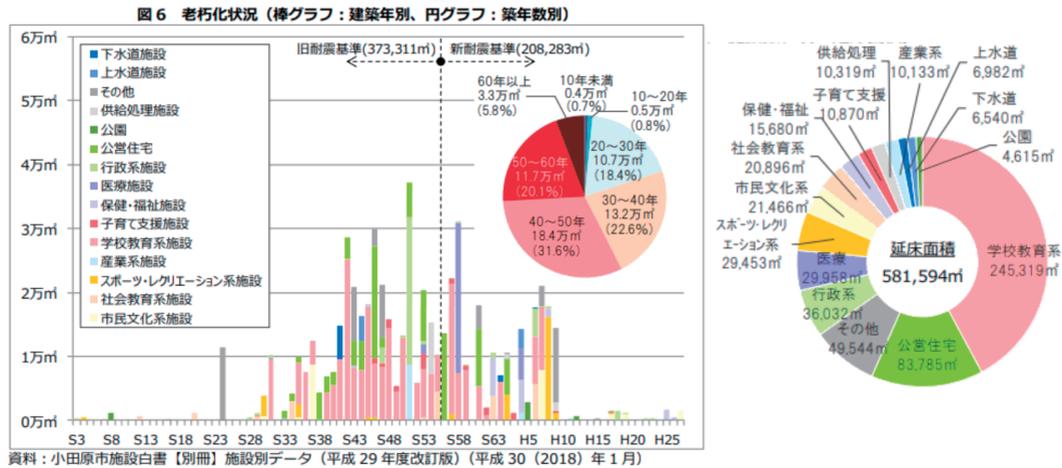


【教育費関連】 ①小田原市の児童・生徒数の減少



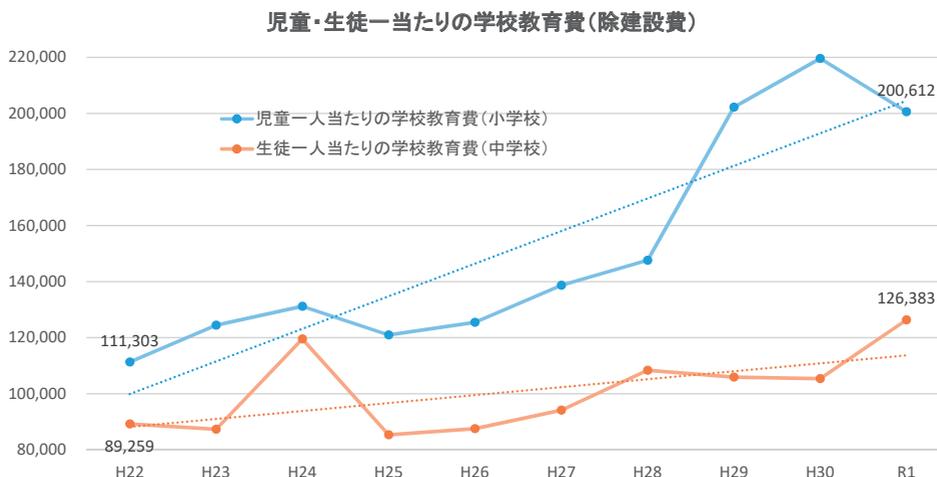
- ✓ 小田原市の生徒・児童数は、昭和57年をピークに減少しており、今後も減少の見込み。今年度は、ピーク時の50%、2040年には、ピーク時の35%まで減少する見込み
- ✓ 児童数の減少により、各学年1クラスの小学校は、今年度8校、2040年には11校となる見込み。(小学校25校、中学校12校)
- ✓ 支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあり、昭和57年度121人に対し、今年度は439人

教育費関係資料② 学校施設の現状と課題



- ✓ 市公共施設のうち学校教育系の施設は、施設数で約2割、延床面積で約4割を占めている
- ✓ 本市では、昭和40年から昭和50年代にかけて、学校教育系施設等、多くの施設が整備されている
- ✓ 学校施設のうち、築後年数が40年を超える校舎のある学校は、小学校で17校、中学校で9校（26/36校 72%）、築後年数が50年を超える校舎のある学校は、小学校で10校、中学校で6校（16/36校 44%）
- ✓ 大規模な改修は未実施であり、床や照明等の改修、給排水設備の耐用年数超過など、施設改修が待ったなしの状況
- ✓ 今後、児童生徒数の大幅な減少が見込まれる小中学校について、それぞれの地域の実情に応じた将来的な地域コミュニティのあり方の検討とあわせ、中長期的な視点で適正規模・適正配置を検討していく

教育費関係資料③ 小田原市の児童・生徒一人当たりの学校教育費の推移



- ✓ 一般会計に占める教育費の割合は、ここ数年8%~10%で推移している
- ✓ 児童生徒数が減少傾向にあつて、児童・生徒一人当たりの建設費を除いた学校教育費の推移は、小学校で10年間で約2倍に、中学校で約1.2倍に増加

教育費関係資料④ 市費による教職員の配置状況(R1.5現在)

	職務概要	人数		職務概要	人数
学校司書	学校図書館運営業務及び児童生徒への読書相談や学習支援を行う	23名 13名は2校兼務	不登校生徒訪問相談員	不登校児童生徒の家庭を訪問し、相談を受けるとともに登校を促す	6名 1名は2校兼務
個別支援員	全体	118名	ハートカウンセラー	小学校において児童や保護者の相談にのり、助言や支援を行う	6名 2名は2校兼務
(校内支援室)	校内支援室で、校内支援室指導員とともに教室に入れない生徒を支援する	11名	校内支援室指導員	校内支援室で、個別支援員とともに教室に入れない生徒を支援する	5名
(特別支援学級)	特別支援学級に在籍する児童生徒への支援をする	83名	生徒指導員	生徒の相談への対応や学習支援を他の教職員とともに進行。	5名
(通常の学級)	通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒への支援をする	22名	個別指導員	指導上困難な児童生徒のいる学級の担任等に対し、指導助言を行う	2名 個別支援員に含む
(看護師)	医療的ケアを必要とする児童生徒への支援をする	2名	部活動指導員	教員に代わって(協力しながら)部活動指導全般(引率含む)を行う	2名
少人数指導スタッフ	小学校において少人数指導やチーム・ティーチングによる授業を行う	5名	英語専科非常勤	小学校の外国語の教科化を受け、5・6年生を対象に英語の授業を行う	3名 予算上
免許外・教科指導充実非常勤	定数配置教員だけでは賄えない部分の教科の授業を行う	免許外3名 教科充実7名	地域コーディネーター	学校運営協議会の事務局を担い、地域との連携・協働を推進する	1名
日本語指導協力者	外国につながるの児童生徒の学習支援と日本語指導を行う	延べ36名 実数11名			

地方行政ビジョン研究会令和元年度第3回【資料1】行財政運営上の課題・単独事業の状況(民生費・教育費)

10

教育費関係資料⑤ 教職員の配置に関する課題

【スクール・サポート・スタッフの配置(教員の多忙化対策)】

教員の多忙化を解消し児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、国では「スクール・サポート・スタッフ」の配置を展開しているが、県において制度活用がされていない(検討中)ため、実施にあたっては市単の対応となる。教員の多忙化対策として、本市では、校務支援システムの環境整備、市費教職員等の配置(延べ200名)、学校閉庁日の設定、音声ガイダンス付電話の設置等を行っている。

スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容 要求額：22億円 (+8億円)
人数：5,400人 (+1,800人)

拡充 ●教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図るよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材 地域の人材(卒業生の保護者など)

実施主体 都道府県・指定都市

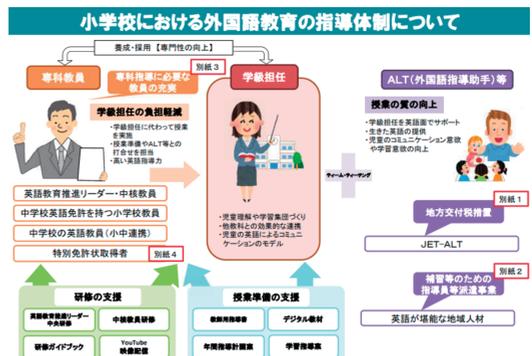
負担割合 国1/3
都道府県・指定都市2/3

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。
※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

令和2年度概算要求のポイント(文部科学省)より抜粋

【教職員配置の充実】

2020年度から実施となる小学校での外国語の教科化に向け、県費英語専科教員のほか、市費の英語専科非常勤講師やALTを配置し対応している。また、特別支援学級や通常の学級における支援員等の配置についても財政措置の拡充が必要。特に、小中学校における医療的ケアを実施する看護師の配置については、全額国庫とするよう国や県に働きかけている。



地方行政ビジョン研究会令和元年度第3回【資料1】行財政運営上の課題・単独事業の状況(民生費・教育費)

11

ケアタウン推進事業実施一覽

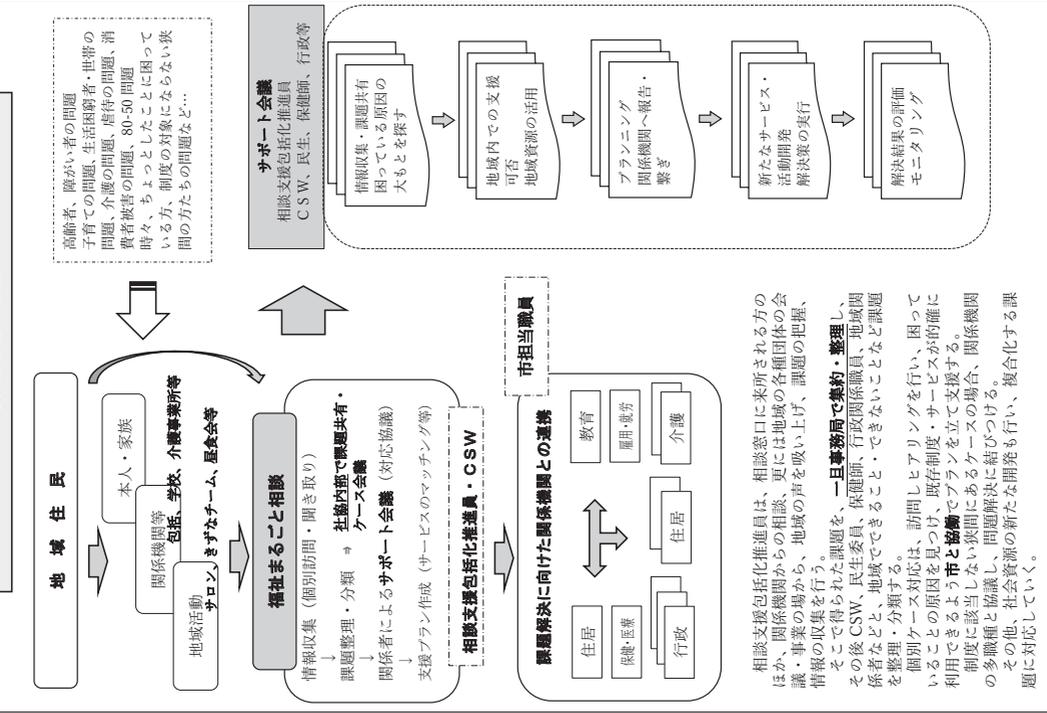
参考資料1【民生費】

開始年度	地区／実施団体	事業概要	具体的な取組み
平成30年度における実施内容(実施年度)及び平成31年度実施予定	早川 (早川地区社会福祉協議会) (山形地区社会福祉協議会)	異守り その他	後期高齢者を対象とした防災品の配布・更新を通じた見守り訪問 ケアタウン推進啓発事業(年1回)
	山王網一色 (山王地区社会福祉協議会)	生活応援 障がい者支援	地域福祉コーディネーターの育成を通じた生活応援事業 地区の防犯意識を高める多岐用途と複合型児童遊園地の見守り体制の構築 障がい者への防災品の配布を通じた見守り訪問
	東富水 (東富水地区社会福祉協議会)	サロン 生活応援	サロン開催(年1回)・情報紙発行(毎月)・研修会開催(年1回) ふるさとでココエで、稲刈り・木曜日(農道、折紙、お茶会のみ、健康相談等日替わり)・第2・4日曜日(年2回)
	下府中 (下府中地区社会福祉協議会)	若い手育成	特設子育てひろばを開催、高齢者と世代間交流を推進(全地区公民館で月2回、千代・高田公民館で月1回)
	上府中 (上府中地区社会福祉協議会)	サロン	ブロック別のお茶会の開催や健康ふれあいウォーキング開催
	富水 (富水地区社会福祉協議会) (2か所同時開催)	その他	地域活動の情報を掲載する(ひまわり便り)の毎月発行と健康クラブの開催(毎月)
	緑 (緑地区社会福祉協議会)	異守り	高齢者への防災品の配布及び更新を通じた見守り訪問
	下曽我 (下曽我地区社会福祉協議会)	サロン	ふるさとでココエで、第1日曜日(餅つき)、第2日曜日(暮らしの保護室)、第3日曜日(餅つき)、包丁の語 等)等開催
	酒匂・小八幡 (酒匂地区社会福祉協議会) (小八幡地区社会福祉協議会)	若い手育成 生活応援	ふるさとでココエでの運営と、地域福祉コーディネーター一斉の強化・拡充 健康ウォークの実施
	前羽 (前羽地区社会福祉協議会)	サロン	ひとり暮らし高齢者への見守り(18月)
H24	前羽 (前羽地区社会福祉協議会)	生活応援	地域福祉コーディネーターの育成を通じて、生活応援事業を行う。(H24～)
	曽我 (曽我地区社会福祉協議会)	サロン	曾我みのり館で、毎月第4水曜日に開催(折り紙・手芸)
	緑井 (緑井地区社会福祉協議会)	サロン	障がい者支援(男性でもてなす)取組(年2回)・高齢者の見守り活動と新たな担い手育成、地域連携の場とする。
	富士島 (富士島地区社会福祉協議会)	サロン	ふれあいサロンを開催(毎月第3水曜日 健康体操、歌謡、工作教室等)
	久野 (久野地区社会福祉協議会) (久野地区社会福祉協議会)	その他	富士小中学校での地域福祉推進の一環として、なんばっ子学館を推進(毎月 遠足、体験学習、調理実習等)。 防災防災推進による子育て子育てセンター(わんぱくキッズ)への支援(毎月第4水曜日 体操、季節行事、体験教室等)
	久野 (久野地区社会福祉協議会)	生活応援	地域福祉コーディネーターの育成を通じて生活応援事業
	その他	活動支援(公民館等公民館)の活用 地域福祉推進員(訪問除染作業推進員)の活用 地域福祉推進員(訪問除染作業推進員)の活用(在居医館の協力)	
	幸 (幸地区社会福祉協議会)	サロン	サロン開催(毎月第1もしくは第2水曜日 ふらっと朝山)
	尾柄 (尾柄地区社会福祉協議会)	生活応援	生活応援事業
	新玉 (新玉地区社会福祉協議会)	子育て支援	子育て広場(ふれあひ広場の隣)の開設(毎月第3火曜日 1区公民館) 老人クラブ、自治会、地域住民との世代間交流の推進(年2回開催～)
H27	新玉 (新玉地区社会福祉協議会)	サロン	高齢者サロン(よって新玉 区開催(平成30年度～ 毎月第2水曜日 飯沼公民館)
	国府津 (国府津地区社会福祉協議会)	サロン	地域福祉コーディネーター・主林により、国府津学習館ほかで、サロン(ふれあひ)の(毎月)を開催
	二川 (二川地区社会福祉協議会)	生活応援	生活応援事業等
	豊川 (豊川地区社会福祉協議会)	サロン	豊川分館事業等で、サロン系を開催(紙つき、健康講座)
	片浦 (片浦地区社会福祉協議会)	生活応援	地域資源を把握しながら、地域の支えあいの取組みなどについて検討
	精北 (精北地区社会福祉協議会)	その他	不特定多数の障がい者、高齢者、若年層の支援(年1回)
	元在 (元在地区社会福祉協議会)	サロン	認知症サポーター養成講座(高齢者福祉協議会)を開催(各年1回)
	大窪 (大窪地区社会福祉協議会)	サロン	地区公民館でサロン開催(月1回 1区公民館)
	戸子 (戸子地区社会福祉協議会)	その他	健康ウォーキング(年2回)
	十字 (十字地区社会福祉協議会)	その他	伊子ふれあひカフェ(健康が、健康グッズ)の推進
H25	十字 (十字地区社会福祉協議会)	生活応援	生活応援事業開始に向けたサポート一斉集等、地域アンケートの実施
	萬年地区、幸地区、吾我地区を除く23地区について実施済		

万年地区、幸地区、吾我地区を除く23地区について実施済

地域子育てひろば

福祉まるごと相談事業
相談支援の流れ



参考資料2【民生費】

参考資料3【教育費】

◇ 令和元年度主要事業

小田原市教育委員会では小田原市教育都市宣言の推進を図るとともに、「いのちを大切にす小田原」「希望と活力あふれる小田原」「豊かな生活基盤のある小田原」「市民が主役の小田原」の4つの「まちづくりの目標」の具体的な方向性を示す第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」及び「小田原市学校教育振興基本計画」に基づき、各施策を展開していきます。

令和元年度の主要事業は、次のとおりです（下線は、新規事業）。

(1) 学力向上

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
学力向上支援事業	少人数指導スタッフ配置	小学校において、少人数指導またはチームティーチングによるきめ細かな学習指導法により、児童の確かな学力の定着を図るために、少人数指導スタッフを派遣する。	9,504	教育指導課
	教科指導充実非常勤(中学校)の配置	中学校において、少人数指導またはチームティーチングによるきめ細かな学習指導法により、生徒の確かな学力の定着を図るために、専門的な教科指導ができる非常勤講師を派遣する。	6,802	教育指導課
	免許教科外教科教員(中学校)の配置	中学校において、学級数の減少により、教職員定数では配置が困難な教科の専門性を保つために、専門的な教科指導ができる非常勤講師を派遣する。	2,736	教育指導課
外国語教育推進事業	小学校英語専科非常勤講師の配置及びALT(外国語指導助手)配置委託	外国語教育の充実を図るため、小学校の教科化に合わせ、専門性の高い英語専科非常勤講師を小学校に配置するとともに、世界の多様な文化理解とコミュニケーション能力を育成するため、ALTを小・中学校に配置する。	30,144	教育指導課

(2) 豊かな心

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
情操教育事業	おだわらっ子ドリムシアターの開催	芸術・文化に対する豊かな感性や感覚を持つ心を育てることを目的として、劇団四季の公演を開催する。	1,182	教育指導課
	小学校音楽会	市内小学生が一堂に会し、日頃の音楽学習の成果を発表し合い、音楽を楽しむとともに、今後の音楽学習の向上を図る。	1,049	教育指導課
	宿泊体験学習事業	豊かな自然に触れ、集団での様々な活	0	各小学校

学校行事開催事業	中学校音楽会・中学校美術展の開催	道徳教育の充実	人権教育事業	いじめ防止対策推進事業	読書活動推進事業	生徒指導員派遣事業	
	各小学校において特別の教科道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進する。	各小学校において、人権教育推進計画を作成し、各教科等の教育活動全体を通じて、人権意識を高める教育活動を推進する。	児童生徒や保護者を対象に、人権尊重の精神を育むため、神奈川県人権センターから講師を招き、人権移動教室を開催する。	教職員の資質と指導力の向上を図るため、人権教育の諸課題について、講話や演習による人権教育研修会を開催する。	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携した取組を円滑に進めるため、小田原市いじめ問題対策連絡会を開催する。	図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理等、学校図書館の環境整備をするともに、子供や教員に対して、読書相談や学習支援に取り組むため、学校司書を配置する。	中学校において、問題発生時に臨機応変に対応し、指導するほか、子供の心に寄り添い、思いを受け止めながら、より良い学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援をするため、生徒指導員を配置する。
	247	0	0	60	30	78	
	教育指導課	各校	各校	教育指導課	教育指導課	教育指導課	
	中学校音楽会・中学校美術展の開催	道徳教育の充実	人権教育事業	いじめ防止対策推進事業	読書活動推進事業	生徒指導員派遣事業	
	各小学校において特別の教科道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進する。	各小学校において、人権教育推進計画を作成し、各教科等の教育活動全体を通じて、人権意識を高める教育活動を推進する。	児童生徒や保護者を対象に、人権尊重の精神を育むため、神奈川県人権センターから講師を招き、人権移動教室を開催する。	教職員の資質と指導力の向上を図るため、人権教育の諸課題について、講話や演習による人権教育研修会を開催する。	小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携した取組を円滑に進めるため、小田原市いじめ問題対策連絡会を開催する。	図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理等、学校図書館の環境整備をするともに、子供や教員に対して、読書相談や学習支援に取り組むため、学校司書を配置する。	中学校において、問題発生時に臨機応変に対応し、指導するほか、子供の心に寄り添い、思いを受け止めながら、より良い学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援をするため、生徒指導員を配置する。
	247	0	0	60	30	78	
	教育指導課	各校	各校	教育指導課	教育指導課	教育指導課	

(3) 健やかな体

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
体力・運動能力向上 事業	全国体力・運動能力、運動 習慣等調査の実施	学校において、毎年全国体力・運動能 力、運動習慣等調査を実施し、子供が 成長を実感したり、平均値と比べ自分 の課題を知ったりして、子供が進んで 体力向上に取り組むとともに、本市の 子供への現状を把握するための行政 資料とする。また、調査実施の際に、 大学等と連携した体力・運動能力向上 指導員を派遣する。	797	各校 教育指導課
部活動活性化事業	部活動地域指導者・部活動 指導員の派遣	各中学校の実情に合わせて、生徒に対し て、専門的な技術指導を行い、部活動 顧問の協力者となる部活動地域指導者 を派遣している。また、専門的な技術 指導と対外的な練習試合や大会への引 率を行う部活動指導員を配置する。	1,462	教育指導課
学校給食事業	学校給食調理業務の委託化 の推進	行革の一環として経費削減のため、 正規調理員の退職に合わせて、給食調 理業務の委託化を推進する。	314,877	学校安全課
	地場産品の利用促進	地場産物を活用した献立や米飯給食を 実施します。また、郷土食などの食文 化を継承した小田原ならではの職立 つくりを推進する。	0	学校安全課
	給食費会計の導入	給食費会計の透明性・公平性、また納 付の利便性の向上等のため、平成33 年度を目標にできる限り早期に会計 化の導入を行う。	0	学校安全課
	食育啓発事業の推進	栄養教諭・学校栄養職員を中心に、各 小中学校において食に関する指導を行 います。さらに料理教室や学校給食展 を開催する。	0	学校安全課
	弁当の実施	生きる力を育む弁当の日を、各中学校 において実施する。	0	各中学校 教育指導課 学校安全課
	学校給食用食材等の放射性 物質検査の実施	学校給食の一層の安全・安心を確保す るため、学校給食用食材等の放射性物 質検査を実施する。	43	学校安全課
保健教育事業	性教育講演会の開催	生徒・保護者を対象に、医師や助産師 などの専門職による講演会を開催し、 性に関する正しい知識や感染症に関す る知識の普及を図る。	407	学校安全課
	歯科保健事業の推進	各学校において、う歯（むし歯）・歯肉 炎等、歯科疾患対策の一環として、歯 科医師会と協力を図る。	510	学校安全課

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
よい歯の学校・図画ポスター・ 一・標準語コンクール	各学校に募集し、児童・生徒の歯の口 腔の正常な発育並びに歯・口腔の疾病 異常の予防、歯科保健の普及啓発とそ の向上を図る。	193	学校安全課	
健康診断事業	定期健康診断事業	学校保健安全法に基づき、各学校にお いて、就学時、就園時、健康診断を行 う。	58,092	学校安全課
	腎疾患・心疾患・脊柱側弯 症の精密検査の実施と判 定会の開催	早期発見・早期治療が特に必要とされ る腎疾患・心疾患・脊柱側弯症につ いては、精密検査と専門医による判定 会を開催し、健康管理体制の充実に努 める。	15,526	学校安全課

(4) 生活力

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
放課後児童健全育成 事業	放課後児童クラブの開設	保護者の就業や疾病等で、放課後に保 護者がいない小学生を対象として安全 な居場所を提供する。	232,927	教育総務課
-	体験学習事業	学校農園等を活用した栽培活動や収穫 体験等を通して、収穫の喜びや食べ 物に対する感謝の心などを育む取組を進め る。	0	各校
-	キャリア教育の推進	学校において、子供が将来の生き方を 考え、望ましい職業観や労働観を備え た社会人、職業人として自立できる資 質や能力を育成するキャリア教育を推 進する。	0	各校
-	環境教育の充実	地域の実態や子供の発達段階に応じ て、教科等の教育活動全体を通して、 環境問題の理解や環境保全活動に取り 組み、環境教育を推進する。	0	各校
-	携帯電話・インターネッ トに関する安全・安心教 室	社会の急速な情報化の進展に伴い、SNS が普及し、子供の利用を巡るトラブル が増えているため、子供が携帯電話や インターネットにより正しい情報の扱 いが出来るように、専門的知識のある 講師による携帯電話教室を開催する。	0	各校
防災教育	防災教育パンフレットの 活用	児童生徒に対し、災害時の対応につ いてまとめた防災教育用パンフレットを 配布する。	231	教育指導課
	防災教育・避難訓練の内 容の改善・充実	各校・園の防災計画や避難訓練に対し、 防災教育の専門家を派遣し、指導・助 言を行う。	150	教育指導課

教職員健康対策事業	定期健康診断	エックリストを活用し、不祥事防止に努める。	11,919	教育指導課
教職員研修事業	教職員の研修の充実	指導主事や研修相談員を学校に派遣し、校内での研修を実施し、教職員の資質及び指導力の向上を図る。また、教科指導や生徒指導、支援教育等の教育指導上の課題や指導法について、外部講師による講話や演習などの教職員研修を実施する。	2,709	教育指導課
日本語指導協力者派遣事業	日本語指導協力者の派遣	外国につながる児童がある子供が、日本語や日本の習慣等を学ぶことにより、人間関係の構築や学習の支援につながるため、日本語指導協力者を派遣する。	1,880	教育指導課
支援教育事業	個別支援員、個別指導員の配置	特別支援級や通常の学級において、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して教員の補助として適切な支援を行う個別支援員等を配置する。	131,358	教育指導課
教育相談事業	就学支援委員会等の設置	医師や理学療法士、作業療法士、巡回相談員、個別指導員等による心理・発達面を含めた専門的な助言を行うため、小中学校に支援教育相談支援チームを派遣する。	715	教育指導課
特別支援相談・通級指導教室充実事業	就学支援委員会の設置	様々な課題を持つ児童生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討し、適切な就学相談・指導を行うため、就学支援委員会を設置する。	370	教育指導課
教育相談事業	二一ズに応じた通級指導教室の設置	情報や言語について、個別の指導や相談・支援を行うため、コミュニケーションの教室「フレンド」を小学校3校に、ことばの教室を小学校2校に設置している。	409	教育指導課
教育相談事業	教育相談の充実	いじめや不登校、問題行動、発達課題等の悩みや問題を抱える子供や保護者に対して、学校や関係機関等と連携し、諸問題を解決するために、教育相談員を配置する。	7,877	教育指導課
教育委員会事務の点検・評価事業		教育委員会事務について、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用し、主要な事業について点検評価を行う。	66	教育指導課

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
-	家庭学習の推進	児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭学習の充実を図る取組について保護者と共に考え実践していく。	0	各校
-	おだわらっ子ドリルの作成	児童生徒の確かな学力向上を図るため、学校や家庭において繰り返し学習することができ、おだわらっ子ドリルを作成する。	0	教育指導課
家庭教育学級事業	家庭教育学級等の開設	子育て期の養育者を対象に、P.T.Aなどで実施されている学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会などの機会に、講師を派遣し、家庭教育の重要性を啓発する講座を開設する。	576	生涯学習課
P.T.A研修事業	P.T.A研修等の実施	市内小中学校のP.T.A役員を対象として、P.T.Aの課題解決、広報紙の編集技術やP.T.A活動における広報の意義、家庭教育講座の開設の手法等の研修を実施する。	150	生涯学習課

(5) 家庭教育

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
公立幼稚園教育推進事業	助幼教諭等の配置	支援を必要とする園児が、安全・安心して生活できる教育環境を整えるために助幼教諭等を配置する。	33,255	教育指導課
	幼稚園と保育所の連携推進	保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や公開保育の開催を通して、幼稚園と保育所の連携を推進する。	0	教育指導課 保育課

(6) 就学前教育

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
教職員人事・労務管理事業	産業医の派遣	労働安全衛生法に則り、教職員の勤務状況を把握し、医師による面接指導を実施する。	350	教育指導課
	教職員衛生委員会の開催	市内小中学校の職場環境の改善と多忙化解消に向け、教職員衛生委員会を開催する。	0	教育指導課
	不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成	学校において、事故防止、不祥事防止に向け、マニュアルを作成するとともに、不祥事防止のための会議や毎月チ	0	各校

(7) 学校教育

-	まごころ通信の発行	0	教育総務課
-	総合教育協議会の開催	0	教育総務課

(8) コミュニティ・スクール

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
学校運営協議会制度 推進事業	学校運営協議会の設置	保護者や地域住民の力を学校運営に生かし、質の高い学校教育の実現と、子供の抱える問題を地域ぐるみで解決できるよう、学校運営協議会を設置する。また、地域とともに学校づくり(学校運営協議会・コミュニティスクール)の推進を図るための地域コーディネート者を学校へ配置(モデル校)する。	4,111	教育指導課
学校支援地域本部事業	学校支援地域本部の設置	地域の教育力や、保護者・地域住民によるスクールボランティアの活用を推進し、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりとして学校支援地域本部を設置する。	4,634	教育指導課
特色ある学校づくり 推進事業	特色のある学校づくりの 推進	園・学校のブランドデザインをもとに、子供や教職員、保護者、地域住民の願いを取り入れ、子供の学びと育ちを地域ぐるみで支えている特色のある学校づくりを推進する。	8,700	教育指導課
二宮尊徳学習事業	二宮尊徳学習展示	郷土の偉人である二宮尊徳翁の事績を学びその学習成果を展示発表し、自己の生き方への気づきや郷土を愛する心を育むため、二宮尊徳学習を実施する。	115	教育指導課
郷土学習推進事業	副読本の作成	児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための副読本を作成し、配布する。	2,360	教育指導課
放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室の開設	放課後の安全・安心な子どもたちの居場所を設け、学習支援と体験活動を通じて、子どもたちを心豊かに健やかに育む。	39,869	教育総務課

(9) 教育施設

事業	取組	内容	予算額 (千円)	所管課
学校施設維持・管理事業 (小学校・中学校・幼稚園)	中長期整備計画の検討・策定	公共施設全体の適正配置に取り組みながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画を策定する。	0	学校安全課
	学校施設の有効な利活用の検討	空き教室を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について検討する。	0	学校安全課
	学校施設修繕ボランティア活動の支援	学校施設の駆動的な修繕について、地域団体等から自主的な申し出があった場合には、必要な資材を支給する。	1,000	学校安全課
	トイレの環境改善	便器の洋式化など、トイレの環境改善を進める。	229,910	学校安全課
	校舎等の屋上等防水 改修	校舎屋上や体育館壁面の防水改修を進める。	123,380	学校安全課
	非構造部材の耐震化	屋内運動場照明器具の落下防止の固定及びLED化への改修を進める。	51,200	学校安全課
	高架水槽の改修	老朽化が進んだ高架水槽の改修を進める。	42,346	学校安全課
	特別教室への空調設置	音楽室等の特別教室への空調設置を進める。	77,610	学校安全課
校庭・園庭芝生管理事業		校庭、園庭の芝生維持管理を行う。	3,345	学校安全課
給食調理施設・設備整備事業	学校給食センターの整備	学校給食センターの整備について検討を行う。	0	学校安全課
教育ネットワーク整備事業		教育ネットワークシステムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、次期学習指導要領の内容に対応できる環境の整備に向けて検討を進める。	200,643	学校安全課
学校災害給付事業	学校災害によって発生した費用の補填	学校管理下における災害について、医療費等の給付を行う。	15,419	学校安全課
-	小田原市通学路安全プログラムの運用	通学路の安全対策について、関係機関と連携して改善を図る。	0	学校安全課
-	広域避難所の開設と運営	災害時に学校が避難所となった場合は、避難所の運営について協力する。	0	学校安全課

学校木の空間づくりモデル事業概要【東富水小学校】

〈趣旨〉

本事業は、地域産木材の利用拡大に向けた取組みの一つとして、公共施設での地域産木材の積極的な活用を目指したものです。
公共施設の中でも木質化適正の高い小学校を対象として、モデル校として選定された東富水小学校において木質化事業を実施しました。

小学校が木質化の適正が高いと考えられる主な理由

- 木材の持つ健康面や心理面での環境改善効果が、子どもの利用する施設にふさわしい
- 地域の森林や木材について学ぶという、教育・啓発効果の面で非常に有効
- 地域コミュニティの核となる施設であり、市民にとって身近な公共施設
- 中学校や幼稚園など同種施設も含め、本事業の継続的な展開を見込むことができる

〈東富水小学校におけるモデル事業の基本方針〉

① 学校施設整備の今日的課題に即した改修

学校施設整備における現状の問題点や教育的要求を把握するとともに、**現状の空間の見直しを図った上で生じる余剰スペースを積極的に活用し、効果的な木材の使用と合わせ**て、施設の改善や質の向上を図ります。

② 多様な木質化改修メニューの実施とショールーム的な位置づけ

小学校の改修・改善を進める上で木材を活用する可能性、効果を検証し、多様な木材の使い方を示すモデルとなる、いわば**木質化メニューのショールーム**としてモデル校を位置づけます。

③ 木の使い方の設計上の工夫

少量でも**効果的かつ効果的な木の使い方**を示すことで、限られた予算内でも木の活用による学校全体の環境改善の可能性を示します。

④ 木材調達の仕組みづくり

公共施設の**継続的な長寿命化改修**に生かせる**木材調達の仕組み**について、市内の林業、製材業、木製品製造業などの協力体制の構築、外部とのネットワークづくりの可能性等を検討します。

事業概要

施設名	小田原市立東富水小学校	事業費	約2,900万円
所在地	小田原市中曹根359	木材使用量	総使用量 約13m ³ (下地等を含む) うち小田原市産材 約8m ³
階数・構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)4階建て	設計・施工監修	株式会社理代計画研究所
事業種別	内装木質化部分改修	施工	小田原市土木建設協同組合
施工期間	平成30年7月～9月		

1 昇降口

学校全体を木質化でつなぐ上で起点となる昇降口。子どもたちや来校者の玄関であり、学校の顔ともなる空間として、明るく居心地の良い空間づくりを目指している。

主な改修内容

- 木質化に関わる改修
- 柱ハネル
 - 腰壁木質ボード張り
 - 木製ベンチ設置
 - 下足箱外側の化粧板張り
 - アルミサッシの化粧木枠取付け
- その他の改修
- 天井の塗装、床塩ビシート張り、照明LED化



改修後



下足箱外側に化粧板を張り補修
登下校時の待ち合わせや休み時間の利用やベンチなど思い思いの時間が過ごせるベンチコーナー

2 廊下

学校全体が変化するという印象が生まれるよう、廊下などの共用部に柱型ハネルを連続的に設置。また、ベンチコーナーや掲示用の壁を設えた。



改修前

床の色、天井の塗装、下足箱の老朽化に別個的印象
子どもたちにとっては時には危険で、固く、冷たい印象のある鉄筋コンクリートの柱型が目立つ廊下



改修後

普通教室前の廊下を中心に、学校全体が木質化で驚かされるように柱ハネルを設置

2 廊下

パネル化の取組

現場での施工手間軽減や施工期間の短縮を目的として、柱型を覆う化粧力ハーは、同一寸法かつ、現場外で製作可能な木質パネルとしてコストダウンを図った。

また、パネルは、シーンや用途に応じて使い分けが可能となる多様なデザインパリエーションをとし、



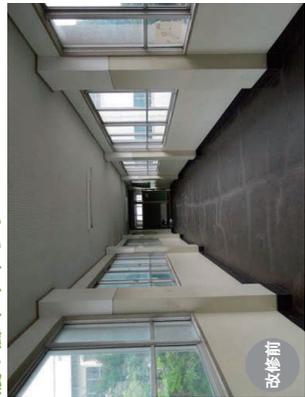
繊維タイプ

縦格子タイプ

横格子タイプ

木質ボートタイプ

渡り廊下ギャラリー



改修前

緑色の壁紙が印象的な図書室前の渡り廊下は、児童の学習成果を展示するギャラリーとしての活用を想定し木質化した。

黄色の壁紙が印象的な図書室前の掲示板（左側は本を展示するラックになっている）



改修後

図書室、パソコン室前の廊下は、通り抜きの出入口を、丸窓のついた木製建具に新調することで、柔らかな雰囲気演出。



3 コミュニティルーム

昇降口に隣接する、「第1学習室」として活用されていた空き教室を、学校と地域の交流拠点となるラウンジとして木質化改修。コミュニティスクールの学校運営協議会や、放課後こども教室開催の場としても活用を想定。

主な改修内容

木質化に関わる改修

- 木製ハンチ、木製書棚の設置
- 壁：格子壁、木製ボード張り
- 間仕切り壁撤去→4枚戸の木製建具
- フローリング貼り（ナラ）
- アルミサッシの化粧木枠取付け

その他の改修

- ・天井：ボード張替え、照明LED化
- 壁：ビニルクロス張り、再塗装



改修前



昇降口からコミュニティルームを望む。以前は教室の壁であったが、校庭まで見通せるようになった。



改修後



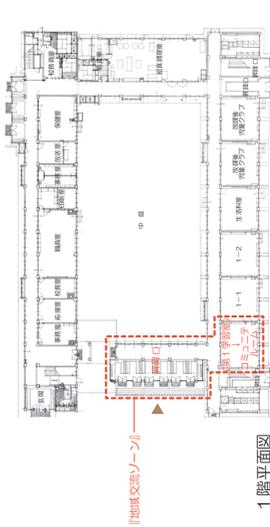
改修後

小田原の本による表向きがなげ子堂



昇降口まで視線が通る開放性の高い木製建具

地域産材でつくった木製サイン



1階平面図

主な改修内容

木質化に関わる改修

- 柱パネル
- 木製ハンチ設置（多目的ルーム前、図書室前）
- 揚声壁（ビニルクロス+板張り、木製ボード張り）
- アルミサッシの化粧木枠取付け（渡り廊下のみ）

その他の改修

- ・床：ビニシート張り、腰壁再塗装EP-G（渡り廊下のみ）、LED照明追加（3層掲示壁前）

4 多目的ルーム

「郷土資料室」「教材室」の2室間の間仕切り壁を撤去し、1・5教室分の空間を創出。
 多様な教育活動に活用可能な空間として、床座も可能なカーペット敷きとし、大スクリーンとしても使用できるホワイトボードも設置。

主な改修内容

- 木質化に関わる改修
 - 木製ベンチ、木製書棚の設置
 - 壁：木質ボード張り、一部焼板張り
 - 間仕切り壁、建具撤去→4枚戸の木製建具新設
 - 天井：化粧ルーバー設置
 - アルミサッシの化粧木枠取付け
- その他の改修：
 - 2室間の間仕切り壁撤去
 - 天井：ポット張替え、照明交換(LED化)、
 - 壁：ビニルクロス張り、再塗装、
 - ホワイトボードカーペット張り
 - 床：フローリング→タイルカーペット張り

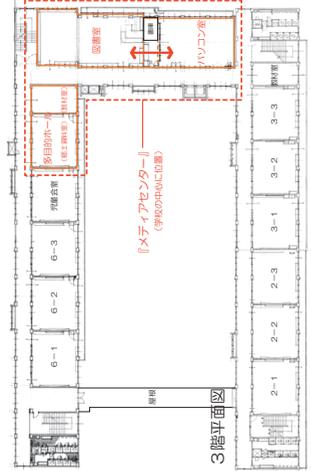


5 図書室・パソコン室

旧来型であった図書室、パソコン室の間仕切り壁を撤去し、2室を木質化空間でつなげる一体的な利用を可能とし、これからの新しい学習活動に対応できるようメディアセンターとして整備。
 パソコン室側は、カウンターや楕円形の大テーブルを設置し、将来的なタブレット型端末の利用などに対応したフレキシビリティのある空間とした。

主な改修内容

- 木質化に関わる改修
 - 木製書棚、図書カウンター、可動楕円テーブル
 - 壁付けカウンター
 - 壁：木質ボード張り、サッシの化粧木枠
 - 木製建具：引分け戸、3本引き戸、その他
 - 天井：化粧ルーバー設置(連結部)
 - フローリング(プラ)貼り(連結部)
- その他の改修
 - 天井：ポット張替え、照明設置(連結部)
 - 壁：ビニルクロス張り



第3部 地方教育行財政の現状と課題

地方教育行財政の現状と課題

～地方行財政ビジョン研究会～

(2020年1月7日)

文部科学省
初等中等教育局
財務課長

合田哲雄
(goda32@mext.go.jp)

1

1992年 文部省入省（I種・法律区分）
2000年 福岡県教育庁高校教育課長
02年 文部科学省高等教育局大学課課長補佐（国立大学法人化を担当）
05年 同 初等中等教育局教育課程企画室長（学習指導要領改訂を担当）
08年 同 大臣官房企画官・会計課副長
11年 NSF（全米科学財団）フェロー
12年 文部科学省高等教育局企画官
13年 同 研究振興局学術研究助成課長
15年 同 初等中等教育局教育課程課長
17年 内閣官房内閣参事官（人生100年時代構想推進室）
18年 文部科学省初等中等教育局財務課長

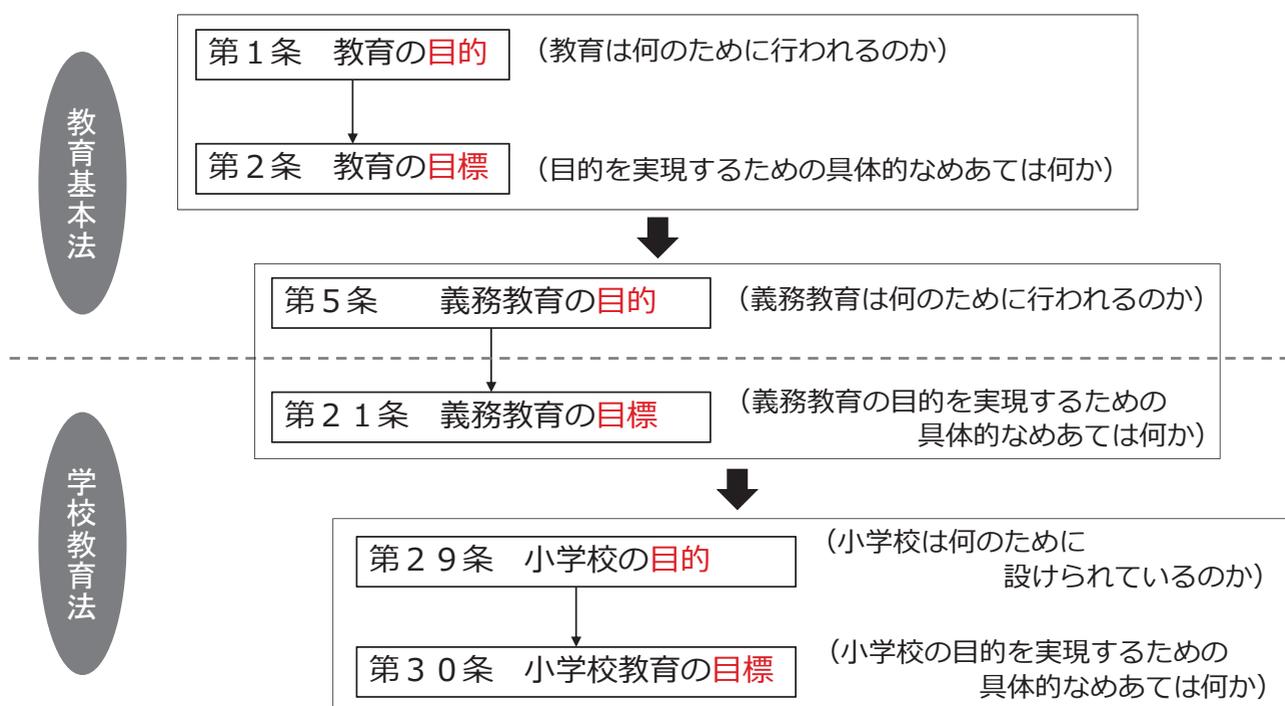
- ※ PTA会長 目黒区立東山小学校（3年間）/東山中学校（3年間）
- ※ 上越教育大学非常勤講師（教育課程行政特論）/東京大学非常勤講師（高等教育政策論）
- ※ 共著『学校を変えれば社会が変わる』（東京書籍、2014）
『特別の教科道徳 Q&A』（ミネルヴァ書房、2016）
『教育制度を支える教育行政』（ミネルヴァ書房、2019）
- 単著『受験のルールが大きく変わる！2020年教育改革が目指すもの』（コルク電子出版、2018）
『学習指導要領の読み方・活かし方』（教育開発研究所、2019）

- 教育については、個々人の立場や経験に応じた様々なアプローチがあり「議論の土俵」を形成することが難しい。
- しかし、教育についても制度や歴史、その背景などについての理解を共有し、共通の「議論の土俵」の上で教育や教育行財政の在り方を議論することが、未来社会を切り拓く子供たちの教育の質の向上には不可欠。
- 本日は、このような観点から、以下の4点についてご説明。
 - (1) 公教育に関する制度 –公教育の民主的正統性と専門性–
 - (2) 我が国の学校教育の展開 –「ゆとり」と「詰め込み」を越えて–
 - (3) 2020年教育改革の今 –2017年改訂と教育行財政–
 - (4) 今後の課題 –義務教育の構造改革と高校・大学の一体的改革–

3

(1) 公教育に関する制度 –公教育の民主的正統性と専門性–

- 公教育の根拠 「民主的な正統性」、「専門性」
- ※ 我が国の教育法制における教育の「目的」と「目標」



4

○「教育」の目的と目標

<目的>

教育基本法第1条 教育は、**人格の完成**を目指し、**平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成**を期して行われなければならない。

<目標>

教育基本法第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる**目標**を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関係を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

5

○「義務教育」の目的と目標

<目的>

教育基本法第5条

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ**社会において自立的に生きる基礎**を培い、また、**国家及び社会の形成者**として必要とされる基本的な資質を養うことを**目的**として行われるものとする。

<目標>

学校教育法第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる**目標**を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

6

○ 「小学校」の目的と目標

<目的>

学校教育法第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

<目標>

学校教育法第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標（＝義務教育の目標）を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

↓

学校教育法第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

- 小学校学習指導要領（文部科学省告示）
※ 「大綱的基準」として法的拘束力を有する

7

教育基本法第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

↓

☑ 学校において、学習指導要領に示している内容はすべての児童生徒に確実に指導しなければならない。政治的活動や公立学校における宗教的活動はできない。

☑ 学習指導要領は、教育基本法や学校教育法に規定された学校教育の「目的」を実現するための具体的な手立てや手段を定めた「大綱的基準」。学校や教師は、学習指導要領が示したもの以外の内容を加えて指導したり、単元のまとまりを見通して特定の内容に思い切って重点を置いて指導したり指導の順序を組み替えたりするなど児童生徒の実態に即した創意工夫が可能であり、効果的な教育活動にとってこの創意工夫が重要。さらに、文部科学省に申請することにより、学校や地域の特色を生かしたり、不登校の児童生徒に配慮したりした特別の教育課程を編成して実施することも可能（学校教育法施行規則第55条の2（教育課程特例校）、第56条（不登校児童生徒特例校））。

☑ 学校において、「教育の質の全国的な確保という共通性」と「地域や児童生徒に応じた創意工夫に基づく多様性」を両立させるための重要な仕組みが学習指導要領。

8

(2) 我が国の学校教育の展開 - 「ゆとり」と「詰め込み」を越えて -

【合田作成】

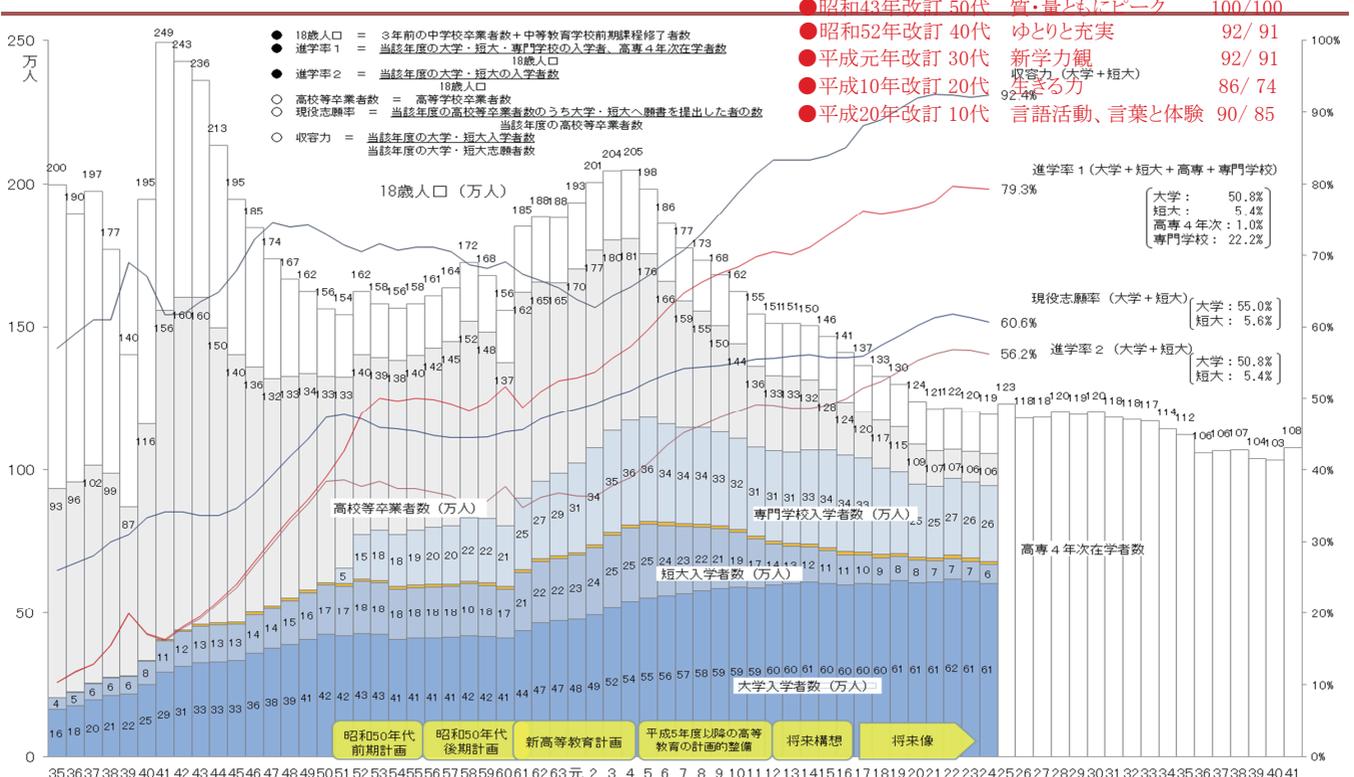
	義務教育	高校教育	高等教育	広井良典・京都大学教授
【新学制定着期】 S20(45)～S25(50)	S22(47) 新制小・中	S23(48) 新制高校	S24(49) 新制大学	○ 農業段階 土地所有をめぐる格差 ● 強力な機会の平等政策 (①農地改革、②中学校教育の義務化)
【拡大期】 S26(51)～S45(70)	S33(58) 指導要領改訂 (告示・道徳・系統性) 義務標準法 S37(62) 日本の成長と教育 (マンパワー政策) S43(68) 指導要領改訂 (教育内容の現代化)	【45.6%】→【82.1%】 S35(60) 指導要領改訂 (コースの基本類型) S36(61) 高校標準法 S38(63) 入試省令改正 S42(67) 理数科 S45(70) 指導要領改訂 (調和と多様化)	【10.1%】→【23.6%】 S36(61) 池田科技庁長官勅告 高専制度創設 S43(68)～大学紛争 S44(69) 臨大法	○ 産業化・前期 都市と農村の格差 ● 生産部門を通じた再分配 (交付税、農業補助金、中小企業助成) → 成長の果実を産業部門間で調整 → 社会保障政策ではなく産業政策
【検討期Ⅰ】 S46(71)～H2(90)	S47(72) 稲葉文相談話「知的教育にかたより…」 S52(77) 指導要領改訂 (ゆとりと充実) S58(83) 町田忠生中事件 S59(84)～S62(87) 臨教審(個性重視・生涯学習・変化への対応) H1(89) 指導要領改訂 (新学力観、生活科)	【85.0%】→【95.8%】 S53(78) 指導要領改訂 (国民教育10年) H1(89) 指導要領改訂 (世界史、家庭科)	【26.8%】→【36.3%】 S48(73) 高等教育計画(量的抑制) S52(77) 入試センター発足	○ 産業化・後期 退職(高齢者)をめぐる格差 ● 公共事業型社会保障(職の提供を通じた生活保障) ● 高齢者関係の社会保障 → 労働力移動の固定化 → 社会保障の遅れ
【検討期Ⅱ】 H3(91)～	H4(92) 月1回の5日制 H7(95) 月2回の5日制 H10(98) 指導要領改訂 (生きる力、総合学習) H14(02) 学びのすすめ 完全5日制 H16(04) PISA2003公表 H20(08) 指導要領改訂 (時数増言語活動、理数)	【95.9%】→【96.5%】 H5(93) 総合学科 H10(98) 中高一貫 H11(99) 指導要領改訂 (生きる力、情報、総合) H18(06) 未履修問題 H21(09) 指導要領改訂 (義務との接続、共通化)	【37.7%】→【52.3%】 H3(91) 大学院重点化 H9(97) 高等教育計画から「将来構想」へ H16(04) 国立大法人化 法科大学院認証評価	○ ポスト産業化 現役世代(都市居住者)内部の格差 ● 生産部門を通じた再分配の崩壊 ● 社会保障制度の縮減 → 社会保障による再分配の必要性 ① 人生前半の社会保障(教育等)の充実 ② ストック(相続・土地)を含めた再分配

※ 高校進学率はデータの比較の関係上、通信制課程への進学者を除いた高校進学率、大学教育の②拡大期の10.1%はデータの最も古い昭和29年の大学・短大進学率

9

学習指導要領改訂と18歳人口・大学進学率等の推移

総授業時数/5教科授業時数



●S33(系統性) ●S43(ピーク) ●S52(ゆとり) ●H1(新学力観) ●H10(生きる力) ●H20(言語活動)

10

大正自由教育（大正期（1920年代））

- ・ 成城小 特別研究（総合学習）週2コマ

国民学校（昭和16年（1941年）～）

- ・ 実業科重視の一方で「総合授業」

新制小学校（昭和22年（1947年）～）

- ・ 社会科と自由研究20～30%（小6）
- ←「這い回る経験主義」「学力低下」

【60歳代】 昭和33年（1958年）学習指導要領公示（灘尾弘吉大臣）

- ・ 系統性・基礎学力重視

【50歳代】 昭和43年（1968年）学習指導要領改訂（灘尾弘吉大臣）

- ・ 教育内容の現代化、指導内容は質・量ともにピーク

←「新幹線教育」「稲葉修文部大臣談話」（昭和47年）「中教審・四六答申」

【40歳代】 昭和52年（1977年）学習指導要領改訂（海部俊樹大臣）

- ・ 「ゆとりと充実」に転換（5教科の時数1割減） ⇔ 大学進学率は3割（高等教育計画）

【30歳代】 平成元年（1989年）学習指導要領改訂（西岡武夫大臣）

- ・ 「新しい学力観」、小学校低学年に「生活科」導入

【20歳代】 平成10年（1998年）学習指導要領改訂（有馬朗人大臣）

- ・ 総合的な学習の時間を週3コマ（5教科の時数2割減） = 大学進学率は5割（将来構想）

←PISAショック（平成16年）（「ゆとり教育」批判、「学力低下」）

教育基本法改正（平成18年（2006年））、学校教育法改正（平成19年（2007年））

【10歳代】 平成20年（2008年）学習指導要領改訂（渡海紀三郎大臣）

平成29年（2017年）学習指導要領改訂（松野博一大臣）

- ・ 「ゆとり」か「詰め込み」の二項対立を脱却

（5教科の時数を1～2割回復し、知識の習得・活用・探究を重視）

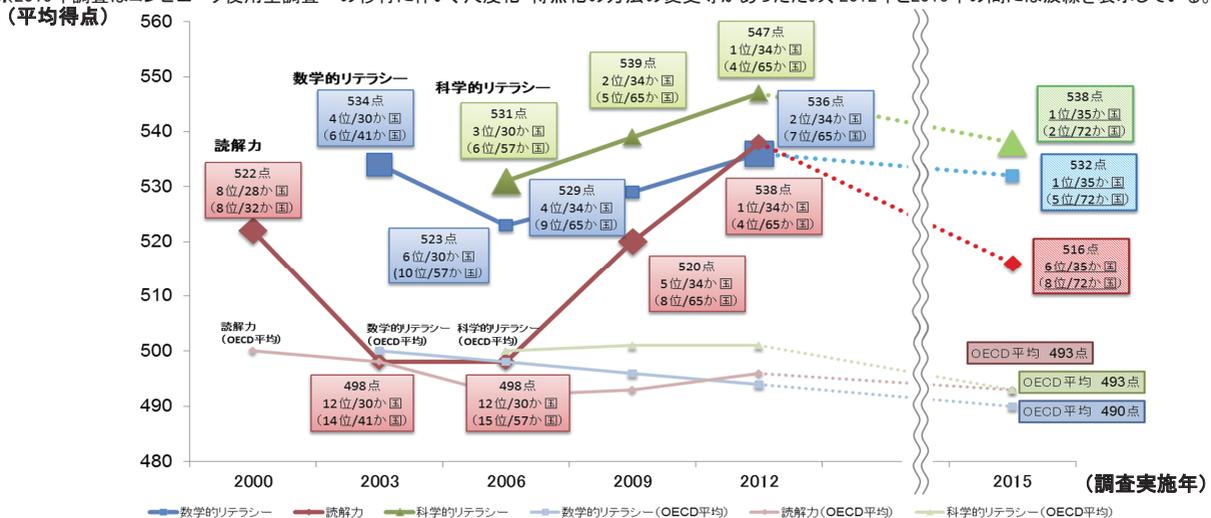
OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果 —平均得点及び順位推移—

- 科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの各分野において、日本は国際的に見ると引き続き、平均得点が高い上位グループに位置している。一方で、前回調査と比較して、**読解力の平均得点が有意に低下**しているが、これについては、コンピュータ使用型調査への移行の影響などが考えられる。
- 今回調査の中心分野である科学的リテラシーの平均得点について、三つの科学的能力別に見ると 日本は各能力ともに国際的に上位に位置している。
- 生徒の科学に対する態度については、OECD平均と比較すると肯定的な回答をした生徒の割合が依然として低いものの、例えば**自分の将来に理科の学習が役に立つと感じている生徒の割合**が2006年に比べると**増加するなどの改善**が見られた。

平均得点及び順位推移

※PISA調査：OECDが15歳児（我が国では高校1年生）を対象に実施

- ・ ※各リテラシーが初めて中心分野となった回（読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年）のOECD平均500点を基準値として、得点を換算。数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載。中心分野の年はマークを大きくしている。
- ・ ※2015年調査はコンピュータ使用型調査への移行に伴い、尺度化・得点化の方法の変更等があったため、2012年と2015年の間には波線を表示している。



（出典）文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査（PISA2015）のポイント」

(3) 2020年教育改革の今 – 2017年改訂と教育行財政 –

- 人工知能(AI)の飛躍的進化、Society5.0、第四次産業革命…
- Google傘下のDeepMind社「Alpha GO」(2016年)
「AIが進化して人間が活躍できる職業はなくなるのではないか?」
「今学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか?」
- 2017年学習指導要領改訂
松尾豊東大准教授、新井紀子国立情報学研究所教授…
「浮足立つ必要はない」≠今のまま変わらなくてもいい
- AIが「解なし」と言ったときに本領を発揮するための力
 - ☑ 教科書や新聞、新書などの内容を頭でペン図などを描きながら構造的に正確に読み取る力
 - ☑ 歴史的な事象を因果関係で捉える、比較・関連付けといった科学的に探究する方法を用いて考えるといった教科固有の見方・考え方を働かせて、教科の文脈上重要な概念を軸に知識を体系的に理解し、考え、表現する力
 - ☑ 対話や協働を通じ、新しい解や「納得解」を生み出そうとする態度
- 国語…語彙を確実に習得したり、それを表現に活かしたりして言葉を使いこなす力を学ばなか
で、相手を思いやりながらその言葉を理解したり、相手が理解できるようにコミュニケーションを図ったりしようという態度を育成。
理科…中学校「化学変化と物質の質量」では、単に質量保存の法則を理解するとともに、実験などを通じ、化学変化における物質の変化やその量的な関係を見出して表現する力や物質は化学変化によって見た目は変化するがその奥底に存在する構造や法則を押さえて科学的に考えるという態度を育成。
社会…「いい国つくろう鎌倉幕府」と年号と歴史的な事象を記憶させてきただけではなく、鎌倉幕府が開幕したことの中世における意味や他の武家政権との違いについて子供達に考えさせ、「中世」や「幕府」、「武家政権」といった概念を軸に知識を構造的に理解。

13

「浮足立つ必要はない」≠今のまま変わらなくてもいい

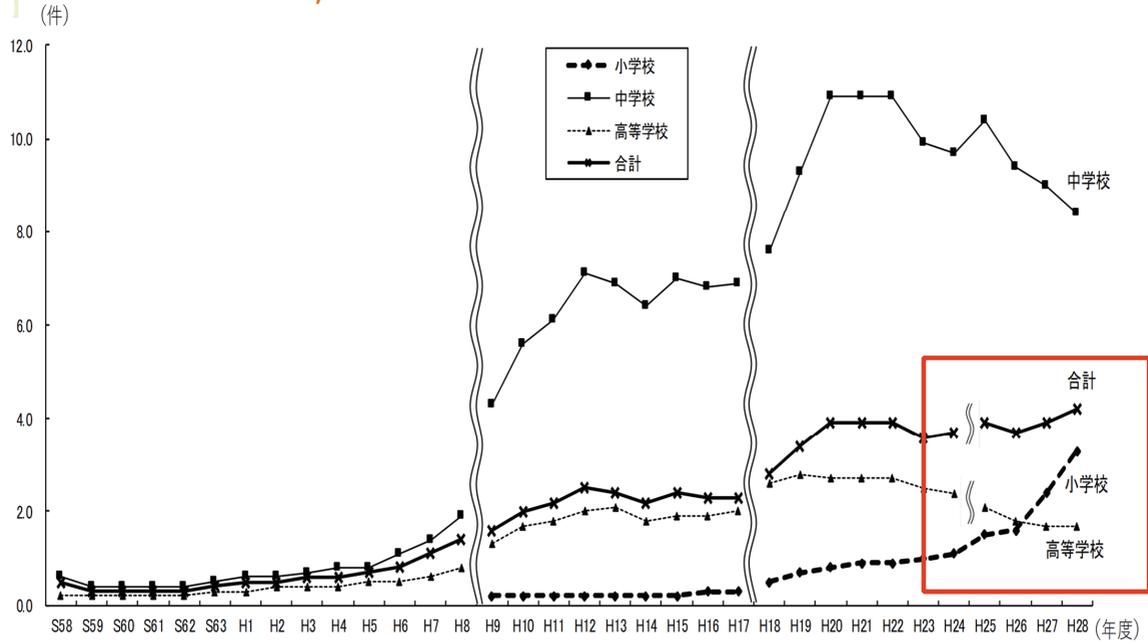
- (1) 目の前の子供たちの未来社会における働き方は間違いなく変わることを。

教師○ 子供たちと向き合い、心に火を付けてやる気にさせたり、ケアしたりする教師
公務員× 過去の膨大な先例に照らして一人部屋にこもって業務処理する仕事 (RPA)
○ 傾聴と対話、協働を通じて、他人の頭のなかにある知識やアイデアを活かして
でも、新しい解や「納得解」を生み出す仕事

- (2) 子供たちや学校を取り巻く社会的な環境の激変は、教師や学校が制御できない規模とスピードで生じており、例えば、情報環境や家庭環境が変化し、大人ですら本来ツールである情報端末に振り回されているなか、子供たちの語彙や読解力にバラツキが生じたり、小学生の暴力行為が急増したりしていること。
- (3) 教員採用はベビーブーマーの入学・進学の際に大量採用したため、現在、我が国の学校の教師の年齢構成はベテランと若い方々が多く、ミドル層が手薄という組織としては不健全な「ふたコブ状態」にあり、現在、ベテラン教師の大量退職・新卒大量採用時代を迎えていること。

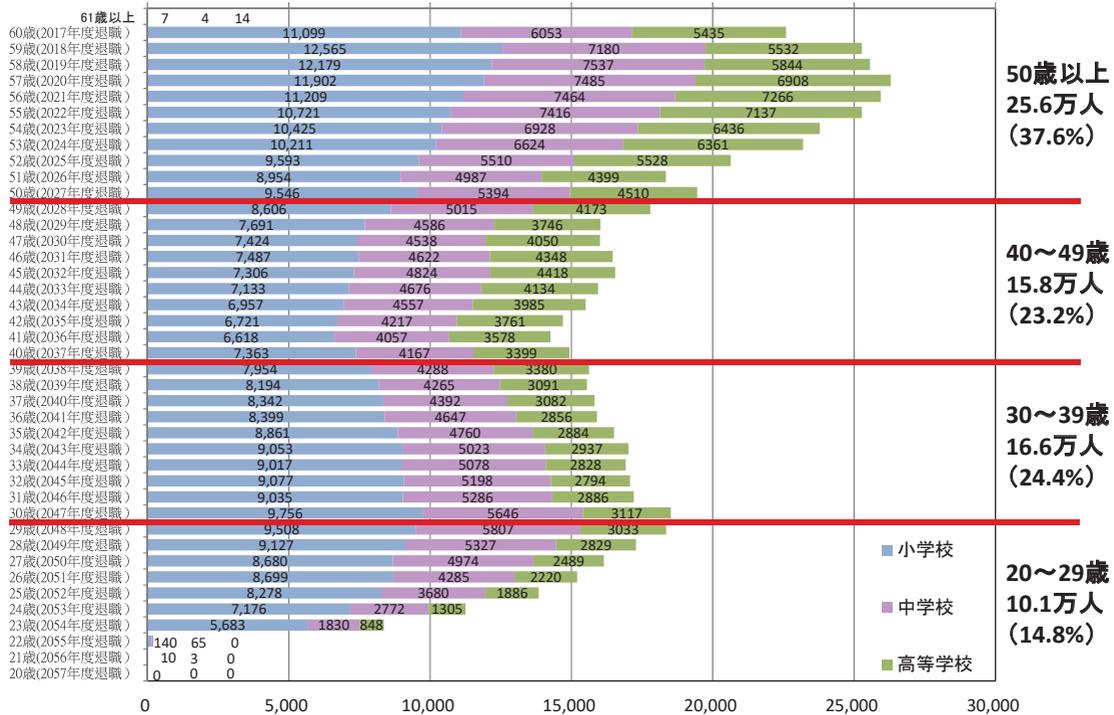
14

平成25年から荒れ始めた小学生 小学校の暴力行為は高校の2倍 (1,000人当たりの暴力行為発生件数)



ベテラン教師の大量退職・新卒大量採用時代

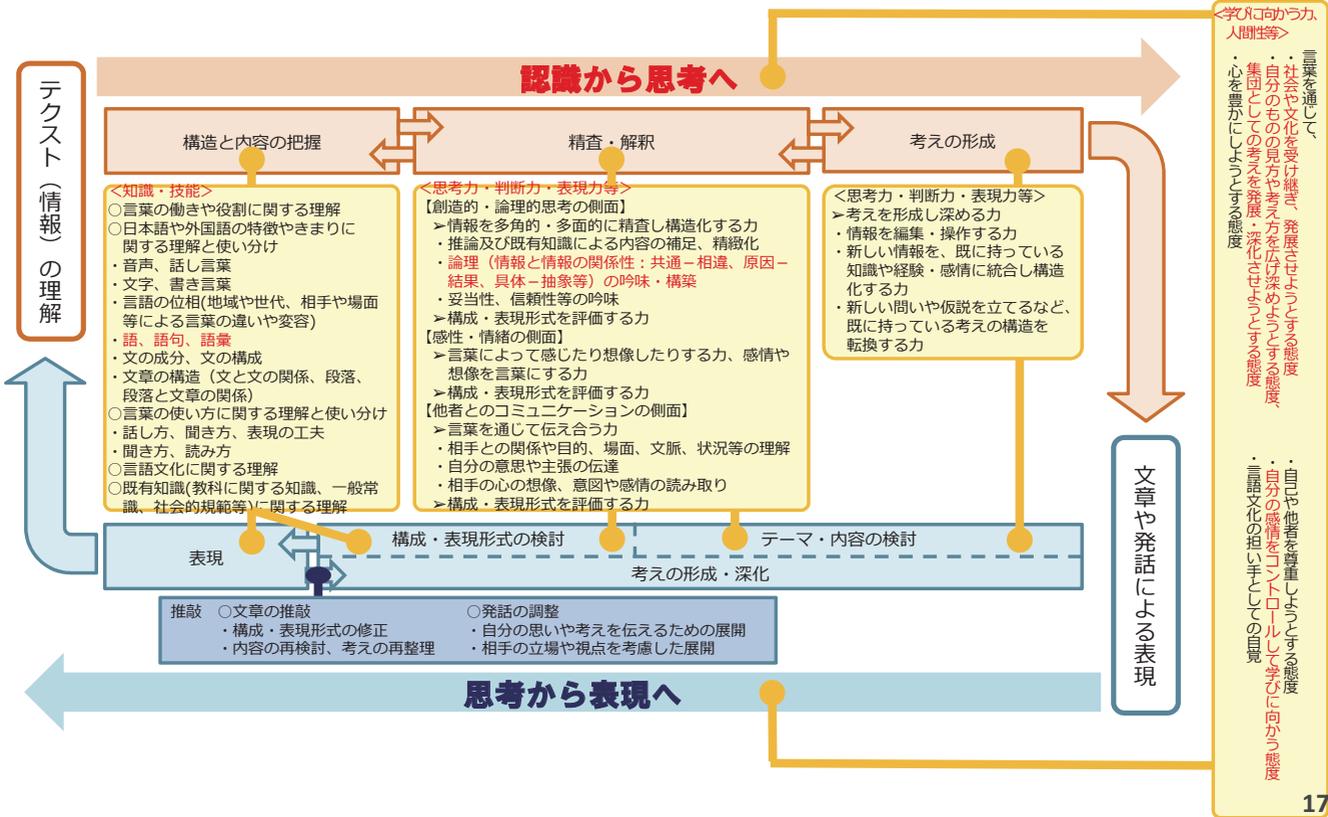
公立学校年齢別教員数(平成29年度)



【小学校】 336,706人 42.6歳 【中学校】 195,167人 43.4歳 【高校】 149,427人 45.5歳 【合計】 681,300人 43.4歳

※平成29年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。)) 文部科学省調べ
※年齢は、平成29年度末時点

言語能力を構成する資質・能力が働く過程のイメージ



学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」

新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定。
 義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要。

総則
小学校学習指導要領
第1章 総則
第3節 教育課程の実施と学習評価
1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
 特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等
小学校学習指導要領
第2章 各教科
第2節 社会
第3節 指導計画の作成と内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決へを見通しをもつこと、社会的な事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

中学校学習指導要領
第2章 各教科
第4節 理科
第3節 指導計画の作成と内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

各教科等の特質に応じた見方・考え方のイメージ（中学校の例）

※平成28年8月26日 審議のまとめ 別紙1 <抄>

言葉による見方・考え方	自分の思いや考えを深めるため、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉え、その関係性を問い直して意味付けること。
社会的事象の地理的な見方・考え方	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。
社会的事象の歴史的な見方・考え方	社会的事象を、時期、推移などに注目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに注目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。
技術の見方・考え方	生活や社会における事象を、技術との関わり方の視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。
生活の営みに係る見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。
道徳科における見方・考え方	様々な事象を道徳的諸価値をもとに自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、自己の人間としての生き方について考えること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者としての見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること。

19

- 歴史であれば、事象を因果関係で捉えたり、相互作用で捉えたり、比較で捉えたりして思考すること。平成30年（2018年）の高等学校学習指導要領の改訂で、高校において「歴史総合」という新しい共通必修教科目が設けられた。高校において、日本史・世界史の枠組みを取り払って近現代の歴史を学ぶことになり、その大きな特徴は、近現代の歴史を「近代化」「大衆化」「グローバル化」という三つの転換点に着目して見ていくこと。

- 今までの歴史教育は、昭和20年（1945年）8月15日の終戦で我が国はガラッと変わったといった「八月革命説」のような見方が基本。しかし、歴史の転換点である「大衆化」に着目した場合、筒井清忠先生（帝京大学教授）や井上寿一先生（学習院大学長）が指摘しているように、大正デモクラシーから戦争への道、終戦から戦後の復興、高度経済成長という流れが全部「大衆化」という同じ文脈で見えてくるということも浮かび上がってくる。

- 今までは、大正デモクラシーは○、戦争への道は×だと覚えておけばよかったが、そういう単純な話ではなくて、大正デモクラシーを称揚したのも国民だが、戦争への道を歩んだのも同じ国民で、しかも、普通選挙になったにもかかわらず（あるいはなったからこそ）、軍人だけでなく、政治家も官僚もメディアも、そして国民自身も戦争への道に歩いていったというのはなぜだろうと昨今のポピュリズムの観点から自分事として近現代史を学ぶということが、今回のカリキュラム構成の大きなポイント。

※ 「大正自由教育」から国民学校へ（長野県・小林八十吉）

- このような学びにおいて、歴史的な事象を因果関係で捉えたり、相互作用で捉えたり、比較の視点で捉えたりして思考するという「社会的事象の歴史的な見方・考え方」は重要な道具立て。未知の状況に立ち至ったときに歴史から学ぶ上で生涯にわたる社会生活上の武器として大きな役割を果たすもの。

20

I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実



- 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—
 - ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実） …… +3,201人
※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のチームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に見直した上で（▲2,000人）、小学校高学年における教科担任制を含む専科指導の積極的取組への支援（+2,201人）
 - ▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応 …… +100人
 - 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—
 - ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） …… +20人
 - ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 …… +20人
- ※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+3,726人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置を支援 …… 32億円【8,000人(+300人)】
- スクール・サポート・スタッフの配置を支援 …… 19億円【4,600人(+1,000人)】
※ 学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応等、教師の業務をサポート
- 中学校における部活動指導員の配置を支援 …… 11億円【10,200人(+1,200人)】
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実 …… 67億円
【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置を支援 …… 2億円【3,100校】

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、優良事例の展開 …… 0.3億円
- スクールガード・リーダーの助言に基づき、地域ぐるみで見守り活動を行う体制を整備 …… 3.4億円
- 学校と地域それぞれの適切な役割分担を検討するため、地域と学校の連携・協働体制を構築 …… 67億円

学習指導要領を「使いこなす」こと

(1) 小学校において、児童の多くが十分な語彙力がなく、その確実な習得や語彙を表現に活かして考える学びの充実のためには国語の授業時数だけでは足りないため、国語の一部と総合的な学習の時間を統合した独自の教科「語彙科」を創設すること。

「教育課程特例校」（学校教育法施行規則第55条の2）

教科「日本語」：世田谷区、鳥栖市 「市民科」：品川区

(2) 中学校の社会（歴史的分野）について、今なぜこのような時代を生きているかを生徒に深く考えさせることを目的として、まず現代について扱い、現代から時代をさかのぼって歴史を指導すること。

(3) 小学校の計算力や漢字、読解力の習得について、市区町村における教材の統一と指導方法の研修を通じ、手段である指導方法が目ざす目的などの趣旨や指導方法の意味などについての認識を共有しながら、市区町村内のそれぞれの教室で同じ教材を使って指導の足並みを揃えて指導すること。中学校の数学において、AIを活用した学習ソフトを活用して個々の子供たちの習得の状況に応じた個別性の高い学びを行いつつ、探究学習を充実させること。

福岡県飯塚市・田川市 陰山英男先生
 千代田区立麹町中学校 工藤勇一校長

- (4) 小学校において、3年生から6年生にかけて社会や理科、図画工作、体育、音楽、家庭科などについては教科担任制を導入するとともに、学級担任も複数担当として教育を充実させ小学校の学級担任も学期中に年休が取得できるように工夫すること。中学校において、宿題や固定した学級担任、中間テスト・期末テストを廃止したり、生徒の話し合いの結果体育祭の「クラス対抗」を廃止したりすること。

横浜市立北山田小学校 板倉千鶴校長

千代田区立麴町中学校 工藤勇一校長

- (5) 小・中学校において、義務標準法の学級編制とは別に、知識の習得・活用・探究といった授業内容によって、少人数の編制としたり、学年や学校を越えた大人数で授業したりと教育内容に応じて学習集団を編成すること。

宮崎県五ヶ瀬町「G授業」 日渡円教育長（現・大津市教育委員会教育長）

- (6) 中学校のなかに不登校生徒のための「居場所」、「常駐の教師」、「その生徒にあったカリキュラム」を備えた「校内フリースクール」を設けること。

横浜市立中川西中学校 平川理恵校長（現・広島県教育委員会教育長）

25

(4) 今後の課題 –義務教育の構造改革と高校・大学の一体的改革–

学校における働き方改革（小学校：月59時間、中学校：月81時間）

= 教師でなければできないことに全力投球できる学校環境の確立

- ☑ 上限ガイドライン（月45時間、年360時間）

→ ガイドラインを「指針」に格上げ（給特法改正）

- ☑ 学校・教師の業務の適正化、教師間の業務量の偏りをなくし校内の業務の平準化
- ☑ 教職員定数の改善、部活動指導員・スクールサポートスタッフの充実などの条件整備
- ☑ 休日の「まとめどり」の推進

→ 一年単位の変形労働時間の活用を可能に（給特法改正）

- ☑ 改革サイクルの確立

→ 3年後の勤務実態調査→教師の職務環境についての法制的な枠組みの見直し

学校の働き方改革プロモーション動画
(Youtube MEXT channel)



- ☑ 学校が行うべき業務なのか。
(登下校時の対応、学校徴収金の徴収・管理等)
- ☑ 教師が行うべき業務なのか。
(調査等への回答、部活動指導員等の活用)
- ☑ 教師の職務だが他のスタッフとの協働で効率化できないか。
(スクールカウンセラー等との協働)

26

義務教育の構造改革（中央教育審議会に対する諮問事項（平成31年4月））

教師が誇りをもって専門職としての使命に全力投球できるようにするためには、抜本的な制度改革が不可欠

子供たちや学校を取り巻く社会的環境の激変は、我々の予測を越えた規模とスピード

- ◆情報環境や家庭環境が変化し、大人自身が本来ツールである情報端末に振り回されているなか、子供たちの語彙や読解力にばらつきや、小学生の暴力行為の急増などの現象。
- ◆あらゆる職業での人手不足の状況下における、公立学校の大量退職・新卒大量採用により、特に小学校教員採用試験の倍率が著しく低下。
- ◆さらに以下のような指摘も。
 - ・小学校高学年の児童の心身の発達や指導内容の高度化により、1人の学級担任がすべてを受け持つことが困難ではないか。
 - ・少子化と過疎化による「少人数学校」は、児童生徒が切磋琢磨し協働する環境として適切か。

高い成果を上げている我が国の学校教育を持続可能にするため、以下の事柄について、検討を行う必要。

- 小学校低・中学年における語彙や読解力などの確実な習得のための**教育課程の重点化**
- 定数改善に加え、自治体や小・中学校を越えた教職員配置の流動化による**小学校高学年の教科担任制の本格的導入**
- 教科の本質に根差した教職の専門性の再構築と多様な経験や職歴を持つ**適任者を広く教育界内外から確保するための仕組みの確立**

等

教育制度の根幹である、**教職員配置、教育課程、免許制度を一体的に見直す必要。**

27

高校・大学の一体的改革 –義務教育修了段階の子ども達の学習成果–

OECD・PISAショック（2003、06年）を受け、子ども達の学習時間は増加
PISA調査・レベル5以上の層は厚い ⇔ 他方、レベル1未満の割合も相対的に高い

PISA2015におけるレベル5以上の生徒の国際比較（合田推計）

【読解力】

順位	国名	人数(人)	比率	平均得点順位
1位	アメリカ	382084	9.6%	20位
2位	日本	124047	10.8%	6位
3位	フランス	93742	12.5%	16位
4位	ドイツ	88507	11.6%	9位
5位	韓国	78282	12.7%	5位
	OECD平均		8.3%	

【数学的リテラシー】

順位	国名	人数(人)	比率	平均得点順位
1位	アメリカ	234823	5.9%	31位
2位	日本	233162	20.3%	1位
3位	韓国	128826	20.9%	2位
4位	ドイツ	99189	13.0%	11位
5位	フランス	85492	11.4%	19位
	OECD平均		10.7%	

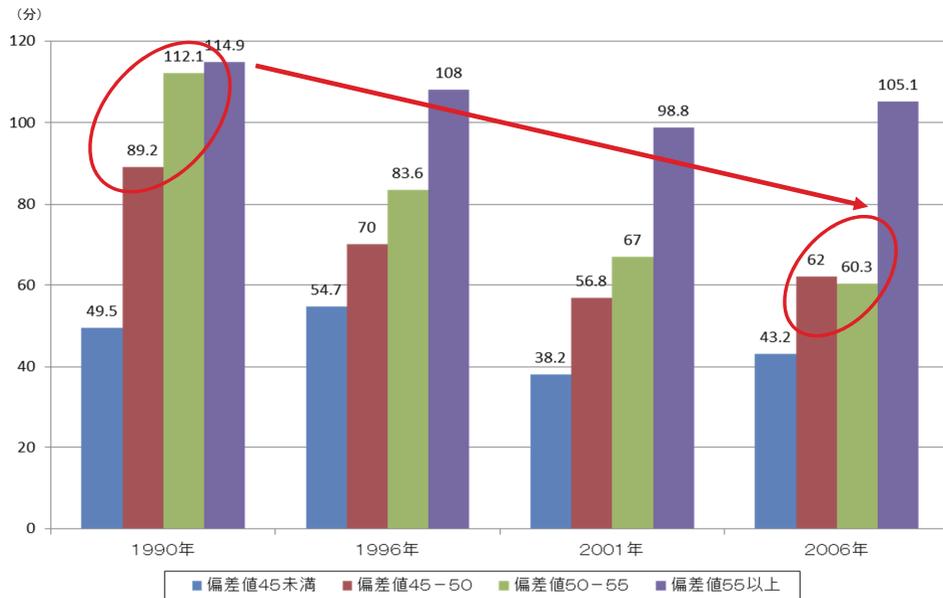
【科学的リテラシー】

順位	国名	人数(人)	比率	平均得点順位
1位	アメリカ	338304	8.5%	19位
2位	日本	175733	15.3%	1位
3位	ドイツ	80877	10.6%	10位
4位	イギリス	78797	10.9%	9位
5位	韓国	65337	10.6%	5位
	OECD平均		7.8%	

※OECD加盟34ヶ国中上位5ヶ国比較
当該年齢推定人口×レベル5以上の生徒の割合

28

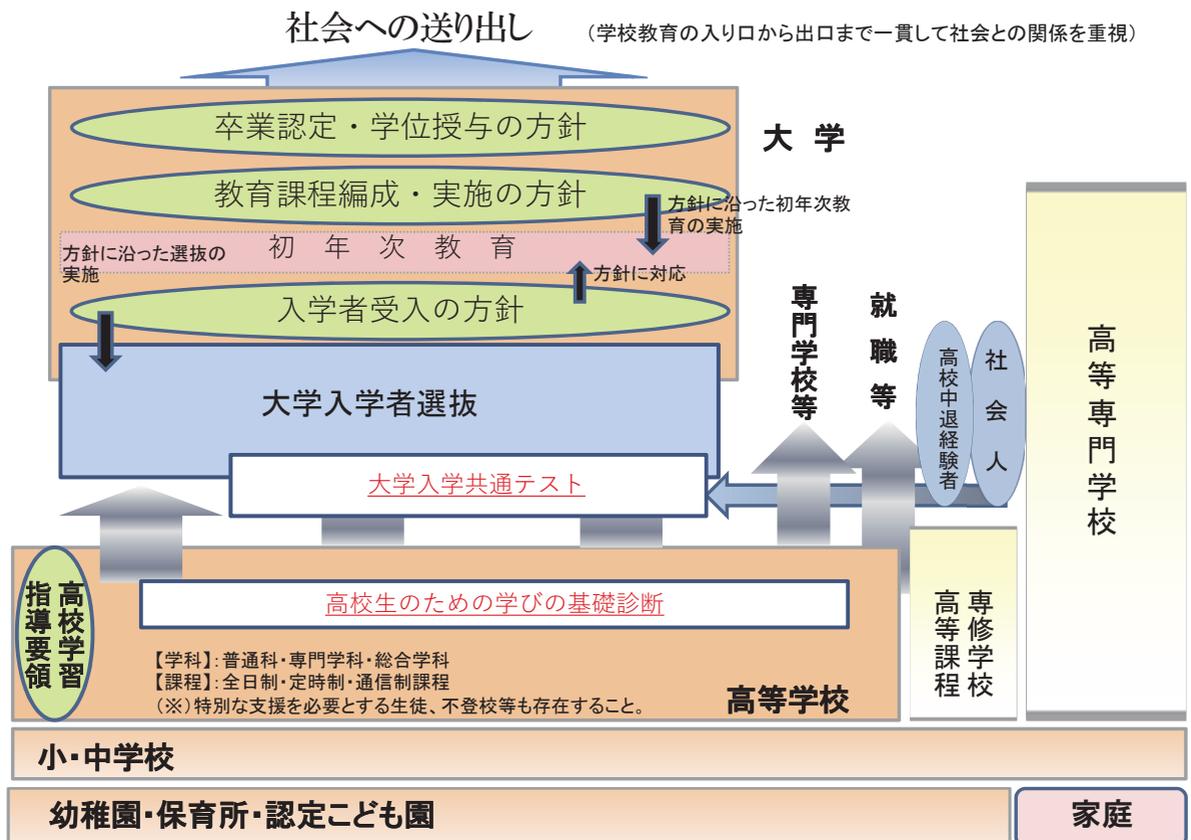
高校生の学校外における平日の学習時間の推移



(注) 学習時間には、学習塾や予備校、家庭教師との学習時間を含む。

(出典) Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

初等中等教育から大学教育までの一貫した接続イメージ（高大接続改革の全体像）



新時代に対応した高等学校改革

- (1) AIは数式（数学）であり、そのエンジニアには物理学が求められるなど、STEAM教育（理数、アート）の重要性が増しているなか、我が国において高校から大学にかけて文系・理系に分かれているという**文理分断を脱却**することの重視。「**ホワイトカラー養成コース**」の**少ない学生の高校2年以降理数科目をほとんど履修していない**という学びは、未来社会においてリスクの高い学び。入試で数学を課すという早稲田大学政治経済学部の英断もこのような文脈でより深く理解。高校における文理分断の脱却は普通科高校の在り方を大きく変えるものであり、当然、大学入試や学士課程の専攻分野のポートフォリオなど大学の在り方を問うことに。
- (2) 長野県飯田市では牧野光朗市長の強いリーダーシップのもと、長野県飯田OIDE長姫高校、松本大学、飯田市の三者によるパートナーシップ協定を締結し、地域人教育を通じて地域の良さを学んだり、コミュニティを支える意欲や能力を育てたりすることに取り組む。高校生になったら地元や地域と切り離されるのではなく、**地方創生の核として、生徒が「やりたいこと」を見つけられる高校への転換**も重要であり、文部科学省としても「地域科」の創設などの手段も含めて横展開を支援。この文脈においても大学をはじめとした地域の高等教育機関は、どのような役割を担うのかが問われている。

31

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額（案） 2,318億円
 公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円
 （文部科学省所管）

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現**させる。

事業概要

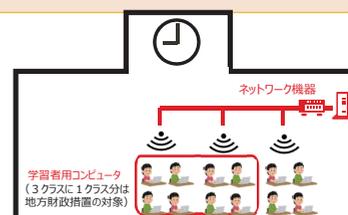
- (1) 校内通信ネットワークの整備
 - 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
 加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**
- (2) 児童生徒1人1台端末の整備
 - 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

- (1) **公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請
- (2) **公立** 交付先：民間団体（執行団体）
 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：定額（4.5万円）
 ※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）
- 国立** 補助対象：国立大学法人、（独）国立高等専門学校機構
 補助割合：定額
- 国立** 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額（4.5万円）

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、**地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画**



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

初等中等教育（義務教育から高校教育）の構造改革（未定稿・合田私的メモ）

大学

企業・研究機関

教育関係NPO

文部科学省

医療機関

福祉部局

○学習指導要領の指導内容ナンバリングと子供たちのスタディログ（生活と学び）により、

- ☑ 教師の経験知と科学的視点とを掛け合わせ、子供の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）を早期に発見し、外国人児童生徒等を含めたすべての子供たちが安心して学べ、基礎的学力を確実に身に付けることができるようにケアする（**誰一人取り残さない教育**）とともに、特異な資質・能力を見出し、大学や研究機関などでの学びの機会につなげる仕組み（**特異な能力を持つすべての子供に公正にチャンスを提供する教育**）を確立
- ☑ 各学校が客観的なデータに基づいて、校務の効率化を進めつつ、ヒト・モノ・カネ・時間といったリソースを再配分できる自律性を確立
- ☑ STEAMライブラリー（大学や企業・研究機関などの研究開発の素材、動画等の集約・共有化）など、良質な授業のためのコンテンツの提供
- ☑ 教育ビッグデータを活用した新しい社会的価値の創造（データとアルゴリズムの透明性と正当な利用のための共有が課題）

一人一台の情報端末の実現

高速・大容量ネットワーク

教育ビッグデータ

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高等学校

- ✓ すべての子供が基礎・基本（語彙、読解力、数的処理）を確実に習得できるための学びの個別化

力の習得確認
読解力など基礎学力

- ✓ 基礎・基本を押さえながら、本人の関心などを踏まえた探究活動のための学びの個別化
- ✓ 「校内フリースクール」などの多様な子供たちを支援する体制。

小学校高学年から中学校にかけて子供達が集団のなかで切磋琢磨しながら学びを深められる**教職員配置の充実**

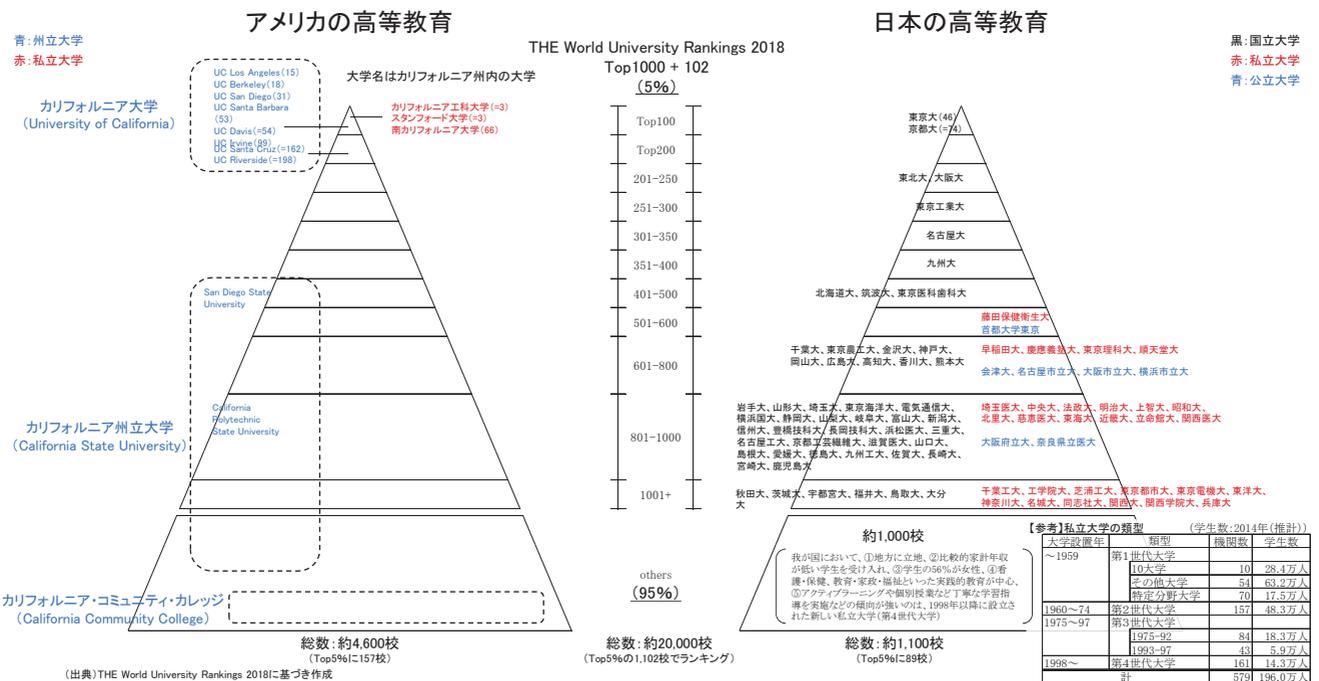
- ✓ 普通科の類型化と文理分断からの脱却
- ✓ 高校におけるスクールポリシーの明確化
- ✓ 社会の構造的変化に対応するための専門学科の活性化
- ✓ 実社会の課題解決等を通じた探究的な学びの実現

教育課程編成の弾力化 ①教育課程の特例制度を抜本的に改善し、合科的指導も含む多様なカリキュラムを推進し、②ICTの整備を進め先端技術の活用（AIドリル、CBTを含む）により教育の質の改善が進んでいる学校には、各教科等（道徳等の一部を除く）の標準授業時数を弾力的に運用できるよう制度を改善。

教員免許制度の抜本改革 ①義務教育9年間を見通した免許制度、②教育界外の適任者の獲得、③免許更新制度の実質化

33

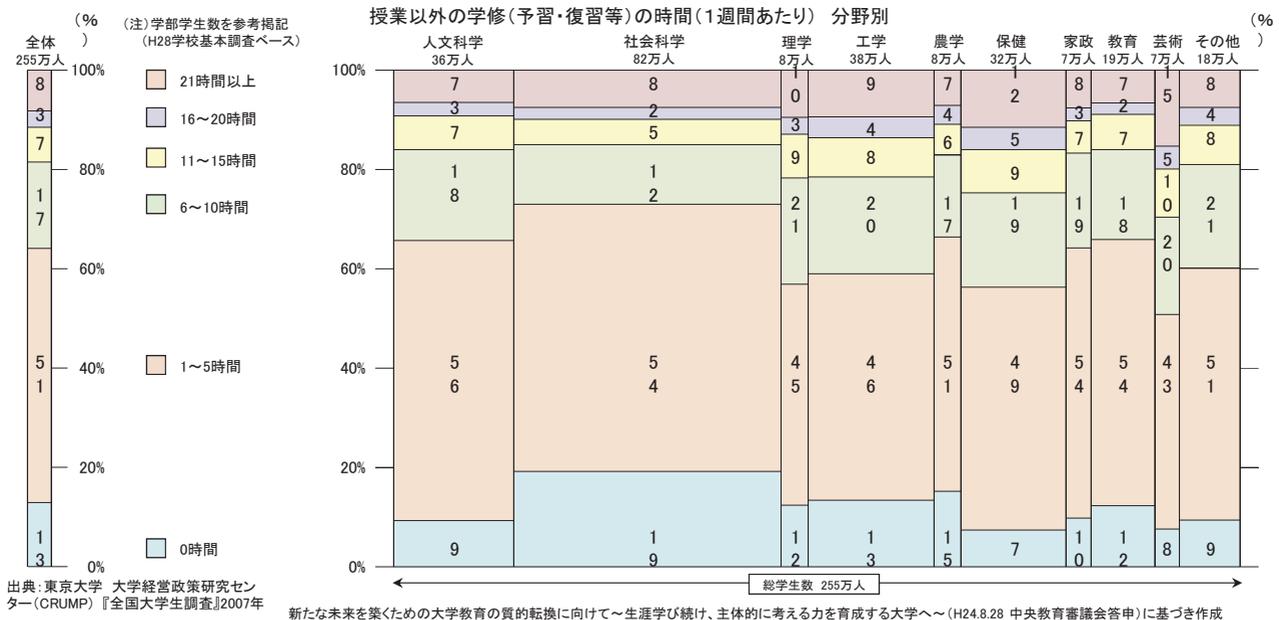
日米の高等教育の構造（イメージ）



34

我が国の学生の学修動向

○ 我が国の大学生が授業以外の予習・復習等に充てる時間は、理学・保健・芸術分野は相対的に長い一方、社会科学分野は相対的に短い（0時間の者が2割）。



二つの「未来像」の相克を越えて

(時事通信社「内外教育」平成30年12月11日)

今世界においては、**二つの未来像の相克**が生じているのではないだろうか。一つは、人工知能の飛躍的進化やSociety5.0の到来といった社会の構造的変化は、資本の有無や年齢・居住地などにかかわらず、**新しいアイデアを持つあらゆる人に可能性の扉を開け、クリエイティブに価値創出ができる時代**を出現させるという見方。もう一つは、**魅力的なアイデアを生み出すことができる数%を除いた大多数の市民は、資本主義の変容のなかで、職や尊厳ある生活が奪われる**との予測や不安。後者は、ベーシックインカムといった社会的公正を確保するための仕組みが必要との考え方につながる一方で、世界を席卷するポピュリズムの背景の一つにもなっている。

八〇年前、大衆化とブロック経済という国内外の構造的変化とそれに基づく国民的不安は「新体制運動」や「近代の超克」といった政治や思潮のうねりを生んだ。閉塞状態を打開するために「バスに乗り遅れるな」というスローガンが説得力を持つ歴史の一コマは、**学校を含む従来の社会システムを「オワコン」(終わったコンテンツ)と切り捨てる今の風潮**と何ら拮据するところはない。

あらゆる問題について、これですべて解決という特効薬はない。複雑な課題を丁寧に解きほぐして、関係者の納得解を得る地道な努力から逃げるわけにはゆかない。創造性と社会的公正の両立について言えば、**我が国の学校教育は、自分の足で立って自分の頭で考えるために、尊厳ある社会生活の基盤となる力を身につけさせつつ、自らの課題意識に基づいて探究したり創造したりする大事な場としての役割を果たしてきた**。それは、寛容と自制心を持って粘り強く対話を重ねる社会の大事な土台でもある。だからこそ、今求められるのは、オワコンなどと浮き足立つのではなく、**我が国の学校教育のよさを捉え直し、さらに進化させること**であり、そのことが二つの未来像の相克を乗り越えることにつながると思っている。

第4部 社会保障制度

1 はじめに

■高齢者医療・介護保険における財政調整

後期高齢者医療制度・介護保険：現役世代が加入する医療保険者から支援金・納付金を徴収、広域連合や市町村に交付金として交付

前期高齢者（65歳以上75歳未満）に係る医療費：医療保険の保険者間で負担調整

現役世代から高齢者世代への社会的支援であり、世代間連帯の制度化

■本報告の目的¹⁾

高齢者医療制度・介護保険における財政調整の法的仕組みの概観

支援金等の拠出がどのような論理で説明され、どのような世代間連帯に基づくのか（または基づかないのか）の検討

これらの制度が孕む世代間の公平・衡平の問題の検討

2 後期高齢者の医療に係る世代間連帯

(1) 老人保健法（2006改正前のもの）に基づく老人医療費拠出金

(a) 老人医療費拠出金の概要

■老人保健制度の概要

市町村長が、70歳（2002改正後は75歳）以上の高齢者で、医療保険の被保険者または被扶養者である者に対し、医療を実施

費用負担：公費3割（2002年改正後は5割）、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）からの交付金7割（同5割）

支払基金は、医療保険の保険者から医療費拠出金（老人医療費拠出金）を徴収

医療保険の保険者は、拠出金に要する費用を被保険者から保険料として徴収

■老人医療費拠出金の算定方法

1990年度以降 各保険者の加入者（被保険者および被扶養者）数に応じた加入者按分部分100%加入者按分の老人医療費拠出金：各保険者の老人医療費に加入者調整率（全保険者の老人加入率の平均を各保険者の老人加入率で除した率）を乗じて算出

= 保険者間の老人加入率の違いから生じる老人医療費の負担の不均衡の調整

(b) 老人医療費拠出金と世代間連帯

■立法担当者による説明

老人医療費拠出金の性格：高齢者に対する医療給付が市町村長によって肩代わりされることで各医療保険者に受益が生じることを根拠とする、受益者負担

保険者の共同事業 一財源を各医療保険の被保険者から保険料として負担

■学説の理解

立法担当者による受益者負担論への疑問

医療保険に加入する高齢者が老人医療より医療給付を受けるといふ緩やかな形で、老人医療費拠出金の負担と受益の間に対価性を認めれば、受益者負担と理解可能

有償関係の緩やかさ → 拠出の正当性を補強する根拠として「連帯」が必要

■老人拠出金に基づく「連帯」

医療保険の被保険者である高齢者は、自身が加入する医療保険の保険料を納付

= 高齢者自身も、老人医療費拠出金に対して拠出

全ての世代を通じた各医療保険の保険者間の連帯

実質的には、被用者保険の現役世代が国民健康保険の高齢者を支援

制度上は、世代間連帯は明確化されず

意識された負担の公平も、保険者間の負担の公平

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」）に基づく後期高齢者支援金

(a) 後期高齢者支援金の概要

■後期高齢者医療制度の概要

保険者：都道府県単位で設立される広域連合

被保険者：広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者

療養の給付に係る費用：公費5割、後期高齢者交付金4割、後期高齢者の保険料1割

後期高齢者の負担割合を1割にした理由：老人保健制度における負担水準を助案？²⁾

後期高齢者が負担すべき割合（後期高齢者負担率）は、現役世代の人口減少の程度に応じて2年ごとに引上げ（2019年度は11.18%）

支払基金は、現役世代が加入する医療保険の保険者から後期高齢者支援金を徴収

医療保険者は、後期高齢者支援金の費用を、保険料として被保険者から徴収

■後期高齢者支援金の額

制度創設当初：各医療保険の加入者の数に応じた負担（加入者割）

2009年度以降：被用者保険については総報酬額を導入、2017年度より全面総報酬割

²⁾ 社会保障審議会医療保険部会「社会保障審議会医療保険部会における議論の整理」（2005年8月24日）5頁。

- (b) 後期高齢者支援金と世代間連帯
- 立法担当者による説明
 - 後期高齢者の医療費を国民全体で支えあう「社会連帯」の精神
 - 後期高齢者支援金の創設によって医療保険者が老人保健拠出金の負担や後期高齢者に対する医療給付を免れることによる、受益者負担
- 学説による理解
 - 受益者負担という疑問
 - 後期高齢者支援金には、保険者レベルでも被保険者レベルでも受益と負担の対価性が存在しない
 - 負担の根拠は社会連帯に求めざるを得ない
 - 後期高齢者支援金が基づく社会連帯
 - 現役世代（75歳未満の者）から高齢者世代（75歳以上の者）への支援であることが明確
 - 保険者間連帯＝世代間連帯
 - 世代間の負担の公平も明確に意識
 - 現役世代と高齢者世代の負担割合の明確化、高齢化に応じた後期高齢者負担率の引上げ
- 3 前期高齢者の医療に係る世代間連帯
 - (1) 退職者医療制度（2006年改正により廃止）
 - 退職者医療制度の仕組み
 - 対象者：国民健康保険の被保険者で、被用者年金保険法による年金給付の受給資格を有し、かつ一定の被保険者期間を有する者（退職被保険者）、およびその被扶養者
 - 医療費の負担：退職被保険者等が負担する保険料、支払基金からの療養給付費等交付金
 - 支払基金は、被用者保険の保険者から療養給付費等拠出金を徴収
 - 各保険者は、総報酬割で拠出金を負担、その費用を被保険者から保険料として徴収
 - 退職者医療制度における連帯
 - 退職者医療制度の対象者は国民健康保険の被保険者
 - 被用者保険の保険者・被保険者によって、療養給付費等拠出金は対価性のない負担
 - 療養給付費拠出金の根拠：被用者保険の現役世代と退職者の間の連帯
 - 退職前の現役世代と、退職後75歳未満の高齢者世代との間で、世代間連帯が存在
 - 被用者保険と国民健康保険の保険者間連帯であると同時に、被用者集団内での世代間連帯
 - (2) 高齢者医療確保法による負担調整
 - 前期高齢者に係る医療費の負担調整の仕組み
 - 支払基金が、医療保険の各保険者の間で前期高齢者の加入率に係る負担の不均衡を調整するため、前期高齢者交付金を交付
 - 支払基金は、保険者から前期高齢者納付金を徴収
 - 保険者は、納付金の費用を保険料として被保険者から徴収

- 交付金・納付金の額の算定方法
 - 各保険者の前期高齢者に係る給付費等の額を基に、前期高齢者加入率が全国平均であるものとみなして算定された額（調整対象基準額）を、いずれの保険者も負担することとして算定（加入者割）
 - 調整対象基準額＜加入者に係る給付費等の額：差額を交付金として受領
 - 調整対象基準額＞加入者に係る給付費等の額：差額を納付金として納付
- 前期高齢者納付金の根拠
 - 立法担当者：老人医療費拠出金と同様の考え
 - しかし、前期高齢者納付金は、前期高齢者の加入率が全国平均を下回る保険者から全国平均を上回る保険者への一方的な資金移転 → 納付した保険者にとって対価性はない
 - 学説：負担根拠を社会連帯または国民連帯に求める
 - 前期高齢者支援金が基づく社会連帯
 - 保険料の負担者は74歳以下のすべての医療保険の被保険者
 - 交付金は、交付金を受け取る保険者に加える前期高齢者の医療費に広く充当
 - 制度上は、74歳以下の全ての者が負担者となりうる、保険者間連帯の仕組み
 - 意識される負担の公平も、世代間ではなく保険者間の公平
 - 世代間連帯は曖昧に
- 4 介護保険における世代間連帯
 - (1) 介護納付金の概要
 - 介護保険の保険給付に要する費用の負担
 - 保険料50%、公費50%
 - 第2号被保険者が負担すべき割合（第2号被保険者負担率）：全国の被保険者数に対する第2号被保険者数の割合の2分の1を基準として、3年ごとに政令で定める（2018-2020年度は27%）
 - 理論的には、被保険者1人当たりの保険料負担は第1号被保険者と第2号被保険者とで同一水準
 - 第2号被保険者の負担分の徴収の仕組み
 - 支払基金が医療保険の保険者から介護給付費・地域支援事業支援助納付金（介護納付金）を徴収し、介護給付費交付金として市町村に交付
 - 医療保険の保険者は、介護納付金に充てるため、第2号被保険者から介護保険料を徴収
 - 介護納付金の負担の分配
 - 従来：各医療保険者に加入する第2号被保険者の数に応じて負担（加入者割）
 - 2017年改正：被用者保険の保険者間では総報酬割を導入、2020年度から全面移行予定
 - (2) 介護納付金を通じた連帯の意味
 - 医療保険者が介護納付金を納付する根拠
 - 立法担当：医療サービスの一部が介護保険の給付対象となることにより医療保険者が費用負担を免れることによる、受益者負担
 - 学説：受益者負担という説明は説得力が弱い。介護保険料の徴収代行という理解が有力

■介護納付金に基づく連帯

第2号被保険者が負担する介護保険料には対価性が一応存在。しかし、第2号被保険者が介護保険給付を受けられるのは、加齢を原因とする特定疾病により要介護・要支援状態になった場合のみ³

→第2号被保険者は自身の受益の可能性に見合わない保険料を負担

立法担当者の説明：

- 世代間連帯の創設により医療保険料が軽減される
- 介護の社会化により第2号被保険者自身の介護負担が軽減される
- 世代間連帯の観点から高齢者のための負担に社会的コンセンサスが得られる

学説：介護の社会化による受益と、現役世代（ここでは40歳以上65歳未満の者）と高齢者世代（65歳以上の者）の世代間連帯が根拠

5 むすびにかえて

■世代間連帯の具体的様相は様々

共通する要素：現役世代にとっても受益の可能性がない（または極端に弱い）負担を正当化するための根拠として、世代間連帯や社会連帯の理念が用いられる

■後期高齢者医療制度・介護保険における世代間連帯と衡平

世代間連帯の明確化 → 世代間の負担の公平にも配慮（後期高齢者負担率や第2号被保険者負担率）ただし、現在の負担割合を前提として世代間の負担のバランスを維持するもの

→ 前提とされる負担割合が適切であるかが問題に（特に後期高齢者負担率）

世代間の負担の衡平が取れていることが、世代間連帯に基づき負担を現役世代に納得させるために必要な前提ではないか

■保険者間の財政調整の限界

後期高齢者医療制度における世代間連帯：保険集団の枠を超える連帯

健康保険組合の被保険者が支払う保険料の約4割が、高齢者への支援に充た⁴

社会保険の基礎は保険集団内での連帯

保険者間連帯たる世代間連帯を根拠に、高齢者世代への支援金等の財源を保険料として徴収することが、どこまで許容されるのか？

学説：少子高齢化により生じる構造的な問題に保険者間の財政調整で対応することの限界への指摘も

³ 平成29年度の第2号被保険者分の保険給付（介護給付・予防給付）の給付費は約1597億円であり、総給付費（約8兆8868億円）の2%に満たない。厚生労働省「平成29年度介護保険事業状況報告（年報）報告書の概要」（2019年8月24日）15頁、18頁。

⁴ 健康保険組合では、2018年度の一般保険料率の平均が9.210%であるのに対し、そのうち後期高齢者支援金および前期高齢者納付金に充てられる特定保険料率の平均は3.866%であった。健康保険組合連合会「平成30年度健康保険組合決算見込の概要」（2019年9月9日）資料編1頁。

【参考文献】

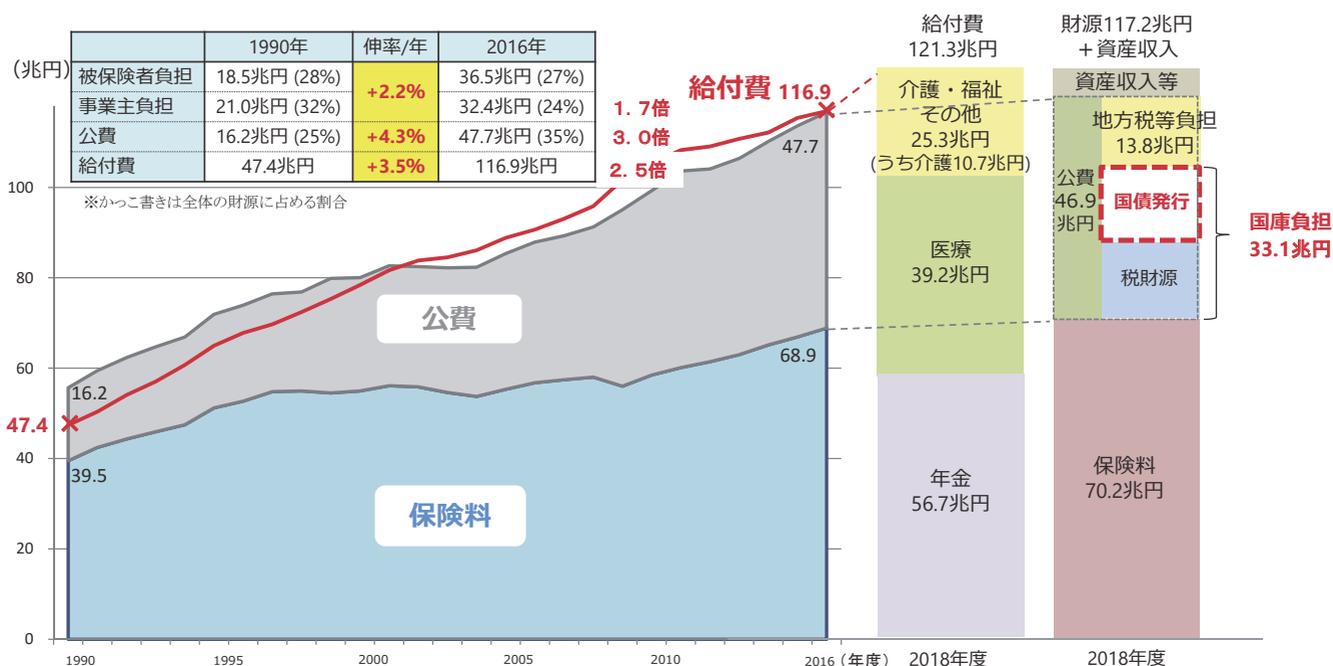
伊奈川秀和『社会保障法における連帯概念－フランスと日本の比較分析』（信山社、2015年）
 碓井光明『社会保障財政法精義』（信山社、2009年）
 柴畑潤『医療保険の構造改革 平成18年改革の軌跡とポイント』（法研、2007年）
 江口隆裕『変質する世界と日本の年金－年金の基本原則から考える』（法律文化社、2008年）
 遠藤浩・神田裕二『介護保険法案の作成をめぐって』法政研究66巻4号（2000年）
 加藤智章『社会保障 核論』（旬報社、2016年）
 菊池馨美『社会保障の現代的意義と将来像』菊池馨美編『社会保障の法原理』（法律文化社、2012年）
 倉田聡『社会保障の構造分析－社会保障における「連帯」のかたち』（北海道大学出版会、2009年）
 国民健康保険中央会『国民健康保険法の解釈と運用』（国民健康保険中央会、2000年）
 台豊『医療保険財政法の研究』（日本評論社、2017年）
 梶修三『社会保障－その現在・将来』（社会保障研究所、2000年）
 梶修三『社会保障の構造転換－国家社会保障から自律社会保障へ』（社会保障研究所、2004年）
 梶修三『介護保険の意味論－制度の本質から介護保険のこれからを考える』（中央法規、2010年）
 土佐和夫『高齢者の医療の確保に関する法律の解説』（法研、2008年）
 西田和弘『高齢者医療制度』日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法第1巻 これからの医療と年金』（法律文化社、2012年）
 新田秀樹『財政調整の根拠と法的性格』社会保障法研究2号（2013年）
 増田雅暢『逐条解説介護保険法（2016改訂版）』（法研、2016年）
 吉原健二編『老人保健法の解説』（中央法規出版、1983年）

令和2年度の社会保障関連予算(案)の概要



令和2年2月
総務省自治財政局調整課
理事官 大田 圭

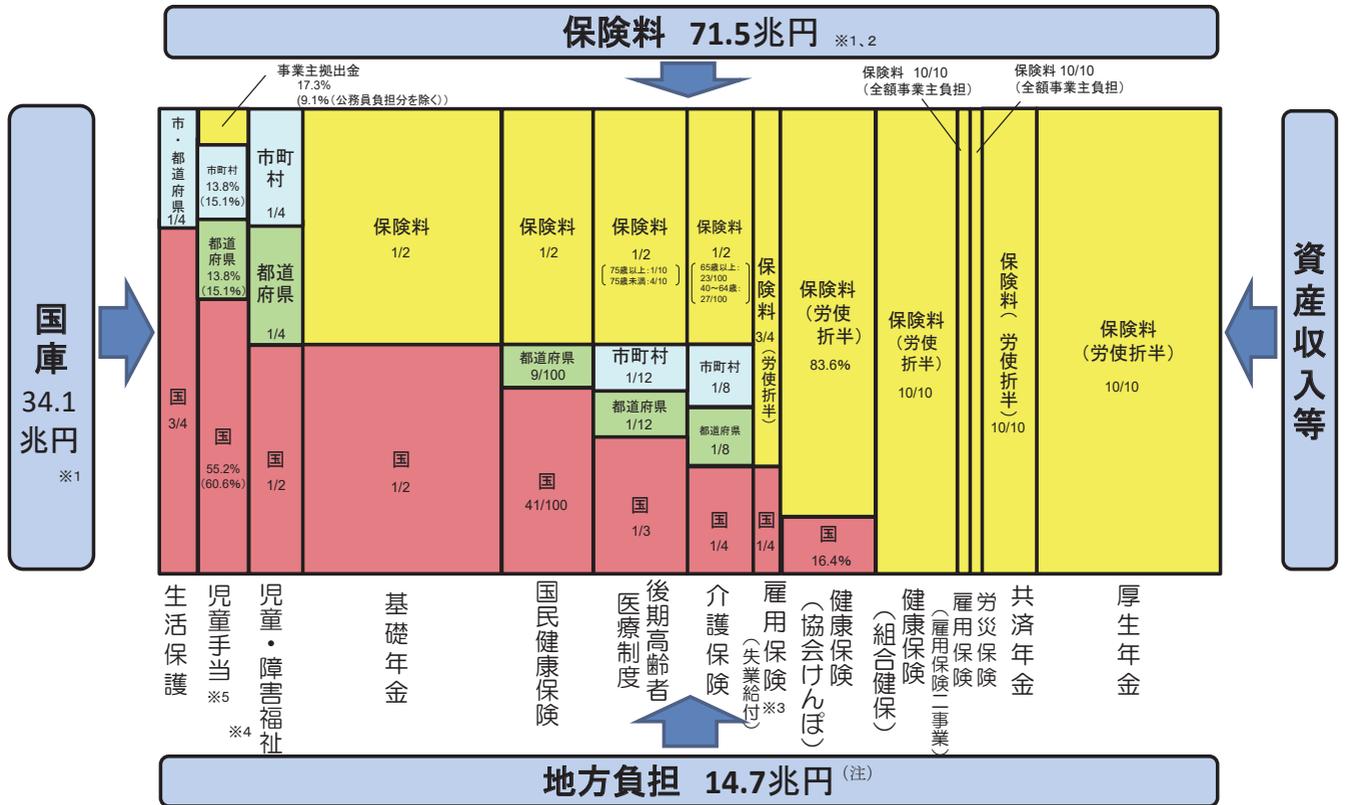
社会保障給付費の増に伴う公費負担の増



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2018年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。

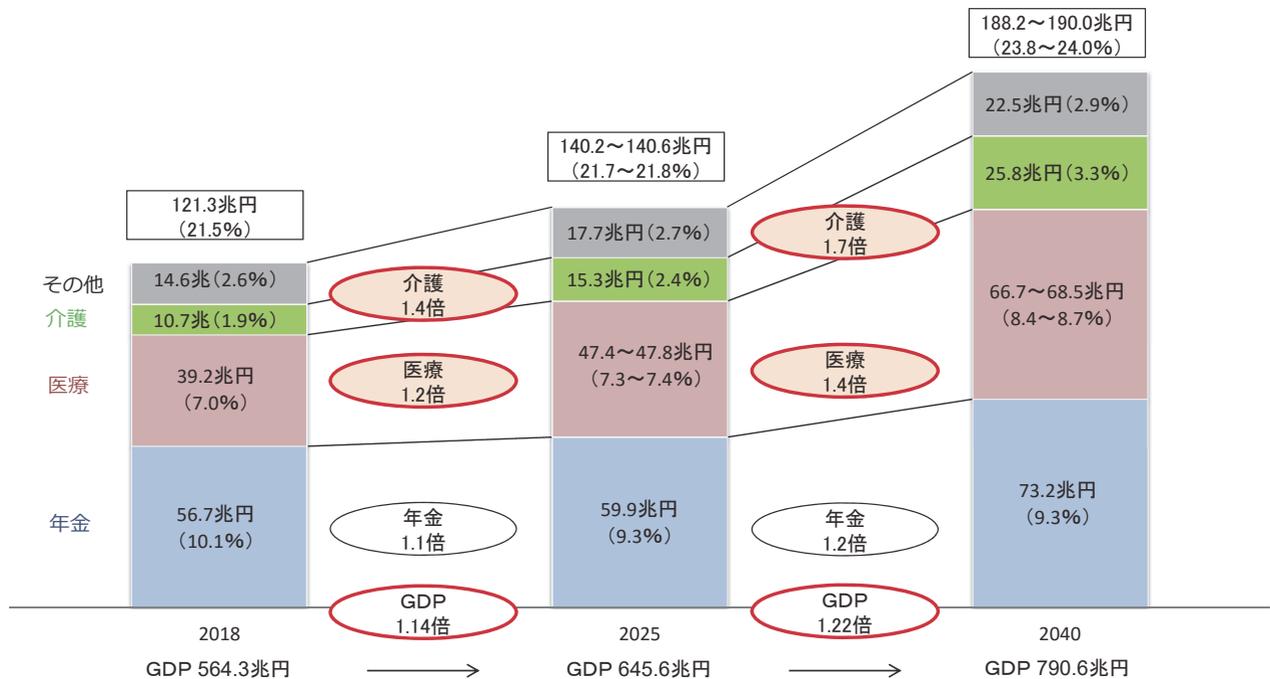
社会保障財源の全体像(イメージ)

厚生労働省作成資料



(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2019年度当初予算ベース。 ※2 保険料は事業主拠出金を含む。 ※3 雇用保険(失業給付)については、2017~2019年度の3年間、国庫負担額(1/4)の10%相当する額を負担。 ※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。 ※5 児童手当については、2019年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

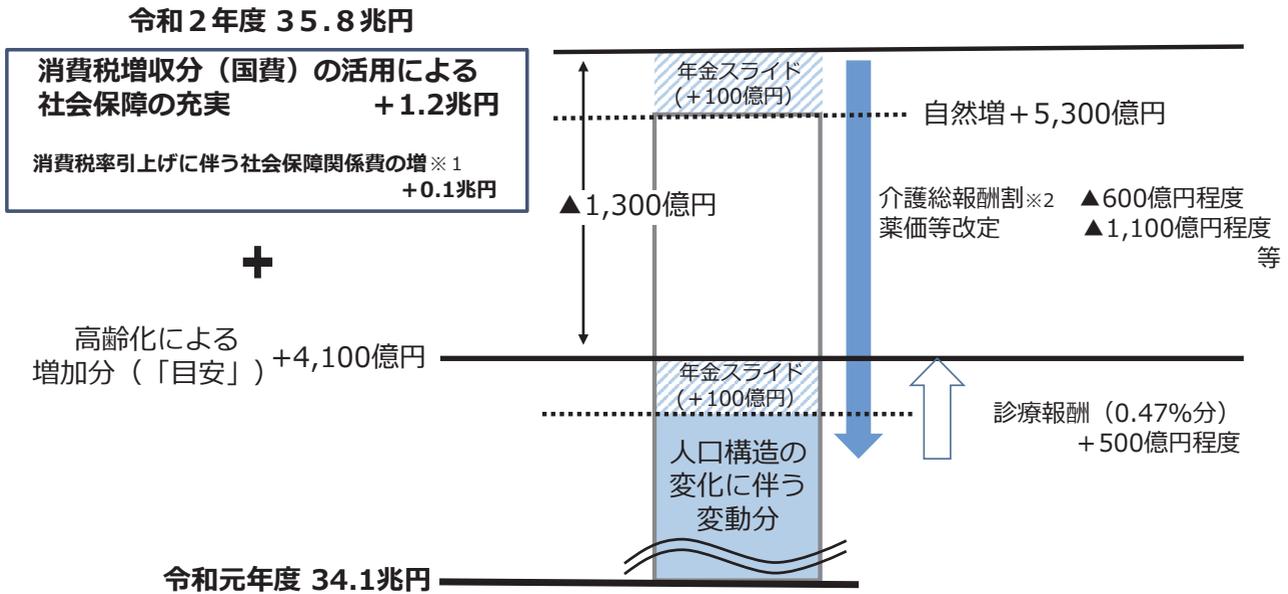
将来の社会保障給付の見通し



(出典)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(2018年5月公表)

令和2年度社会保障予算の全体像

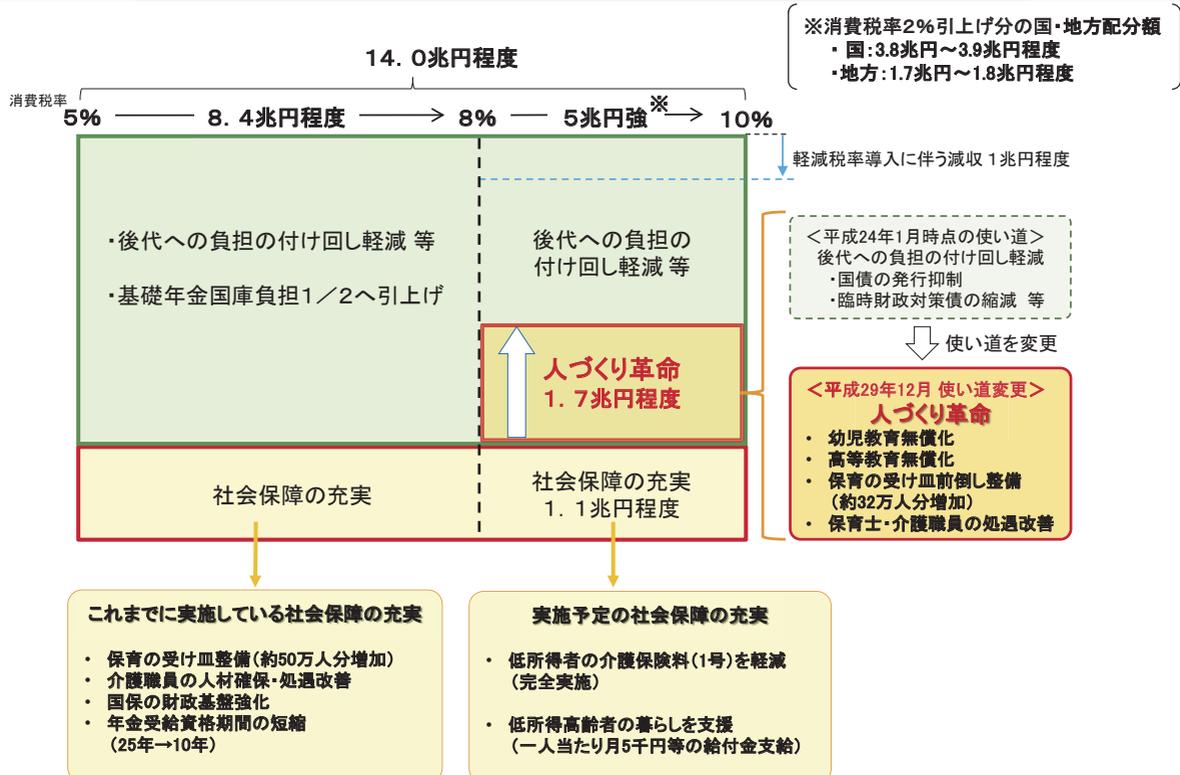
令和2年度の社会保障関係予算は、高齢化による増加分+0.4兆円に加え、消費税増収分を活用した社会保障の充実+1.2兆円等により、35.8兆円^(注3)程度(対前年度+1.7兆円)



(注1) 来年度の年金スライドは+0.2%(+200億円)の見込み。このうち、消費税率上げによる物価影響分+0.1%(+100億円)は消費税増収分(※1)で対応。
 (注2) 介護保険料の総報酬割(※2)は、介護保険の第2号被保険者(40~64歳)の保険料について、保険者が被保険者数に応じて負担してきたが、平成29年度より報酬額に比例して負担する総報酬割に段階的に移行(国保を除く)。令和2年度は、総報酬割分を3/4から全面に拡大。
 (注3) 記載の金額は「臨時・特別の措置」の金額を除いたものであり、「臨時・特別の措置」を含めた場合の令和2年度予算額は、約35.9兆円(令和元年度:34.1兆円)となる。

平成30年12月3日
教育の無償化に関する国と地方の協議②
関係府省提出資料

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



令和2年度の消費税増収分の使途について

令和元年12月20日
第7回社会保障制度改革推進本部資料

《令和2年度消費税増収分の内訳》（公費ベース）

《増収額計：14.1兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.4兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども子育て支援新制度の実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

3.89兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.60兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。
（注2）使途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

6

令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

令和元年12月20日
第7回社会保障制度改革推進本部資料

事項	事業内容	令和2年度 予算案	国分		令和元年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526
	社会的養育の充実	474	237	237	474
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注4) 1,194 (注5) 602	796 425	398 177	1,034 476
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	824 1,196	549 604	275 592	824 1,196
	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
	医療情報化支援基金	768	768	0	300
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・ 保険者努力支援制度等	1,664 (注6) 2,272	832 2,272	832 0	1,664 1,772
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
医療・介護保険 制度の改革	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	900
	介護保険保険者努力支援交付金	(注7) 200	200	0	—
難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4	61
	年金生活者支援給付金の支給	4,908	4,908	0	1,859
合計		27,111	18,282	8,829	21,930

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(2,311兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2,711兆円)の財源を確保。
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。
(注4) 勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度に措置した143億円を含む。
(注5) 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。
(注6) 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、従来の保険者努力支援制度とは別に令和2年度に措置した500億円を含む。
(注7) 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。

7

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施

令和2年度所要額(公費) 6,526億円

- 子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)☆
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業☆
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業☆
- ・病児保育事業☆
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

(☆は子育て安心プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

II. 社会的養育の充実

令和2年度所要額(公費) 474億円

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化等の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

8

勤務医の働き方改革の推進(地域医療介護総合確保基金による新規対応分)

令和元年12月20日
第7回社会保障制度改革推進本部資料
(一部加工)

令和2年度所要額(公費)143億円
※地域医療介護総合確保基金(医療分)1,194億円の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、以下の財政的支援を行う。
⇒**地域医療の確保を目的として都道府県が医療機関向け補助を実施**

地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。

(補助に当たっては客観的要件を設定)

※基金の補助対象は、診療報酬での消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応の対象となる医療機関と重複しないことを予定。



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導などに取り組み、かつ、時短計画を定めるなどを条件に交付する。



医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施

医療機関において医師の労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善のための体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組

支援



補助対象経費

上記の総合的な取組に要する、ICT等機器、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務委員の確保経費等をパッケージとして補助する。

9

現状及び課題

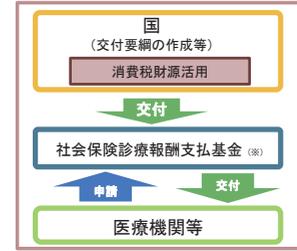
○ 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ・ 当該基金の対象事業として、次の2つを予定している。（令和元年度予算：300億円）
- ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
- ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

【支援スキーム】

- ・ 当該基金は、社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に造成する。
- ・ システム整備を行った医療機関等は、支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備だと判断されれば、その整備費用の一部を医療情報化支援基金の資金によって補助するというスキームになる。



○ 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(デジタル・ガバメント関係会議令和元年6月3日決定)において、「医療情報化支援基金も活用し、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、…また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する」とされた。

今後の方針

○ 令和3(2021)年3月からのオンライン資格確認の運用開始に向けて、具体的な支援内容等について検討を進める。

■ マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール(令和元年9月デジタル・ガバメント関係会議決定)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す



10

国保改革による財政支援の拡充について

令和元年12月20日
第7回社会保障制度改革推進本部資料

○ 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

○ **低所得者対策の強化**
（低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充）

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

○ **財政調整機能の強化**
（精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応）

800億円

○ **保険者努力支援制度**
（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）

840億円
(2019年度、2020年度は910億円)

○ **財政リスクの分散・軽減方策**
（高額医療費への対応）

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入
※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

【参考】 (単位：億円)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
低所得者対策の強化	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	1,700	1,770	1,770
財政安定化基金の造成 <積立総額>	200 <200>	400 <600>	1,100 <1,700>	300 <2,000>	— <2,000>	— <2,000>

※ 保険者努力支援制度については、2020年度は、上記とは別に新規500億円により予防・健康づくりを強力に推進

保険者努力支援制度の抜本的な強化

令和元年12月20日
第7回社会保障制度改革推進本部資料

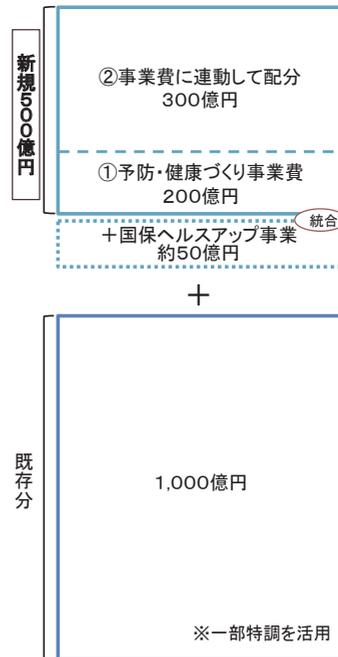
人生100年時代を見据え、保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円(総額550億円)により予防・健康づくりを強力に促進

事業スキーム(右図)

新規500億円について、保険者努力支援制度の中に

- ① 「**事業費**」として交付する部分を設け(200億円。現行の国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は250億円)、
※ 政令改正を行い使途を事業費に制限
 - ② 「**事業費に連動**」して配分する部分(300億円)と合わせて交付
※ 既存の予防・健康づくりに関する評価指標に加え、①の予防・健康づくり事業を拡大する等により、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分
- ⇒ ①と②と相まって、自治体における**予防・健康づくりを抜本的に後押し**(「予防・健康づくり交付金」)

【見直し後の保険者努力支援制度】



事業内容

【都道府県による基盤整備事業】(135億円)

- 国保ヘルスアップ支援事業の拡充(上限額引上げ)
- ◎ 人材の確保・育成事業
- ◎ データ活用の強化

【市町村事業】(115億円)

- 国保ヘルスアップ事業・保健指導事業の拡充(上限額引上げ)
- ◎ 効果的なモデル事業(※都道府県も実施可)

※ ◎は新たに設ける重点事業

12

介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金

厚生労働省作成

令和2年度所要額(令和元年度予算額) : 400億円(200億円)

400億円の内訳
・保険者機能強化推進交付金 : 200億円
・介護保険保険者努力支援交付金 : 200億円(社会保障の充実分)

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、社会保障充実分(介護保険保険者努力支援交付金)による予算規模の抜本的な強化と合わせ、介護予防・健康づくりに資する取組を評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付金を交付する。

※介護保険保険者努力支援交付金については、財源を介護予防等に有効に活用するための枠組みについて検討中。

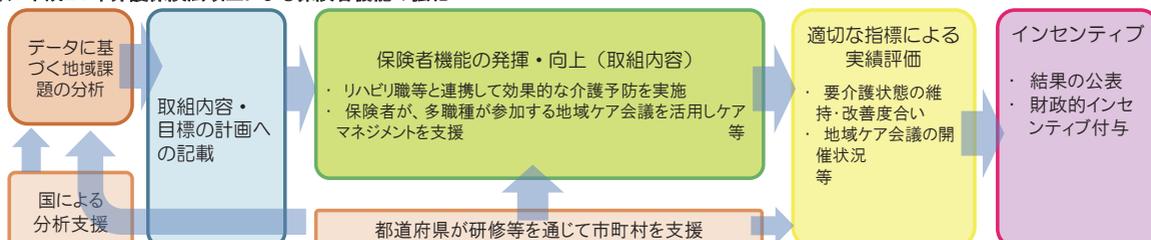
<市町村分>

- 1 配分 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象 市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。)
- 3 活用方法 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要の取組を進めていくことが重要。

<都道府県分>

- 1 配分 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象 都道府県
- 3 活用方法 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業(市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等)の事業費に充当。

<参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



13

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(医療・介護制度改革)

(iii) 保険者機能の強化

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。

法定外繰入等の解消について、国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに、保険者努力支援制度における加減算双方でのインセンティブ措置を導入し、法定外繰入等の一人当たりの額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す。国保の都道府県内保険料水準の統一や収納率の向上など受益と負担の見える化に取り組む都道府県の先進・優良事例について全国展開を図る。高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。**国保の普通調整交付金の配分について、骨太方針2020における取りまとめに向けて、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から引き続き地方団体等と議論を継続する。**

介護の保険者機能強化推進交付金についても、アウトカム指標の割合の計画的引上げ等とともに、介護予防などの取組を重点的に評価するなど配分基準のメリハリの強化や更なる見える化を通じて、保険者へのインセンティブを強化する。また、**第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、地方自治体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、所要の措置を講ずる。**住所地特例制度の適用実態を把握するとともに、高齢者の移住促進の観点も踏まえ、必要な措置を検討する。

新経済・財政再生計画 改革工程表2019 (抄)

(令和元年12月19日 経済財政諮問会議決定)

2-3 医療・福祉サービス改革

	取組事項	実施年度			KPI	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
39	データヘルス改革の推進					
医療・福祉サービス改革	iii 医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進					
	医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。 医療保険の審査支払機関について、審査支払新システムの構築等、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。 《厚生労働省》				○「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目16項目の進捗状況 【各年度時点での十分な進捗を実現】	○コンピュータで審査完結するレセプトの割合 【システム刷新後2年以内に9割程度】 ○既存の支部設定コンピュータチェックルールの移行・廃止 【新システム稼働時までに集約完了】
45	国保の普通調整交付金について見直しを検討					
	普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討する。 骨太2020の取りまとめに向けて、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方団体等と議論を継続。 《厚生労働省》				-	-

新経済・財政再生計画 改革工程表2019 (抄)
(令和元年12月19日 経済財政諮問会議決定)

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	35 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進	介護予防の取組の更なる推進に向けた介護保険制度の保険者機能強化推進交付金の抜本的強化について、関係審議会等における検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 また、市町村における地域分析に資するよう、2020年度中に、各市町村が他の市町村の指標ごとの点数獲得状況を閲覧できる環境を整備するとともに、更なる見える化を推進する観点から、都道府県と連携しつつ、市町村の指標ごとの点数獲得状況の公表に向けて、早期に議論を進めていく。 上記交付金の評価指標等について、その運用状況等を踏まえ、より自立支援・重度化防止等に資するものとなるように改善。 〈厚生労働省〉			○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】 ○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者【2020年度までに100%】	○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【2020年度末までに縮減】
	36 第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討	介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。 保険者機能の更なる強化に向けて、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の新たな活用方策について、地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討した結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 〈厚生労働省〉			—	—

16

令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和2年度 予算案	国分		(参考) 令和元年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364	536
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。^(注3) 	8,858	3,410	5,448	^(注4) 3,882
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。 	5,274	4,882	392	—
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。^(注5) 	1,003	506	496	421
合計		15,857	9,156	6,701	4,839

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。

(注5)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

17

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(12月28日関係閣僚合意)のポイント

趣旨 → 家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚園0.04万円）まで無償化
 - ※ 保護者が直接負担している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
3～5歳は施設による徴収を基本、低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実に向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 負担割合

- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
 - ※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

5. その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月1日

18

幼児教育・保育の無償化に係る財源確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な地方財源を確保。
- 令和元年度における幼児教育・保育の無償化に係る地方負担については、「子ども・子育て支援臨時交付金」を創設し、全額国費による対応としていたところ、保育所の利用者の増加により、所要額が当初予算額(2,349億円)を上回るが見込まれたことから、令和元年度補正予算において増額(342億円)。
- 令和2年度の地方財政計画においては、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担額5,448億円を全額計上した上で、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回り確保。
- 全額国費による負担として措置することとされている令和2年度における事務費及び令和3年度から令和5年度までにおける認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、令和2年度において所要額(360億円)を「子育て支援対策臨時特別交付金」として都道府県に交付し、安心こども基金を積増し。

＜幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び予算額＞

(単位：億円)

給付の種別	区分	財源負担割合			令和2年度予算額				令和元年度予算額(補正後)				
		国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村			
子どものための教育・保育給付	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	4,980	2,490	1,245	1,245	2,361	1,181	590	590
		公立	-	-	10/10	2,038	0	0	2,038	1,009	0	0	1,009
子育てのための施設等利用給付	<旧制度> 私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	1,247	623	312	312	696	348	174	174
	認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	267	133	67	67	141	70	35	35
	預かり保育、一時預かり、ファミリーサポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	326	163	82	82	168	84	42	42
合計					8,858	3,410	1,705	3,743	4,375	1,683	842	1,850	

5,448億円

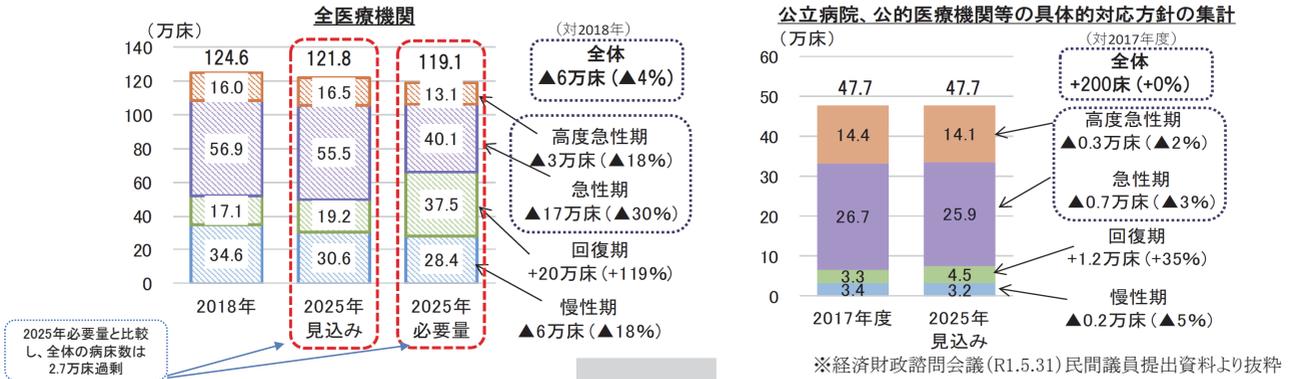
(注) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

19

地域医療構想の現状について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。(医療介護総合確保推進法に基づき都道府県が策定。2016年度中に全団体策定済)
- 2017年度以降、個別の病院名や転換する病床数等の「具体的対応方針」の速やかな策定に向けて、概ね二次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設けて具体的に議論。(公立病院95%、公的医療機関等98%が策定済(2019.3時点))
- 現状、同方針に基づく公立・公的医療機関等の2025年の病床見込み数は、2025年にあるべき病床の必要量と乖離。

【機能別病床数の2025年見込みと必要量の比較】



◎経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)抄

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。

→厚生労働省から、各都道府県知事あてに「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和2年1月17日付け医政局長通知)を发出。今後、各地域の地域医療構想調整会議で議論。 20

地域医療確保に関する国と地方の協議の場について

1. 開催趣旨

2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進し、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、総合的な医療提供体制改革を実施する必要がある。そのためには、国と地方が共通の認識をもって取組を進めることが重要であることから、地域医療確保に関する事項について協議を行うため、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」(以下「協議の場」という。)を開催する。

2. 構成

全国知事会	平井鳥取県知事(社会保障常任委員長)
全国市長会	立谷相馬市長(全国市長会会長)
全国町村会	椎木山口県周防大島町長(全国町村会副会長)
厚生労働省	橋本副大臣 吉田医政局長
総務省	長谷川副大臣 内藤自治財政局長

3. 協議事項

- ① 地域医療構想
- ② 医師の地域偏在対策
- ③ 医師の働き方改革

4. 開催実績(令和元年)

10月4日	第1回 協議の場	議題: 地域医療構想等について
11月12日	第2回 協議の場	議題: 地域医療構想に関する地方との意見交換について、民間病院データについて、医師偏在対策について、厚生労働省及び総務省の財政支援策及び概算要求の内容について
12月24日	第3回 協議の場	議題: 地域医療構想に係る令和2年度予算及び地方財政措置について、地方に対する再検証要請について、民間病院データの提供方法について

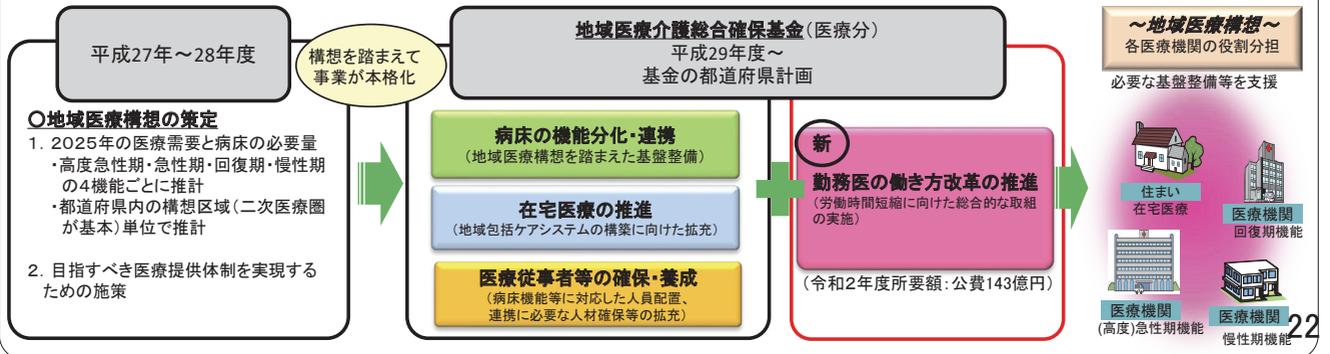
2025年(令和7年)に向けて、住み慣れた地域で必要な医療を受けながら生活できるよう、医療提供体制の改革を行う。

I 診療報酬改定

- 2025年に向けて、質の高い在宅医療の推進など地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携に重点的に取り組む。
- 平成26年度診療報酬改定：消費税財源を活用した診療報酬本体の上乗せ(令和2年度所要額：公費409億円)
- 平成28年度診療報酬改定：医療保険制度改革に伴う、国民健康保険組合の国庫補助の見直しによる財政効果を活用し、診療報酬本体に上乗せ(令和2年度所要額：公費34億円)。
- 平成30年度診療報酬改定：医療保険制度改革に伴う、国民健康保険組合の国庫補助の見直しによる財政効果を活用し、診療報酬本体に上乗せ(令和2年度所要額：公費34億円)
- 令和2年度診療報酬改定：消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応(令和2年度所要額：公費126億円)

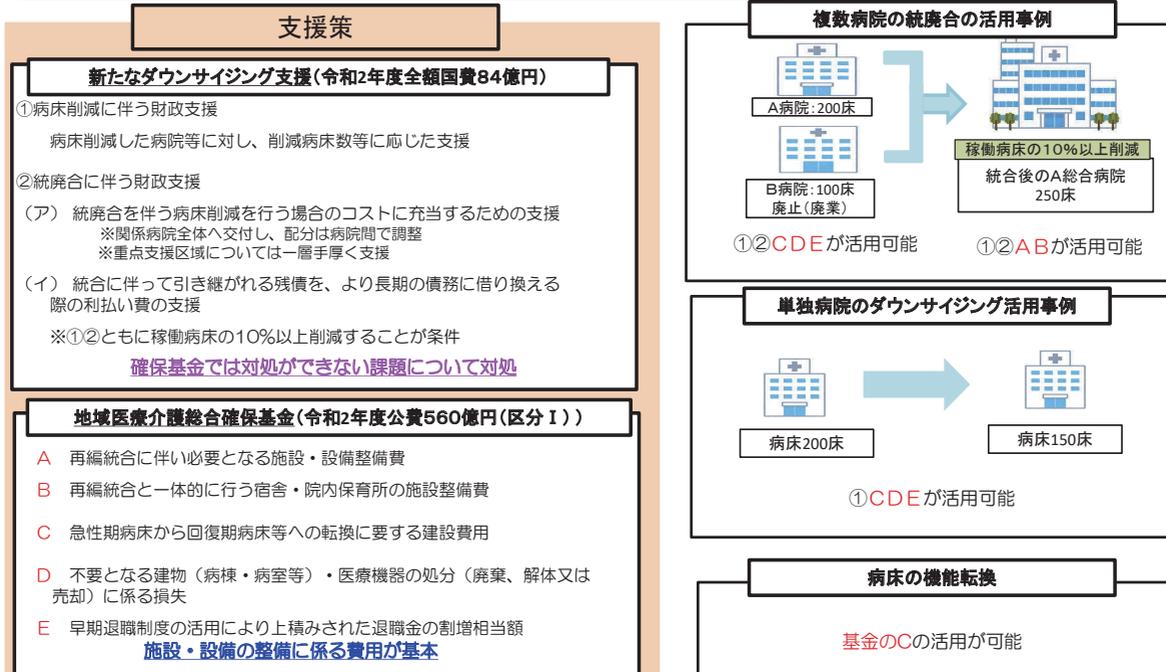
II 三位一体改革の推進に係る支援制度

- 都道府県が策定した地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に必要な基盤整備や、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進に必要な事業を支援するため、必要な財源を確保する。
(令和2年度所要額：公費1,194億円)(※基金の負担割合 国2/3 都道府県1/3) ※介護分については別途記載



地域医療構想推進のための地域医療介護総合確保基金の活用と新たな財政支援の整理

- 地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金(区分I：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業)により財政支援(国：2/3、都道府県1/3)を行ってきている。
- 令和2年度においては、新たな病床ダウンサイジング支援として、全額国費による新たな予算事業を創設(令和3年度以降においては、消費税財源による事業とするための法改正を行った上で実施)。
- 今後は確保基金と新たなダウンサイジング支援の組み合わせにより再編統合案件に対する支援額の規模を拡大するとともに、財政支援の死角を無くし、地域医療構想の推進を加速化する。



(参考：新たな財政支援の概要)

「病床削減」に伴う財政支援

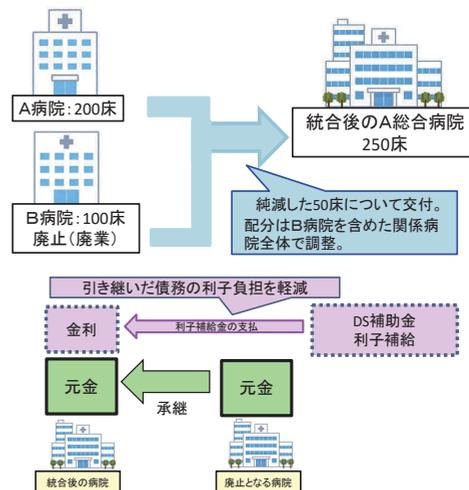
稼働病床より病床を削減した病院等（統廃合により廃止する場合も含む。）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付。
 ※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。



「統廃合」に伴う財政支援

【**統合支援**】統廃合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
 コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼
 働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）。
 ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
 ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。

【**利子補給**】統廃合を伴う病床削減を行う場合において、廃止され
 る病院の残債を統廃合後残る病院に承継させる場合、当該引継債務
 に発生する利子について一定の上限を設けて統廃合後病院へ交付。
 ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
 ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に
 限る。



第5部 今年度の研究のまとめ

共生社会と共生経済

～神奈川県小田原市の「気にかける」にまなぶ～

慶應義塾大学経済学部

井手英策

「共生」ということばの意味

「共生」ということばをメディアや行政資料などのあちこちで見かけるようになった。文字通りにつかまえば、それは「共に生きる」ということである。私たちはこのことばを否定的な意味で使うことはまずなく、ほぼまちがいに、肯定的、積極的な意味でつかっている。

政府の『ニッポン1億総活躍プラン』を見てみる。そこでは「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる」¹社会を地域共生社会とよんでいる。文部科学省は、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」²を共生社会と定義づけている。厚生労働省は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を地域共生社会とよんでいる³。

宮本太郎が指摘するように、共生社会ということばは、従来、障がい者や外国人などのマイノリティを社会につなぎとめることをめざして使われてきた⁴。しかし近年では、以上の政府文書からの引用でもわかるように、社会の担い手であった人びとの関係もふくめて、支えあいのかたちを再構築するさいの「約束の地」として共生社会はかたられている。

しかし、この共生ということばを用いてめざすべき社会を示す、その営み自身のうちに、

¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/gaiyou1.pdf>

² https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325881.htm

³ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>

⁴ 宮本太郎『共生社会 <支え合い>の戦略』岩波書店、p.ii。

無視し得ない問題が存在しているように思う。

そもそも共生という用語には、いくつかのバリエーションがある。生物学的に言えば、お互いに利のある共生のかたちを「相利共生」とよび、一方が得をし、他方に、特段、利害のおよばない共生を「片利共生」とよぶ。さらに、意外かもしれないが、一方が得をしながら、他方が一方的に損をする場合、これを「寄生」と呼ぶ。私たちが忌み嫌って使う「寄生」ということば、これもまた、共生の一形態なのである。

ここでの課題は共生に優劣をつけることではない。たとえば、高度経済成長期のように、経済が持続的に成長し、昨年よりも今年、今年よりも来年のほうが所得が増えていくことを確信できる時代、しかも高齢化が進んでおらず、現役世代の負担が大きくなかった時代には、中間層も自己責任で生存、生活を維持することができた。また、この時代は、アジア・太平洋戦争の惨禍に巻きこまれ、大勢の人たちが生存の危機とまずしさを経験した時代でもあった。こういう状況であれば、一部の人たちが救済・保護を受ける、いわば「寄生」的な意味での共生も社会的に許容されることができた。

だが、こうした社会的な前提条件はもはや存在していない。1997年をピークに勤労者世帯の所得が停滞を続け、貯蓄率も減少の一途をたどり、経済のデフレ化が鮮明になった。少子高齢化、人口減少が取りざたされ、現役世代の将来負担は明らかに大きくなるものと考えられているし、貧困の記憶もまた、人びとの脳裏から消えた。このような状況になれば、受益者と負担者の関係がネガティブなかたちで可視化される。実際、かつては平等主義国家と呼ばれた日本であったが、格差是正への共感は広がらず、財政をつうじた格差是正効果もまた貧弱なものとなった⁵。いわば「寄生的」な意味での共生を中間層は支持しなくなったのである。

すなわち、ここで確認しておきたいのは、時代に即した「共生のかたち」が問われているという現実である。共生ということばを吟味することなく、漠然とマジックワードとして使ってしまうと、それはかえって政治的な反発を生んでしまうかもしれない。だからこ

⁵ 『世界価値観調査』のWave6をみると、「所得はもっと公平にされるべきだ」という問いに賛成する日本の回答者の割合は、調査対象58カ国中39位であり、『国際社会調査プログラム』では、「日本の所得の格差は大きすぎる」「所得の格差を縮めるのは、政府の責任である」というふたつの問いに対して賛成した人の割合は、それぞれ42カ国中30位、36位だった。OECDの“Growing Unequal?”というレポートを見ると、財政をつうじた所得再分配は、①まずしい人に給付すること、②富裕層に課税すること、で小さくできるが、調査対象となったOECD21カ国のなかで①による日本の格差是正力は19位、②にいたっては最下位だった。

そ、「共に生きる」ということばの意味、内容を吟味し直し、より人びとの共感が得られる「共生」のすがたを探っていかなければならないのである。

以上の課題を念頭に置き、政府の使用する「共生」がいかなる概念なのか、簡単に振り返っておこう。

『ニッポン1億総活躍プラン』で対象とされているのは、子ども、高齢者、障がい者である。ここで問われているのは、すべての子ども、高齢者、障がい者ではない。いわば「社会的弱者」の暮らしをどのように支えていくかが問われている。文科省は「全員参加」型の社会を訴えている。しかし、ここで念頭に置かれているのは、明らかに障がい者であり、社会的弱者の処遇改善を訴える文脈のなかで「全員参加」が論じられている。厚労省も同様である。ここでかたられる地域共生社会は、地域包括ケアの延長線上にあり、高齢者のケアが目的である。そして、それを実現するために、地域のすべての人たちが担い手＝負担者になることを求めるものである。

政府が「共生社会」を追求する方向性は正しいし、行論で明らかにするように、この方向性を私自身、支持している。というのも、すでに別の場所で論じたように、危機の時代には、かならず「支えあい」や「共助」を柱とした家族のような共生のありかたが問われることは歴史の教訓に属する事実だからである⁶。これらの経験が私たちに告げるのは、危機の時代とは大勢の人たちが生活苦、将来不安に怯える時代なのであり、受益者を可能な限り広げていかなければならないというベクトルの重要性である⁷。その意味では、寄生型の共助の再生産ではなく、片利共生から相利共生へと共生のありかたをアップグレードし、担い手の拡充にくわえて、受益者の拡充を同時に進めることが求められているのである。

経済の再定義

以上のように、支え合いの領域が、担い手、受益者の双方で拡充していくということは、経済的な領域が段階的に縮小していくことを意味するのだろうか。これは半分ただしく、半分まちがった見かたである。経済人類学者カール・ポランニーの議論を紹介しつつ、今

⁶ 井手英策『幸福の増税論 財政はだれのために』岩波書店、同『富山は日本のスウェーデン 変革する保守王国の謎を解く』集英社、を参照せよ。

⁷ 格差是正に対する共感がなかなか得られない一方で、『世界価値観調査』の wave6 によれば、「国民みなが安心して暮らせるよう国は責任をもつべき」という問いに対して、回答者の 76.4% がこれに同意している。

後の経済の見通しを示しておこう⁸。

ポランニーにおける経済の定義の前提は、人間が自然にたよらなければ生きていけないとしている点にある。自然と共存可能な範囲のなかで、欲求をみたすための物質的な手段を提供するプロセスに注目し、そのプロセスの全体を経済として定義している。

以上の定義は非常に重要である。というのも、市場経済における交換をつうじて利得を獲得するプロセスだけを経済と定義してしまえば、人類の歴史のごく一部の時期しか経済は存在しないことになってしまうからである。すでに別の機会に論じたように⁹、また、以下でくわしく論じていくように、交換の原理は、互酬原理、再分配原理へと力点をうつしつつあるが、もしそうだとすると、経済は私たちの社会から消えていくことになってしまう。そうではない。経済は消えるのではない。経済は変わるのである。この点を理解するうえで、さまざまな欲求をみたすための物質的手段の提供プロセスというポランニーの定義は決定的な重みを持っている。

そもそも私たちはなぜ「経済」的な活動をおこなうのか。現代の基準からすると、生きるために必要なお金をかせぐため、あるいは得をし、お金もうけをしたいから、ということになるかもしれない。たしかにこれらは経済の重要な要素である。しかし、ポランニーにいわせれば、経済をめぐる行動は、今日における意味では経済的な性質をもたないさまざまな状況、つまり「社会」のなかにうめこまれていたという。

かつて、修道僧は、収益を得るためではなく、宗教的な動機から取り引きをおこなっていた。その結果、ヨーロッパで最大の交易施設は修道院であった。トロブリアンド諸島のクラ交易を見ると、彼らの交易の目的は利益ではなく美の追求だったし、北アメリカのクワキウトル族は威信と名誉のために取り引きをおこなっていた。市場における貨幣と財の交換をつうじて、飢えをみたしたり、資産を形成したりするのも経済の一部だ。だが、これは市場経済、あるいは市場社会という経済のひとつの見かたに過ぎず、人為的に作り出された「観念的」なものであったとポランニーはいう。現実には歴史を貫いている経済とは、その社会ごとに設けられている基準にしたがって、宗教心、美、名誉といったさまざまな欲求をみたすべく、物質的な手段を提供するプロセスをさしていた。これこそが「実体的」

⁸ カール・ポランニー『大転換』東洋経済、『人間の経済』岩波書店。

⁹ 井手英策『幸福の増税論 財政はだれのために』岩波書店、同『経済の時代の終焉』岩波書店を参照せよ。

な意味での経済だったのである。

繰り返そう。ポランニーは交換による欲求の充足を否定してはいない。彼のいう経済をカギ括弧つきの「経済」と定義しておけば、「経済」は以下の3つの「統合」の原理に支配される。

(1) 互酬：ある条件をみたしたときにおこなわれる、上下の区別のない、対称的な集団からの財・サービスの移動

(2) 再分配：集団のなかで財・サービスを中心に一手にあつめ、それを法や習慣、中央の決定によって構成員に分配しなおすこと

(3) 交換：利得をめざしておこなわれる、個人間・集団間での財・サービスの移動

互酬と再分配についてはもう少し説明が必要かもしれない。

たとえば、トロブリアン諸島では、家族は父ではなく、母かたの親戚が面倒をみていた。自分たちのつくった作物のなかでいちばんよいところを親戚の家族にわたす。みごとな作物をつくりあげた功績、自分の妻の姉妹や家族をやしなした功績、この「りっぱな行為」にたいする名声こそが男の欲するものであり、財のみかえりを求めているのではなかった。ただし、この名声をえた男の妻と子どもたちには、じつはおなじく名声をもとめる妻の親戚からの贈与によって作物が提供されている。以上のような、ある条件にしたがって、相互扶助的に必要を満たしていく関係を「互酬」とよぶ。

では、再分配とは何か。についてはさまざまなレベルがある。たとえば、狩猟によって得たものを族長に手わたし、配りなおすことも立派な再分配である。狩猟の結果は努力の差もさることながら、その時々運不運によって、獲物の量にムラがでてくる。もし、狩猟が、共同作業がこの場限りであれば、人びとは自分の獲物を持ってひっそりとその場を立ち去るだろう。しかし、近い将来、自分が獲物を手にできなかったとき、今度は生死の境をさまようことになるかもしれない。だからこそ、獲物を族長にわたし、これをくばりなおし、ときには貯蔵を増やし、ときには不運なものにあたえることで、長期的な個の生命維持を可能にし、また共同体を形成してきたのである。

現代で再分配といえば、政府が税を集め、まずしい人たちに給付することをさす。だが、これも貨幣を政府という中心にあつめ、これを生存の困難な人たちに分配しなおすという意味で、ポランニーの定義する再分配と符合する。もちろん、長期的に見れば、自分自身

が貧困におちいたり、障がいをもったり、あるいは歳をとってはたけなくなったりする可能性はつねに存在するわけだから、現代の再分配もまた、原始共同体における再分配と通底する側面、すなわち個の生命維持を可能にするという側面を持っていたのである。

注意すべきは、互酬であれ、再分配であれ、財やサービスの移動があるわけだが、それらはいずれも共同体の「秩序」と深くむすびついていたという点である。反対に言えば、これらのない経済、利潤獲得のみを原理とする経済は、「万人の万人にたいする闘争」をまねいたに違いないということでもある。だからこそ、歴史的にみれば、「経済」とはたんなる交換をさすのではなかった。物質をつうじて互酬によって名声などの欲求をみたり、再分配によってメンバーに共同の欲求をみたりしながら、それらを通じて形成される社会関係の全体をさすもの、それが「経済」だったのである。

経済行為は人類の歴史を貫いているし、これからもそうである。交換が支配的だった近代が終わるということの意味は、経済の編成原理として、交換ではなく、互酬や再分配がより重要な地位を占めるようになるということの意味する。そうだとすれば、すでに見た共生のかたちと同時に、経済のかたちもまたこれから問い返されることになる。

小田原市の「ケアタウン」

昨年度に続けて、本研究会では、神奈川県の小田原市への調査をおこなった。その内容は、公共施設の適正管理、土木費、商工費の事業状況、民生費、教育費ときわめて広範囲におよんだが、昨年度からの進捗もあわせ、ケアタウンの現状について、以下、整理しておきたい。そのうえで、このケアタウンの取り組みから、「共生」と「経済」がどのようなかたちで変化していくのかについて、簡単な示唆をしておきたい。

「ケアタウン事業」は、加藤憲一市長の肝煎りではじめられたもので、小田原市が10年にわたって地道に続けてきた事業である。同市の特徴は、祭り文化が色濃く残っていることであり、相互扶助機能が強固な地域特性を活かし、行政と自治会、社会福祉協議会、NPOなどが協力して、地域課題の解決に取り組んできた。高齢者や子どもの居場所づくり、ゴミ出し、草むしりなどの生活支援、防災、防犯、研修等、「ケア＝気にかける」を合言葉に行政は連合自治会のあるすべての地域と協定を結んだ。

小田原市には26の連合自治会があるが、それぞれに地区社会福祉協議会が存在する。また、地域コミュニティ組織として「まちづくり委員会」が設置され、その下に、地域振興、防災、防犯、環境といった分科会が設けられている。さらには民生委員・児童委員協

議会のような組織も存在しているが、それらがリーダーシップを発揮しながら、地域の課題解決の担い手となって、さまざまな事業がおこなわれている。これらの地域力、自治力が評価され、全国で10しか選ばれないSDGsのモデル事業に選定されることとなった。

ここでふたつ事例を紹介しておきたい。

ひとつめは、小田原駅近くの繁華街から1～2キロほど北東に向かった場所にある新玉地区（以下、新玉）の取り組みである。新玉は寺社の多い、閑静な住宅街であり、従来から小学校教職員、PTA、自治会等の共催で開催するスポーツイベント、津波を想定した避難訓練などに取り組んできたが、2014年に「おひさま広場」を、2018年に「よってこ新玉」をオープンした。

「おひさま広場」は、ゼロ歳児から未就園児の親子を対象としたコミュニケーションの場である。端午の節句、七夕、クリスマス、ひな祭りといった年中行事にくわえ、乳幼児の救命講習や保健師相談、身体測定など、充実した企画を実施している。自治会の児童委員とボランティアが主な担い手である。「よってこ新玉」は、高齢者の居場所づくりの一環である。地区内に公園が少なく、高齢者の集まる場所が不十分であることから、まちづくり委員会の福祉・健康分科会が中心となって創設されたもので、高齢者が集まって体操、健康講話、囲碁将棋などの行事をおこなっている。

ここで注目したいのは、「おひさま広場」と「よってこ新玉」とがしばしば共同開催され、未就園児、父母、高齢者が世代の垣根をこえて交流する機会が設けられていることである。高齢者が地域で子どもに声かけをおこなうと、不審者扱いされることが不満としてあがっていた。世代間交流の場を設けることによって、高齢者が子どもの笑顔に触れる喜びを感じられるだけでなく、互いが見知った関係になり、日常の暮らしのなかでも声かけができるようになる。参加者からは開催頻度を増やしてほしいという要望も出るようになった。

もう一点強調しておきたいのは、この世代間交流の場に行政職員も参加していることである。職員は、高齢介護課、健康づくり課、そして地域政策課から構成されている。地域の課題解決にあたって、地域のニーズを把握することは不可欠である。組織の垣根をこえて職員が一市民としてイベントに参加しつつ、地域の課題やニーズの所在を共有していくことは、ケアタウン事業の一体性を強めていくうえで重要な土台となる。

もうひとつ、酒匂・小八幡（さかわ・こやわた）地区の取り組みから見てみよう。この地区は、小田原市でもっとも大きな河川である酒匂川をこえた市の北東部にある。全域が海拔10メートル以下であり、川にも隣接している地域特性から防災をつうじた連携の強

かった地域であり、それを土台として、まちづくり委員会のなかに設けられた「エスケイひだまり」分科会によって、2015年頃から高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯の生活支援がはじめられていった。

ここで紹介したいのは、2018年に開始された「じーちゃん、ばーちゃん家」である。正確を期して言うておくと、これはケアタウンの事業ではない。しかし、地域の特性、ケアタウン事業で培った経験、そして、小田原市全域からメンバーが集まったサークルとが結びついて実現した、非常に興味深い事例である。

「じーちゃん、ばーちゃん家」の第一の特色は、酒匂・小八幡自治連合会だけでなく、近隣の富士見自治会連合がくわわっていることにある。一時期、地域内の小中学校が荒れた時期があったといわれる。親も子も不安になったその時期を、同じ中学校区に属する富士見地区の民生委員、住民と一体となって、子どもたちの見守りを行っていた。このときの一体感をPTAの一員として身を持って経験し、地域への感謝の気持ちを抱き続けたのが、現在、酒匂で民生委員をやっている五十嵐尚美さんだった。当時の見守りを行っていた人たちが高齢者になるなか、彼女は、地域への恩返しを考えるようになった。

ケアタウンをつうじて地域の活性化がすすんでいた一方、地区では地域住民による物理的な負担が問題となりつつあった。ちょうどその時である。小田原市およびその周辺の自治体のメンバーで構成されている「カケル×ODAWARA（カケオダ）」というグループに五十嵐さんは出会う。このグループをつうじて、福祉政策課の塚田崇さん、企画政策課の加藤和永さんと出会い、さらにもうひとりのメンバーである福田ひろみさんの紹介もあって、福祉施設や児童施設とのネットワークを広げていった。

こうして、「じーちゃん、ばーちゃん家」は、ケアタウンの枠組みをこえて、地域住民はもちろんのこと、地域包括支援センター、高齢者福祉施設の潤生園、ゆりかご園児童擁護施設、小田原市の高齢介護課、福祉政策課、企画政策課、青少年課職員等と多様なメンバーで構成されることとなった。子どもから高齢者までの全世代の住民が参加し、調理、配膳、お手伝いをみんなで行い、また、イベントやゲーム、会話等による世代間の交流をつうじて、「救済」とはことなる、地域のきずなづくりがめざされている。

参加する子どもたちのなかには、精神的な障がいを抱える児童もいる。また、高齢者のなかにも、円滑な動作ができない人、初期の認知症の人、車椅子の利用者、生活困窮者などがいる。しかし、そこでは不必要な情報を共有し、問題を可視化し、それに対処するのではなく、参加者がふらっと立ち寄っては、その場の雰囲気を楽しむことができるような

空間づくりがめざされている。地域住民もまた、遊びに来ては、野菜の差し入れを行ったり、芸を披露したりと、それぞれができることを行っている。さらにいえば、地域の介護事業所や児童養護施設が地域住民と関係をふかめ、地域課題に貢献する場となり、地域の一体性を強めている。ここで考えられている「ケア」はあくまでも「気にかける」ことであり、めざすのは福祉の提供ではなく、地域づくり、関係づくりなのである。

以上からわかるように、ケアタウンやケアタウンの限界を乗り越えようとする取り組みでは、地域包括ケアのように対象を高齢者に限定していないし、貧しい家庭の児童や独居の高齢者などにしぼっているわけでもない。現実には、高齢者への配慮が大きなウェイトを占めざるをえないものの、子どもや障がい者も含めた幅広い層を受益者にするように制度が設計されている。また、困っているだれかを助けてあげるという視点ではなく、世代や地域、職域の垣根をこえた関係づくりに力点が置かれている。さらにいえば、行政がこの現場に入り込むことだけではなく、後に述べるように、対象が福祉政策とコミュニティ政策とが重なりあう領域であることを反映して、福祉関係部局と地域コミュニティ関係部局との連携も強化されつつある。

ようするに、小田原市で追求されているのは、行政も含めた地域全体が住民の生存・生活ニーズを互酬的に提供しあう仕組みづくり、自治の再生なのである。しかも、受益者と負担者の関係は可変的である。子どものときに、あるいは親として受益者になり、同時にその人たちはいずれ担い手となり、さらに歳をとっていくことでふたたび受益者となっていく。「片利共生」の得をする側が時間の経過とともに変わり、長期的に見るとだれもが受益者になる経験を持つという意味で「相利共生」に近づくモデルとなっている。

これは、予算のような年度、年度における事業を単位にモデルが構築されていないこと、その地域に住む人たちのライフサイクルにあわせた長期的なモデル構築となっていることで可能になっている。これこそがまさに「自治の強み」である。ケアタウンは、その基盤を相互扶助、自治に持ちながらも、同時に、コミュニティ機能が形骸化する前にその再強化をめざしている点に特色があるのである。

「公」の責任としてのソーシャルワーカー

ここで注意しておきたいことがある。それは、自治への回帰は、悪くすると近代以前の古典的自治の時代への先祖返りとなりかねないこと、あるいは、政府の責任放棄と紙一重となりかねないことである。経済が停滞し、少子高齢化が懸念される状況のなかで、自治

の力に頼ることはひとつの方法だが、同時に、人口減少に、高齢化、都市化が重なって、自治を支えるコミュニティそのものが弱体化しつつある。

以上で説明したケアタウンが、かろうじて維持されているコミュニティ機能の再強化をめざすものであった点はすでに触れたところであるが、反対に言えば、そうした機能がすでに形骸化してしまっている地域も含めた制度設計が必要になるということでもある。その意味で、近代の所産である財政システムを活用することで、地域の活動主体が最大限の力を発揮できるような「プラットフォームづくり」をすすめる責任が政府には求められることとなる。

ここで注目しておきたいのは、ソーシャルワーク／ソーシャルワーカーである¹⁰。一般に、ソーシャルワーカー（SW）をせまく定義すれば、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている人たち、ということになる。だが、国際ソーシャルワーカー連盟の以下の定義を見ればわかるように、SWにもとめられているのは、たんなる福祉やサービスの提供者としての役割ではない。

「ソーシャルワークは、社会の変化、開発、つながり、そして人びとのエンパワメントと解放、これらを促進するような、実践をベースとした専門職であり、学問分野である。ソーシャルワークの中心となるのは、社会正義、人権、集団的な責任、および多様性の尊重といった諸原則である。ソーシャルワーク、社会科学、人文学、そして地域や民族に固有の知からなる諸理論を土台としながら、暮らしの課題に取り組み、幸福や健康といったウェルビーイングを高めるべく、人びとやさまざまな構造に働きかける」

ソーシャルワークの核心は、個別の「困りごと」にたいして、それを発生させている「環境」自身を変えていくことにある。またその「困りごと」は、かならずしも低所得層の生活困難にかぎられるものではなく、介護や子育て、教育など、所得とは関係なく生じるであろう、個別の案件と向きあうのがSWの第一の任務である。

このような観点からすると、現行の法規程は慎重に読まなければならない。たとえば社会福祉士及び介護福祉士法を見てみると、次のような条文がある。

¹⁰ 井手英策・柏木一恵・加藤忠相・中島康晴『ソーシャルワーカー 「身近」を革命する人たち』、筑摩書房を参照せよ。

「社会福祉士」とは・・・社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」（簡略化のため、カッコ書きは削除している）

この条文によれば、社会福祉士は、身体的、精神的障がいの有無だけではなく、「環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者」を対象としている。この点は先の国際定義と比較しても、うなづけるところである。しかし、その業務内容は、「相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する」こと、「関係者との連絡及び調整その他の援助を行う」こととされている。もし、提供者、調整者、援助者に SW の業務が尽きているとすれば、「ソーシャル」という冠が活きてこない。SW はあくまでも当事者の困りごとの背景にある環境それ自身を変えていく人たちであり、困りごとを抱えた人たちにとって彼女ら／彼らの置かれた環境は、「社会」そのものだからこそ、ソーシャルワークなのである。

いささか抽象的なので、具体的な事例にもとづいて説明をしておこう。

金銭的には問題のない、ある共稼ぎ世帯について考えてみよう。親がメンタルヘルスに課題をかかえている家庭があり、その家庭の子どもが不登校になった場合を想定する。自治体の現状から考えれば、子どもをケアする手段として、スクール SW やカウンセラーによる面談をおこなうことが考えられる。だが残念ながら、週に数時間程度しか勤務できない彼らが子どもと面談することで問題が解決する見込みはあまりない。

課題は複雑である。まず、親のメンタルヘルス問題と、子どもの不登校とは、関係があるのか、ないのか。もし、関係があるとすれば、子どもの不登校を改善するためには、親のメンタルヘルスの改善にアウトリーチする必要がでてくる。だが、メンタルヘルスの課題と一言でいうものの、その背景には、職場の人間関係、労働環境のきびしさ、夫婦間のトラブル、親の介護、金銭問題など、数えきれない「困りごと」が存在している。それぞれに応じて SW に求められる専門性も異なってくる。したがって、問題をひもとき、その改善のためにどの行政の機関や制度を利用すればよいのか、あるいはどの NPO、地域の中間団体に協力を求めればよいのか、さらには SW 間の連携をどのように深めていくのかを

考えなければならない。

もし、親のメンタルヘルスと子どもの不登校に関係がなかったとする。その場合も状況は変わらない。学習のおくれ、友人や先生との関係、子どものかかえた障がい等、同様に、数えきれない「困りごと」があるにちがいない。ここでもまた、福祉の領域をこえ、教育の専門的な知見を持ったSWとの連携が必要となるし、地域の人的な資源や制度を発掘・活用しながら、その解消をめざしていかなければ事態は改善しないはずである。

あらためて強調しておきたいのは、次の二点である。

第一に、SWは福祉の提供者＝サービス・プロバイダーではない。あくまでもサービスの提供は政府の責任なのであり、その前提にたって、それぞれの「困りごと」を解消すべく、当事者の置かれた環境＝社会を変えていくことが求められている。

第二に、SWはたんなる福祉の専門職ではないが、彼女／彼らの専門性だけですべての課題を解決できる「超人」でもない。一人ひとりの「困りごと」を解決しようと思えば、その人に関するさまざまな情報を共有しなければならない。そのためには家族、自治会、行政、SWの連携が欠かせない。また、たとえば子どもの発達障害のように、福祉と教育のはざまの問題であれば、SWどうしの連携が必要になる。その際、彼らが情報を共有しあう場をつくることはもちろん、そこでの課題、個別のニーズを地方自治体が吸いあげるための場も必要であるし、これを国の施策に反映させていくことも重要である。

小田原市の挑戦と経済の再構築

このように考えると、たんに自治にすべてを委ねるのではなく、自治を機能させるために、地域の人的、制度的資源をつなぎあわせ、「困りごと」を生じさせる環境ごとを変えていく人たちをどのように配置していくかが、政府の側にも、当然、問われることとなる¹¹。

この点は小田原の行政も正しく認識している。現在は審議中であり、最終的な結論をまだ見ない状況ではあるが、地域への丸投げにせず、自治会にくわわっていない住民にアウトリーチするため、地域福祉相談支援員をモデル事業として配置することがいま、議論さ

¹¹ 一般にソーシャルワークは福祉関係の問題であり、端的に言えば、厚生労働省の管轄だと考えられるかもしれない。しかし、そうではない。ここで強調しておきたいのは、地域包括ケアも含め、問われているのは自治の問題だ、という点である。だからこそ、総務省や地方自治体は、ソーシャルワークをどのように活かし、どのように自治の力を再生していくのかを考えなければならないのである。

れている。8050 問題や引きこもり問題など、制度のはざまにあって公的な支援が届きにくい人たちがいる。また、福祉サービスの提供だけでは解消しない「困りごと」も地域にはあふれている。そうした人たちへのきめ細かいアシストを行うために SW の配置をすすめ、これとあわせて、庁内の関係部局が組織横断的に対応する体制整備をおこなうことが議論されている。

地域福祉相談支援員という名称から想像されるのは、福祉関係部局が主導し、たとえば、社会福祉協議会のなかに SW を配置していくという方向性であろう。しかしながら、すでに触れたように、SW は「超人」ではない。彼女ら／彼らが、地域のなかに能動的に入り込み、ネットワークを自らの力で作りあげ、それぞれの地域アクターと情報を共有していくということを前提に制度設計をしてしまえば、それは過大な期待であり、おそらく画餅に帰す結果となるにちがいない。また、ソーシャルワークの環境を変えていくという本旨がおざなりにされ、人手不足がかねてから問題視されていた既存事業の遂行のために人員が吸収されてしまう可能性も危惧される。

SW を機能させるためには、行政、社会福祉協議会はもとより、自治会や PTA、NPO、協同組合組織などもふくめて、主体間の交流、情報の共有が大前提である。そのためには、SW をたとえば地域コミュニティ関係部局に配置することも考えられてよい。あるいは、どの部局、組織に貼りつけるにせよ、行政内部の組織的な連携をつよめ、SW と行政との情報共有をすすめながら、地域の課題やニーズをたえず確認していくプロセスをとらなければならない。その意味で、行政の役割もまた、サービス・プロバイダーとしてだけでなく、自治の土台をつくる、「プラットフォームビルダー」へと立ち位置を変えていく必要があるだろう。自治は頼るものではない。行政と地域が手を携えあいながら、作っていくものなのである。

一般的には、こうした自治、あるいはそのための仕組みづくりを「経済」活動とはいわない。それどころか、自治は、経済の対局にあるものとする考えられるかもしれない。だがもう一度、議論の出発点に立ち返り、ポランニーの定義を参考に定義すれば見かたは変わってくる。すなわち、現在起きつつあることは、従来の「利益型経済」とは異なる「共生型経済」が育まれつつあるということなのである。

思えば自然なことではないだろうか。そもそも僕たちはなぜ利益を必要とするのか。それは、貨幣がなければ、生存・生活のニーズを満たすことも、人間らしく生きることもできないからである。財政もふくめて、そのニーズを貨幣で満たすことがひとつの流れであ

るが、自治の力が強まり、それらを貨幣とはまた異なるかたちで満たすようになるということは、「利益型経済」の地位が低下し、それを「共生型経済」が補完すること、いわば経済の欲求充足の方法が大きく変化することを意味している¹²。

小田原市が10年にわたってケアタウンを推進してきたこともまた、こうした大きな「経済」と「共生」のありかたの変化のなかに位置づけられる。だが、それは小田原に限られた話ではなく、同様の動きは、各自治体の行政の枠組みをこえて起きはじめている。

歴史的に見れば、協同組合に象徴される「経済」組織が「共生」にあたる領域を担ってきた。『21世紀の協同組合に関するICAの声明』によれば、協同組合とは、「共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織」である。協同組合は利益を目的としない。しかしながら、それは人びとが出資し、共同で所有する「経済」組織である。

象徴的なのは、2018年に日本共同組合連携機構（JCA）が結成されたことである。農業協同組合、生活協同組合、森林組合、漁業協同組合、さらには労働組合が主導する労働者福祉協議会までもが加わり、組織の垣根をこえた横断的なつながりが強まりつつある。JCAは、子ども食堂、フードバンク、清掃活動、体験活動、交流会など、地域ニーズを満たす新たな受け皿となりつつある。これらが小田原市のケアタウンで行われている取り組みと重なりあっていることは明らかであるし、そうした事実じたい、社会の編成原理が共生型経済に変わりつつあることの一端を示している。

地域だけではなく、マクロの動きを見ても同様にことがいえる。2019年10月に実施された消費増税を全体像で見ればよい。ここで得られた税収は、幼保の無償化、低所得層の大学授業料の負担軽減に用いられた。そもそも幼稚園や保育園でかかる費用、大学に納付すべき授業料、これらは個人の負担であり、自己責任の領域に属していた。ところが、富裕層への課税ではなく、幅広い負担者を前提とする消費税が選択されたこと、くわえて、利潤の一部でこれらの費用を払うのではなく、保育や教育という共通のニーズをマクロの互酬的、再分配的な関係で満たしあっていること、これらの意味で、ここでもまた、「共生型経済」への移行の可能性を垣間見ることができる。国のマクロ、ミクロの両面で経済の

¹² これは必ずしも財政の機能を自治が代替するということの意味しない点に注意を要する。財政をつうじて生存・生活保障機能を強めつつ、さらに財政では手が届かない一つひとつの困りごと、個別ニーズを自治が満たしていくという可能性も当然ありうるだろう。

質的な転換が起きはじめているのである。

ソースティン・ヴェブレンの言葉を用いれば、顕示的消費、いわば見せびらかしの欲求こそが「利益型経済」の原動力だった¹³。しかし、生存・生活のニーズを充足するという人間の本源的欲求は、経済の衰退、少子高齢化とともに、財政のありかた、国や地域の社会のありかた、すなわち僕たちのありかたそのものを根底から覆そうとしている。このような変革の時代にあるからこそ、安易に自治によりかかるのではなく、経済のありかた、自治のありかた、そして政府の責任をかたることがとりわけ重要になってくる。だからこそ、「共生」の意味を問い返し、単なる弱者の権利擁護をこえた、「共生」の意味について考えていかなければならないのである。

私たちは「公共」ということばを使う。政府もまた「公共部門」である。しかし、担い手をさすのであれば、「公（おおやけ）」でよいのであって、「共」ということばを付けくわえる必要はない。いままさに、「公共」ということばの意味が問い返されている。「公」の領域と「共」の領域が重なりあいながら、どのように「公共」性を作りかえていくのか。新しい公共とは、新しい担い手の話ではない。地域のなかの担い手と担い手が関わりあうなかで、どのように新しい公共性を作り出していけるのかが問われている。それは、公の責任とともに、自治再生のための努力を私たちにするどく求めているのである。

¹³ ソースティン・ヴェブレン『有閑階級の理論』筑摩書房。

委員名簿等

人口減少・少子高齢化社会において求められる地方公共団体の行財政運営に関する調査研究

(令和元年度 地方行財政ビジョン研究会)

委員名簿

令和2年3月末日現在

委員長	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
副委員長	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授
委員	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科准教授
	荒見 玲子	名古屋大学大学院法学研究科准教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	宇野 二郎	横浜市立大学国際総合科学群教授
	小西 杏奈	帝京大学経済学部経済学科講師
	祐成 保志	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部准教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	竹端 寛	兵庫県立大学環境人間学部准教授
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	西岡 晋	東北大学大学院法学研究科教授
	古市 将人	帝京大学経済学部経済学科准教授
		－以上 学識委員－
	内藤 尚志	自治財政局長
	谷 史郎	官房審議官(財政制度・財務担当)
	沖部 望	官房審議官(公営企業担当)
	大沢 博	自治財政局財政課長
	新田 一郎	自治財政局調整課長
	出口 和宏	自治財政局交付税課長
	坂越 健一	自治財政局地方債課長
	山越 伸子	自治財政局公営企業課長
	乾 隆朗	自治財政局公営企業課公営企業経営室長
	大塚 大輔	自治財政局公営企業課準公営企業室長
	伊藤 正志	自治財政局財務調査課長
	平沢 克俊	自治財政局財政課参事官
	三宅 正芳	一般財団法人地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長
事務局	萩原 啓	自治財政局調整課課長補佐
	佐藤 敏之	自治財政局調整課事務官
	小川 大介	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部調査研究室長
	齋藤 圭介	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員

令和元年度の開催経緯

委員会	テーマ・報告者	報告書該当部分
第1回委員会 (令和元年6月24日)	○「公共施設の適正管理の推進について」 長谷川 淳二 総務省自治財政局財務調査課長	第1部 第1章
第2回委員会 事例視察 (令和元年7月29日)	○「行財政運営上の課題・単独事業の状況（商工費・土木費）」 神奈川県小田原市企画部・総務部・経済部・都市部	第2部 第1章
第3回委員会 事例視察 (令和元年10月1日)	○「行財政運営上の課題・単独事業の状況（民生費・教育費）」 神奈川県小田原市企画部・総務部・福祉健康部・教育部	第2部 第2章
第4回委員会 (令和2年1月7日)	○「地方教育行財政の現状と課題」 合田 哲雄 文部科学省初等中等教育局財務課長 ○「令和2年度地方財政対策の概要」 新田 一郎 総務省自治財政局調整課長	第3部 第1部 第2章
第5回委員会 (令和2年2月19日)	○「医療・介護と世代間連帯・衡平」 中野 妙子 名古屋大学大学院法学研究科教授 ○「令和2年度の社会保障関連予算（案）の概要」 大田 圭 総務省自治財政局調整課理事官	第4部 第1章 第4部 第2章

人口減少・少子高齢化社会において求められる
地方公共団体の行財政運営に関する調査研究

－令和2年3月発行－

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話 03-5148-0661 (代表)

